

令和8年度 学部別授業日程

〔学部通則第4条第3項に定める各学期の開始日及び終了日、並びに第5条第1項第5号に定める休業日について〕

学部		教養学部 (前期課程)	法学部	医学部	工学部	文学部	理学部	農学部	経済学部	教養学部	教育学部	薬学部	グローバル 教育センター
S1 ターム	学期の始期	4月1日(水)	4月1日(水)	4月1日(水)	4月1日(水)	4月1日(水)	4月1日(水)	4月1日(水)	4月1日(水)	4月1日(水)	4月1日(水)	4月1日(水)	4月1日(水)
	授業開始	4月6日(月)	4月6日(月)	4月6日(月)	4月6日(月)	4月6日(月)	4月6日(月)	4月6日(月)	4月6日(月)	4月6日(月)	4月6日(月)	4月6日(月)	4月6日(月)
	授業終了	6月3日(水)	5月29日(金)	6月3日(水)	6月3日(水)	6月3日(水)	6月3日(水)	6月3日(水)	6月3日(水)	6月3日(水)	6月3日(水)	6月3日(水)	6月3日(水)
	学期の終期	6月3日(水)	5月31日(日)	6月3日(水)	6月3日(水)	6月3日(水)	6月3日(水)	6月3日(水)	6月3日(水)	6月3日(水)	6月3日(水)	6月3日(水)	6月3日(水)
S2 ターム	学期の始期	6月4日(木)	6月1日(月)	6月4日(木)	6月4日(木)	6月4日(木)	6月4日(木)	6月4日(木)	6月4日(木)	6月4日(木)	6月4日(木)	6月4日(木)	6月4日(木)
	授業開始	6月4日(木)	6月1日(月)	6月4日(木)	6月4日(木)	6月4日(木)	6月4日(木)	6月4日(木)	6月4日(木)	6月4日(木)	6月4日(木)	6月4日(木)	6月4日(木)
	授業終了	7月31日(金)	7月31日(金)	7月30日(木)	7月31日(金)	7月31日(金)	7月30日(木)	7月28日(火)	7月30日(木)	7月31日(金)	7月30日(木)	7月30日(木)	7月31日(金)
	夏季休業(自)	8月1日(土)	8月1日(土)	8月1日(土)	8月1日(土)	8月1日(土)	7月31日(金)	7月29日(水)	8月1日(土)	8月1日(土)	7月31日(金)	8月1日(土)	8月1日(土)
	夏季休業(至)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)
	学期の終期	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)	9月30日(水)
A1 ターム	学期の始期	10月1日(木)	10月1日(木)	10月1日(木)	10月1日(木)	10月1日(木)	10月1日(木)	10月1日(木)	10月1日(木)	10月1日(木)	10月1日(木)	10月1日(木)	10月1日(木)
	授業開始	10月2日(金)	10月2日(金)	10月2日(金)	10月2日(金)	10月2日(金)	10月2日(金)	10月2日(金)	10月2日(金)	10月2日(金)	10月2日(金)	10月2日(金)	10月2日(金)
	授業終了	12月2日(水)	11月25日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)
	学期の終期	12月2日(水)	11月25日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)	12月2日(水)
A2 ターム	学期の始期	12月3日(木)	11月26日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)
	授業開始	12月3日(木)	11月26日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)	12月3日(木)
	冬季休業(自)	12月29日(火)	12月29日(火)	12月29日(火)	12月29日(火)	12月29日(火)	12月29日(火)	12月29日(火)	12月29日(火)	12月29日(火)	12月29日(火)	12月29日(火)	12月29日(火)
	冬季休業(至)	1月3日(日)	1月3日(日)	1月3日(日)	1月3日(日)	1月3日(日)	1月3日(日)	1月3日(日)	1月3日(日)	1月3日(日)	1月3日(日)	1月3日(日)	1月3日(日)
	授業終了	2月6日(土)	2月10日(水)	2月4日(木)	2月12日(金)	2月5日(金)	2月4日(木)	2月4日(木)	2月12日(金)	2月6日(土)	2月4日(木)	2月10日(水)	2月6日(土)
	学期の終期	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2月4日(木)	—	—
W ターム	学期の始期	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2月5日(金)	—	—
	授業開始	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2月15日(月)	—	—
	授業終了	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3月8日(月)	—	—
	春季休業(自)	2月7日(日)	2月11日(木)	2月5日(金)	2月13日(土)	2月6日(土)	2月5日(金)	2月5日(金)	2月13日(土)	2月7日(日)	3月9日(火)	2月11日(木)	2月7日(日)
	春季休業(至)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)
	学期の終期	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)	3月31日(水)

※ 2年生の進学内定後に開講する学部後期課程専門科目の授業については、原則として、教養学部前期課程の授業日程により開講する。

※ 医学部は学科の性質上、集中形式の授業科目や実習等を多く含むため、本表のとおりでないことがあるので、授業日程については医学部授業時間割を参照すること。

※ 農学部・農学生命科学研究科は、夏季休業期間および春季休業期間にも集中形式の授業や実習等を開講している。詳細は農学部授業時間割を参照すること。

※ 授業振替日などの詳細は、各学部教務担当係に問い合わせること。

目 次

I 共通関係	1~186
令和8年度学部別授業日程	1
◆ 関連法令集	3
◆ 東京大学憲章	5
◆ 東京大学基本組織規則	9
◆ 東京大学学部通則	23
◆ 東京大学大学院学則	37
◆ 東京大学大学院専門職学位課程規則	53
◆ 東京大学学位規則	58
◆ 学部通則第2条第2項に規定する「長期にわたる教育課程の履修」に関する申合せ	68
◆ 学部後期課程教育における成績評価の改善に関する申合せ	69
◆ 学部後期課程における全学部共通授業科目群の科目開設・履修等に関する細則	70
◆ 東京大学グローバル教育センター「グローバル教養科目群」規則	72
◆ 部局横断型教育プログラム開設内規	74
◆ 東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則	76
◆ 東京大学における授業料未納者に対する取扱要綱	81
◆ 学生の休学の基準等	82
◆ 東京大学学生生活関連規程集	85
◆ 東京大学学生懲戒処分規程等	88
◆ 掲示に関する規程	97
◆ 教育職員免許関連規則	98
◆ 教育職員免許状の取得について	105
◆ 公認心理師について	149
◆ 附属図書館サービス案内	150
◆ 教育活動における情報システムの利用案内	152
◆ 学生関係事務案内	154
◆ 入学料免除及び徴収猶予の取扱いについて	157
◆ 授業料免除及び徴収猶予の取扱いについて	158
◆ 海外留学について	159
◆ 学生宿舎案内 -三鷹国際学生宿舎を除く-	160
◆ インターナショナル・ビレッジ	160
◆ 国民年金への加入について	161
◆ キャリアサポート室	162
◆ 相談支援研究開発センター総合窓口	163
◆ 学生相談所(本郷)	164
◆ コミュニケーション・サポートルーム	165
◆ 精神保健支援室	166
◆ ピアサポートルーム	167
◆ バリアフリー推進オフィス	168
◆ 運動会	169
◆ 保健・健康推進本部(各地区保健センター)	171
◆ 東京大学学生自治会中央委員会規約	174
◆ 東京大学におけるハラスメント防止のための倫理と体制の綱領	176
◆ ハラスメント相談所	179
◆ 本郷構内の自転車・バイクの利用について	180
◆ 地震が発生したときの対応	181
◆ 科学研究行動規範	183
◆ 建物配置図	184
II 学部関係	189

※掲載内容は随時変更となる可能性があります。最新情報は必ず東京大学HPにて確認してください。

◆ 学校教育法 (昭和22年3月31日法律第26号) (抄)



第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

3 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

第一百条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

◆ 国立大学法人法 (平成15年7月16日法律第112号) (抄)



(目的)

第一条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「国立大学」とは、別表第一の第二欄に掲げる大学をいう。

3 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

4 この法律において「大学共同利用機関」とは、別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。

5 この法律において「中期目標」とは、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が達成すべき業務運営に関する目標であって、第三十条第一項の規定により文部科学大臣が定めるものをいう。

6 この法律において「中期計画」とは、中期目標を達成するための計画であって、第三十一条第一項の規定により国立大学法人等が作成するものをいう。

7 この法律において「学則」とは、国立大学法人の規則のうち、修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項を定めたものをいう。

◆ その他関連法令

- [学校教育法施行規則](#) (昭和22年5月23日文部省令第11号)



【学校教育法施行規則】

- [大学設置基準](#) (昭和31年10月22日文部省令第28号)



【大学設置基準】

- [大学院設置基準](#) (昭和49年6月20日文部省令第28号)



【大学院設置基準】

- [専門職大学院設置基準](#) (平成15年3月31日文部科学省令第16号)



【専門職大学院設置基準】

- [教育職員免許法](#) (昭和24年5月31日法律第147号)



【教育職員免許法】

- [教育職員免許法施行規則](#) (昭和29年10月27日文部省令第26号)



【教育職員免許法施行規則】

◆ 東京大学憲章

〔平成 15. 3. 18〕
制 定

前文

21世紀に入り、人類は、国家を超えた地球大の交わりが飛躍的に強まる時代を迎えている。日本もまた、世界に自らを開きつつ、その特質を発揮して人類文明に貢献することが求められている。東京大学は、この新しい世紀に際して、世界の公共性に奉仕する大学として、文字どおり「世界の東京大学」となることが、日本国民からの付託に応じて日本社会に寄与する道であるとの確信に立ち、国籍、民族、言語等のあらゆる境を超えた人類普遍の真理と真実を追究し、世界の平和と人類の福祉、人類と自然の共存、安全な環境の創造、諸地域の均衡のとれた持続的な発展、科学・技術の進歩、および文化の批判的継承と創造に、その教育・研究を通じて貢献することを、あらためて決意する。この使命の達成に向けて新しい時代を切り拓こうとするこの時、東京大学は、その依って立つべき理念と目標を明らかにするために、東京大学憲章を制定する。

東京大学は、1877年に創設された、日本で最も長い歴史をもつ大学であり、日本を代表する大学として、近代日本国家の発展に貢献してきた。第二次世界大戦後の1949年、日本国憲法の下での教育改革に際し、それまでの歴史から学び、負の遺産を清算して平和的、民主的な国家社会の形成に寄与する新制大学として再出発を期して以来、東京大学は、社会の要請に応え、科学・技術の飛躍的な展開に寄与しながら、先進的に教育・研究の体制を構築し、改革を進めることに努めてきた。

今、東京大学は、創立期、戦後改革の時代につぐ、国立大学法人化を伴う第三の大きな展開期を迎え、より自由にして自律性を発揮することができる新たな地位を求めている。これとともに、東京大学は、これまでの蓄積をふまえて、世界的な水準での学問研究の牽引力であること、あわせて公正な社会の実現、科学・技術の進歩と文化の創造に貢献する、世界的視野をもった市民的エリートが育つ場であることをあらためて目指す。ここにおいて、教職員が一体となって大学の運営に力を発揮できるようにすることは、東京大学の新たな飛躍にとって必須の課題である。

大学は、人間の可能性の限りない発展に対してたえず開かれた構造をもつべき学術の根源的性格に由来して、その自由と自律性を必要としている。同時に科学・技術のめざましい進展は、それ自体として高度の倫理性と社会性をその担い手に求めている。また、知があらゆる領域で決定的な意味をもつ社会の到来により、大学外における知を創造する場との連携は、大学における教育・研究の発展にますます大きな意味をもちつつある。このような観点から、東京大学は、その自治と自律を希求するとともに、世界に向かって自らを開き、その研究成果を積極的に社会に還元しつつ、同時に社会の要請に応える研究活動を創造して、大学と社会の双方向的な連携を推進する。

東京大学は、国民と社会から付託された資源を最も有効に活用し、たえず自己革新を行って、世界的水準の教育・研究を実現していくために、大学としての自己決定を重視するとともに、その決定と実践を厳しい社会の評価にさらさなければならない。東京大学は、自らへの評価と批判を願って活動の全容を公開し、広く世界の要請に的確に対応して、自らを変え、また、所与のシステムを変革する発展経路を弛むことなく追求し、世界における学術と知の創造・交流そして発展に貢献する。

東京大学は、その組織と活動における国際性を高め、世界の諸地域を深く理解し、また、真理と平和を希求する教育・研究を促進する。東京大学は、自らがアジアに位置する日本の大学であることを不断に自覚し、日本に蓄積された学問研究の特質を活かしてアジアとの連携をいっそう強め、世界諸地域との相互交流を推進する。

東京大学は、構成員の多様性が本質的に重要な意味をもつことを認識し、すべての構成員が国籍、性別、年齢、言語、宗教、政治上その他の意見、出身、財産、門地その他の地位、婚姻上の地位、家庭における地位、障害、疾患、経歴等の事由によって差別されることのないことを保障し、広く大学の活動に参画する機会をもつことができるように努める。

日本と世界の未来を担う世代のために、また真理への志をもつ人々のために、最善の条件と環境を用意し、世界に開かれ、かつ、差別から自由な知的探求の空間を構築することは、東京大学としての喜びに満

ちた仕事である。ここに知の共同体としての東京大学は、自らに与えられた使命と課題を達成するために、以下に定める東京大学憲章に依り、すべての構成員の力をあわせて前進することを誓う。

I 学術

1 **（学術の基本目標）** 東京大学は、学問の自由に基づき、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させることを目標とする。研究が社会に及ぼす影響を深く自覚し、社会のダイナミズムに対応して広く社会との連携を確保し、人類の発展に貢献することに努める。東京大学は、創立以来の学問的蓄積を教育によって社会に還元するとともに、国際的に教育・研究を展開し、世界と交流する。

2 **（教育の目標）** 東京大学は、東京大学で学ぶに相応しい資質を有するすべての者に門戸を開き、広い視野を有するとともに高度の専門的知識と理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者の精神をもった、各分野の指導的人格を養成する。このために東京大学は、学生の個性と学習する権利を尊重しつつ、世界最高水準の教育を追求する。

3 **（教育システム）** 東京大学は、学部教育において、幅広いリベラル・アーツ教育を基礎とし、多様な専門教育と有機的に結合する柔軟なシステムを実現し、かつ、その弛まぬ改善に努める。大学院教育においては、多様な専門分野に展開する研究科、附置研究所等を有する総合大学の特性を活かし、研究者および高度専門職業人の養成のために広範な高度専門教育システムを実現する。

東京大学の教員は、それぞれの学術分野における第一線の研究者として、その経験と実績を体系的に教育に反映するものとする。また、東京大学は、すべての学生に最善の学習環境を提供し、学ぶことへの障壁を除去するため、人的かつ経済的な支援体制を整備することに努める。

4 **（教育評価）** 東京大学は、学生の学習活動に対して世界最高水準の教育を目指す立場から、厳格にして適切な成績評価を行う。

東京大学は、教員の教育活動および広く教育の諸条件について自ら点検するとともに、学生および適切な第三者からの評価を受け、その評価を教育目標の達成に速やかに反映させる。

5 **（教育の国際化と社会連携）** 東京大学は、世界に開かれた大学として、世界の諸地域から学生および教員を迎え入れるとともに、東京大学の学生および教員を世界に送り出し、教育における国際的ネットワークを構築する。

東京大学は、学術の発展に寄与する者を養成するとともに、高度専門職業教育や社会人再教育など社会の要請に応じて社会と連携する教育を積極的に進める。

6 **（研究の理念）** 東京大学は、真理を探究し、知を創造しようとする構成員の多様にして、自主的かつ創造的な研究活動を尊び、世界最高水準の研究を追求する。

東京大学は、研究が人類の平和と福祉の発展に資するべきものであることを認識し、研究の方法および内容をたえず自省する。東京大学は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの評価を受け、説明責任を果たす。

7 **（研究の多様性）** 東京大学は、研究の体系化と継承を尊重しつつ学問分野の発展を目指すとともに、萌芽的な研究や未踏の研究分野の開拓に積極的に取り組む。また、東京大学は、広い分野にまたがった学際的な研究課題に対して、総合大学の特性を活かして組織および個人の多様な関わりを作り出し、学の融合を通じて新たな学問分野の創造を目指す。

8 **（研究の連携）** 東京大学は、社会・経済のダイナミックな変動に対応できるように組織の柔軟性を保持し、大学を超えて外部の知的生産と協働する。また、東京大学は、研究の連携を大学や国境を超えて発展させ、世界を視野に入れたネットワーク型研究の牽引車の役割を果たす。

9 **（研究成果の社会還元）** 東京大学は、研究成果を社会に還元するについて、成果を短絡的に求めるのではなく、永続的、普遍的な学術の体系化に繋げることを目指し、また、社会と連携する研究を基礎研究に反映させる。

東京大学は、教育を通じて研究成果を社会に還元するため、最先端の研究成果を教育に活かすとともに、これによって次の世代の研究者を育成する。

II 組織

- 10 **（基本理念としての大学の自治）** 東京大学は、大学の自治が、いかなる利害からも自由に知の創造と発展を通じて広く人類社会へ貢献するため、国民からとくに付託されたものであることを自覚し、不断の自己点検に努めるとともに、付託に伴う責務を自律的に果たす。
- 11 **（総長の統括と責務）** 東京大学は、総長の統括と責任の下に、教育・研究および経営の両面にわたって構成員の円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、効果的かつ機動的な運営を目指す。東京大学は、広く社会の多様な意見をその運営に反映させるよう努める。
- 12 **（大学の構成員の責務）** 東京大学を構成する教職員および学生は、その役割と活動領域に応じて、運営への参画の機会を有するとともに、それぞれの責任を自覚し、東京大学の目標の達成に努める。
- 13 **（基本組織の自治と責務）** 東京大学の学部、研究科、附置研究所等は、自律的運営の基本組織として大学全体の運営に対する参画の機会を公平に有するとともに、全学の教育・研究体制の発展を目的とする根本的自己変革の可能性を含め、総合大学としての視野に立った大学運営に積極的に参与する責務を負う。
- 14 **（人事の自律性）** 大学の自治の根幹が人事の自律性にあることにかんがみ、総長、副学長、学部長、研究科長、研究所長および教員ならびに職員等の人事は、東京大学自身が、公正な評価に基づき、自律的にこれを行う。基本組織の長および教員の人事は、各基本組織の議を経て、これを行う。

III 運営

- 15 **（運営の基本目標）** 東京大学は、国民から付託された資源を、計画的かつ適切に活用することによって、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させ、その成果を社会へ還元する。そのために公正で透明な意思決定による財務計画のもとで、教育・研究環境ならびに学術情報および医療提供の体制の整備を図る。
- 16 **（財務の基本構造）** 東京大学は、その教育・研究活動を支え、発展させるために必要な基盤的経費および施設整備の維持拡充を可能とする経費が国民から付託されたものであることを自覚し、この資源を適正に管理し、かつ、最大限有効に活用するとともに、大学の本来の使命に背馳しない限りにおいて、特定の教育・研究上の必要に応じて、国、公共団体、公益団体、民間企業および個人からの外部資金を積極的に受け入れる。
- 17 **（教育・研究環境の整備）** 東京大学は、教育・研究活動の発展と変化に柔軟に対応しつつ、常に全学的な視点から、教育・研究活動を促進し、構成員の福利を充実するために、各キャンパスの土地利用と施設整備を図る。また、心身の健康支援、バリアフリーのための人的・物的支援、安全・衛生の確保、ならびに環境および景観の保全など、構成員のために教育・研究環境の整備を行うとともに、地域社会の一員としての守るべき責務を果たす。
- 18 **（学術情報と情報公開）** 東京大学は、図書館等の情報関連施設を全学的視点で整備し、教育・研究活動に必要な学術情報を体系的に収集、保存、整理し、構成員に対して、その必要に応じた適正な配慮の下に、等しく情報の利用手段を保障し、また広く社会に発信することに努める。
東京大学は、自らの保有する情報を積極的に公開し、情報の利用に関しては、高い倫理規範を自らに課すとともに、個人情報の保護を図る。
- 19 **（基本的人権の尊重）** 東京大学は、基本的人権を尊重し、国籍、信条、性別、障害、門地等の事由による不当な差別と抑圧を排除するとともに、すべての構成員がその個性と能力を十全に発揮しうよう、公正な教育・研究・労働環境の整備を図る。
東京大学は、男女が均等に大学運営の責任を担う共同参画の実現を図る。

IV 憲章の意義

- 20 **（憲章の意義）** 本憲章は、東京大学の組織・運営に関する基本原則であり、東京大学に関する法令の規定は、本憲章に基づいてこれを解釈し、運用するようにならなければならない。

V 憲章の改正

21 (憲章の改正) 本憲章の改正は、別に定める手続により、総長がこれを行う。

附 則

この憲章は、平成15年3月18日から施行する。

◆ 東京大学基本組織規則

(令和8年2月1日現在)
〔平成16.4.1役員会議決〕

目次

第1章	総則(第1条—第3条)
第2章	役員及び教職員
第1節	役員(第4条—第8条)
第2節	教職員(第9条—第11条)
第3章	全学組織
第1節	総長室及び大学委員会(第12条—第17条)
第2節	本部事務組織及び室並びに全学委員会(第18条・第19条)
第3節	附属図書館(第20条)
第4節	文書館(第20条の2)
第5節	学内共同教育研究施設(第21条)
第6節	国際高等研究所(第21条の2)
第7節	学際融合研究施設(第21条の3)
第8節	全国共同利用施設(第21条の4)
第9節	その他の組織(第21条の5)
第10節	総長等と部局長等との会議(第22条)
第4章	教育研究部局
第1節	学部(第23条—第27条)
第2節	大学院組織
第1款	研究科(第28条—第33条)
第2款	研究科以外の大学院組織(第34条—第39条)
第3節	附置研究所(第40条—第43条)
第4節	教育研究部局附属の教育研究施設(第44条)
第5章	教育研究部局等の事務組織(第45条)
第6章	補則(第46条・第47条)

附則

第1章 総則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、国立大学法人東京大学(以下「大学法人」という。)並びにその設置する東京大学並びに附属学校及び附属病院の組織に関し、基本となる事項を定める。

(組織の原則)

第2条 大学法人及びその設置する東京大学(附属学校及び附属病院を含む。本条において以下同じ。)の組織は、東京大学が、東京大学憲章に則り、国民から付託された大学の自治に基づいて、総長の統括と責任の下に、国民の付託に伴う責務を自律的に果たし自らの使命と課題を達成することができるように、構成され、運用されなければならない。

2 大学法人及びその設置する東京大学の組織は、この規則に定める全学組織と教育研究部局とで構成される。教育研究部局は、総長から任命された長の統括の下に、東京大学憲章に則り、教育研究の活動を自らの発意と責任において実施し、総合大学としての東京大学の教育研究の発展に寄与する。

3 東京大学の教職員は、東京大学憲章に則り、その役割と活動領域に応じて、東京大学の運営への参画の機会を有する。

4 大学法人及びその設置する東京大学の組織の構成並びにその機関の権限の行使は、大学教員の学問の自

由を侵すものであってはならない。

(附属学校及び附属病院)

- 第3条** 法人法及びそれに基づく文部科学省令の定めるところにより、東京大学教育学部に附属させて、東京大学教育学部附属中等教育学校を置く。
- 2 東京大学医学部に附属させて、東京大学医学部附属病院を置く。
 - 3 東京大学医科学研究所に附属させて、東京大学医科学研究所附属病院を置く。
 - 4 前3項の学校及び病院の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に定めるところによる。

第2章 役員及び教職員

第1節 役員

(役員)

- 第4条** 大学法人に、法人法の定めるところにより、役員として、その長である総長、9名以内（1名以上の非常勤の理事（その任命の際現に大学法人の役員又は教職員でない者（以下「学外者」という。）に限る。）を置く場合にあつては、10名以内）の理事及び2名の監事を置く。
- 2 前項の理事のうち、2名以上（学外者が総長に任命されている場合は1名以上）は学外者とする。
 - 3 監事のうち1名以上は、常勤とする。

(総長)

- 第5条** 総長は、大学法人を代表し、その業務を総理するとともに、学校教育法の定めるところにより、大学法人が設置する東京大学の長として、その校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 2 総長は、大学法人の経営又は東京大学の教育研究に関する重要事項について決定しようとするときは、法人法の定めるところにより、それぞれ経営協議会又は教育研究評議会による審議を経なければならない。経営協議会及び教育研究評議会に関し、その組織等必要な事項は、別に規則で定める。
 - 3 総長は、前項のほか、法人法の定めるところにより、運営方針会議に運営方針事項に関する議題の提出を行うとともに、運営方針会議が大学法人の運営についての監督を行うために必要な報告その他の措置を講じなければならない。運営方針会議に関し、その組織等必要な事項は、別に規則で定める。
 - 4 総長の選考は、法人法の定めるところにより、総長選考・監察会議が行う。総長選考・監察会議の組織及び任務は、別に規則で定める。その他総長選考・監察会議の議事の手続等必要な事項は、議長が総長選考・監察会議に諮って定める。
 - 5 総長の任期については、法人法の規定に従って別に規則で定めるところによる。

(理事)

- 第6条** 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して大学法人の業務を掌理する。
- 2 総長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ総長の指名する理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。
 - 3 理事は、法人法の定めるところにより、総長が任期を定めて任命する。
 - 4 理事は、東京大学の副学長又は教授を兼ねることができる。ただし、その副学長又は教授の職務に関しては、理事の職責に支障のない限りでこれを行うものとする。

(プロボスト)

- 第6条の2** 総長が指名する理事は、東京大学の教育研究に係る企画、戦略及び運営並びにそれらに必要な学内資源の管理及び配分を統括する。
- 2 前項の理事を、プロボストと称する。
 - 3 総長は、プロボストを指名し、又は指名を解除しようとするときは、あらかじめ教育研究評議会の承認を得るものとする。

(役員会)

- 第7条** 総長は、全学又は部局に関する重要な規則の制定改廃その他の重要事項について決定しようとするときは、法人法の定めるところにより、総長及び理事で構成する役員会の議を経なければならない。
- 2 総長は、前項の場合のほか、必要に応じて役員会を開催するものとする。

3 役員会に関しその議事の手続等必要な事項は、役員会において定める。

(監事)

第8条 監事は、大学法人の業務を監査し、その他法人法の定める職務を行う。

2 監事は、東京大学の教授を兼ねることができる。ただし、その教授の職務に関しては、監事の職責に支障のない限りでこれを行うものとする。

第2節 教職員

(東京大学の教職員)

第9条 東京大学に、教員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 前項の教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とし、学校教育法の定めるところにより、それぞれの職務を行う。

3 第1項に定める教職員のほか、東京大学に、必要に応じ、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教(以下「特任教員」という。)を置く。

4 第1項及び前項の教職員は、総長が任命する。

5 教授、准教授及び講師の任命は、教授会の議を経て行う。

6 第3項の特任教員の選考及び任命は、一般の教員に準じて行うことを原則とする。

(東京大学附属の学校及び病院の教職員)

第10条 東京大学教育学部附属中等教育学校に、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

2 東京大学医学部附属病院に、病院長、教員、医療職員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

3 東京大学医科学研究所附属病院に、病院長、教員、医療職員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

4 前3項の教職員は、総長が任命する。

(教職員の就業に関する定め)

第11条 前2条の教職員の就業については、別に定めるところによる。

2 大学法人の役員が東京大学の教員を兼ねる場合における教員としての就業については、その性質に反しない限り、一般の教員の例による。ただし、特別の定めがあるときはそれに従う。

第3章 全学組織

第1節 総長室及び大学委員会

(設置)

第12条 大学法人及び東京大学の運営の基本的事項に関する総長の職責遂行を助けるため、東京大学の本部の組織として、総長室及び大学委員会を置く。

(総長室の組織)

第13条 総長室は、総長のもとに、理事、副学長、執行役、副理事、総長補佐及び総長特任補佐をもって構成する。

2 総長室には、必要な室又は委員会を置くことができる。

(副学長)

第14条 東京大学に、学校教育法の定めるところにより副学長若干名を置く。副学長は、総長の定めるところにより、総長を補佐して東京大学の校務を掌理し、又は命を受けて東京大学の校務をつかさどる。

2 副学長は、総長が、東京大学の教授のうちから任命する。

3 副学長の任期については、総長が別に定めるところによる。その任期の末日は、当該副学長を任命する総長の任期の末日を越えないものとする。

(執行役)

第14条の2 東京大学に、執行役若干名を置く。執行役は、総長の命を受け、理事を補佐して特定の事項に関する専門的な大学法人業務を掌理し、必要に応じて理事、副学長との適切な連携を図る。

2 執行役は、総長がその職務分担を定めた上で任命する。

3 執行役の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。

(副理事)

第15条 東京大学に、副理事若干名を置く。

2 副理事は、総長の定めるところにより、総長、理事、副学長及び執行役の職責遂行を助ける。

3 副理事は、総長が、任期を定めて任命する。

(総長補佐及び総長特任補佐)

第16条 東京大学に、総長補佐若干名を置く。

2 東京大学に、総長特任補佐若干名を置くことができる。

3 総長補佐及び総長特任補佐は、総長の定めるところにより、総長、理事、副学長及び執行役の職責遂行を助ける。

4 総長補佐及び総長特任補佐は、総長が、東京大学の教授又は准教授のうちから任期を定めて任命する。

(大学委員会)

第17条 大学委員会は、東京大学の教育研究に関し、全学的な見地から、教育研究の将来構想についての審議及び教育研究の企画についての審査を行うことにより、総長及び理事の職責遂行を助ける。

第2節 本部事務組織及び室並びに全学委員会

(本部事務組織及び室)

第18条 大学法人及び東京大学の業務のうち、第4章に規定する教育研究部局の業務及び本章第3節から第9節までに規定する組織の業務(別に定めるものを除く。)に属さないもの(以下「本部業務」という。)を分掌させるため、東京大学の本部の組織として、本部事務組織及び必要な室を置く。本部事務組織及び室は、総長、理事、副学長又は執行役の統括のもとにその任務を行う。

2 前項の本部事務組織に必要な課を置く。課に課長を置き、理事を補佐し1又は2以上の課を統括させるために部長を置く。

3 室には、室長を置くことができる。

4 課及び室の設置及び任務その他必要な事項は、別に定める。

(全学委員会)

第19条 本部業務に関し必要があるときは、東京大学の本部の組織として、委員会を置くことができる。委員会は、総長、理事、副学長又は執行役の統括のもとにその任務を行う。

2 委員会の設置及び任務その他必要な事項は、別に定める。

第3節 附属図書館

(附属図書館)

第20条 東京大学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に館長を置く。館長は、総長が任命する。その選考については、別に規則で定めるところによる。

3 前項に定めるもののほか、附属図書館の組織に関しては、別に規則で定めるところによる。

第4節 文書館

(文書館)

第20条の2 東京大学に、文書館を置く。

2 文書館に館長を置く。館長は、総長が指名する者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、文書館の組織に関しては、別に規則で定めるところによる。

第5節 学内共同教育研究施設

(学内共同教育研究施設)

第21条 東京大学に、本学における教員その他の者が教育又は研究のために共用する施設として、別表第1に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

- 2 学内共同教育研究施設の長は、総長が任命する。
- 3 学内共同教育研究施設に、その運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 4 前項の運営委員会は、第9条第5項の適用に関しては、同項にいう教授会とみなす。
- 5 学内共同教育研究施設の設置及び改廃等の手続に関し必要な事項は、別に規則で定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、各学内共同教育研究施設の組織等に関しては、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第6節 国際高等研究所

(国際高等研究所)

第21条の2 東京大学に、全学における学術の卓越性の向上及び研究環境の国際化を推進する組織として、国際高等研究所を置く。

- 2 国際高等研究所に所長を置く。所長は、総長が指名する者をもって充てる。
- 3 国際高等研究所に、別に規則で定めるところにより、研究機構を置く。
- 4 前3項に定めるもののほか、国際高等研究所の組織に関しては、別に規則で定めるところによる。

第7節 学際融合研究施設

(学際融合研究施設)

第21条の3 東京大学に、幅広い学問領域を横断する学際的な研究を恒常的に推進する研究施設として、別表第2に掲げる学際融合研究施設を置く。

- 2 学際融合研究施設の長は、総長が任命する。
- 3 学際融合研究施設に、その運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 4 前項の運営委員会は、第9条第5項の適用に関しては、同項にいう教授会とみなす。
- 5 学際融合研究施設の設置及び改廃等の手続に関し必要な事項は、別に規則で定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、各学際融合研究施設の組織等に関しては、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第8節 全国共同利用施設

(全国共同利用施設)

第21条の4 東京大学に、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の3第2項の規定により共同利用・共同研究拠点の認定を受けた全学的な研究施設（教育研究部局において同認定を受けたものを除く。）として、別表第3に掲げる全国共同利用施設を置く。

- 2 全国共同利用施設の長は、総長が任命する。
- 3 全国共同利用施設に、その運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 4 前項の運営委員会は、第9条第5項の適用に関しては、同項にいう教授会とみなす。
- 5 全国共同利用施設の設置及び改廃等の手続に関し必要な事項は、別に規則で定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、各全国共同利用施設の組織等に関しては、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第9節 その他の組織

(連携研究機構)

第21条の5 東京大学に、学の融合による新たな学問分野の創造を促進するため、複数の部局等（この規則に定める教育研究部局及び全学組織をいう。）が、一定期間連携して研究を行う組織（以下「連携研究機構」という。）を置くことができる。

- 2 前項の連携研究機構として置かれるものは、別表第4のとおりである。
- 3 連携研究機構の設置及び運営その他必要な事項は、別に規則で定める。

(国際協創海外研究拠点)

第21条の6 東京大学に、国際的に卓越した研究を行うため、部局等（この規則に定める教育研究部局及

び全学組織をいう。)が運営を主導し海外の研究機関と一定期間連携して研究を行う組織(以下「国際協創海外研究拠点」という。)を置くことができる。

- 2 前項の国際協創海外研究拠点として置かれるものは、別表第5のとおりである。
- 3 国際協創海外研究拠点の設置及び運営その他必要な事項は、別に規則で定める。

第10節 総長等と部局長等との会議

(部局長等会議)

第22条 総長は、東京大学の一体的運営を図るため、総長、理事及び副学長と、教育研究部局、附属図書館、文書館、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設又は全国共同利用施設の長との間で、定例の会議を開催するものとする。

第4章 教育研究部局

第1節 学部

(設置)

第23条 東京大学に、次の学部を置く。

法学部 医学部 工学部 文学部 理学部 農学部 経済学部 教養学部 教育学部 薬学部

- 2 前項の学部には、それぞれ別に規則で定めるところにより、学科又は課程及び学科目又はそれに代わる組織を置く。
- 3 学部の教育研究の実施に当たっては、別に規則で定めるところにより、それぞれ関係の大学院組織が協力するものとする。

(教授会)

第24条 学部に、教授会を置く。

2 学部の教授会は、次に掲げる事項について審議し、学部長に対して意見を述べる。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学部の教育研究に関する基本組織、教育課程の編成及び教員の選考に関する事項

3 前項のほか、学部の教授会は、この規則又はその他の規則により定められた学部の教育研究に関する事項について審議し、及び総長又は学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 この規則に定めるもののほか、学部の教授会に関し必要な事項は、当該教授会において定める。

(学部長)

第25条 学部に、学部長を置く。学部長は、学部に関する校務をつかさどり、学部の教授会を主宰し、所属教職員を統督する。

- 2 学部長は、当該学部の教授をもって充てる。
- 3 学部長は、当該学部の教授会の議を経て、総長が任命する。
- 4 学部長の任期については、それぞれ別に規則で定めるところによる。
- 5 学部長は、役員会の議を経なければ、その意に反して解任されることはない。

(学科長)

第26条 学部の学科には、学科長を置くことができる。学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

- 2 学科長は、当該学科の教授をもって充てる。
- 3 学科長の選考に関し必要な事項は、学部において定める。

(学部の組織に関する規則)

第27条 各学部の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第2節 大学院組織

第1款 研究科

(設置)

第28条 東京大学に、次の大学院研究科(以下「研究科」という。)を置く。

人文社会系研究科	教育学研究科	法学政治学研究科
経済学研究科	総合文化研究科	理学系研究科
工学系研究科	農学生命科学研究科	医学系研究科
薬学系研究科	数理科学研究科	新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科		

- 2 前項の研究科には、それぞれ別に規則で定めるところにより、専攻及び講座又はそれに代わる組織を置く。
- 3 研究科の教育研究の実施に当たっては、別に規則で定めるところにより、それぞれ関係の大学院組織、附置研究所等が協力するものとする。
- 4 研究科の教育研究の実施に当たっては、別に規則で定めるところにより、大学共同利用機関法人等の協力を受けるものとすることができる。

(教授会)

第29条 研究科に、教授会を置く。

- 2 研究科の教授会は、特に次条の教育会議の所管に属させられた事項を除き、研究科の教育研究に関する基本組織及び教員の選考に関する事項について審議し、研究科長に対して意見を述べる。
- 3 前項のほか、研究科の教授会は、この規則又はその他の規則により定められた研究科の教育研究に関する事項(教育会議の所管に属させられた事項を除く。)について審議し、及び総長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べるすることができる。
- 4 この規則に定めるもののほか、研究科の教授会に関し必要な事項は、当該教授会において定める。
- 5 必要がある場合には、別に規則で定めるところにより、専攻に教授会を置くことができる。
- 6 専攻の教授会に関しては、第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 専攻の教授会と研究科の教授会との関係について必要な事項は、別に規則で定める。

(研究科の教育会議)

第30条 研究科に、教育会議を置く。

- 2 教育会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、研究科長に対して意見を述べる。
 - (1) 学生の入学及び試験に関する事項
 - (2) 課程の修了に関する事項
 - (3) 学位論文の審査に関する事項
 - (4) 教育課程の編成及び授業担当に関する事項
- 3 前項のほか、教育会議は、この規則又はその他の規則により定められた研究科の教育に関する事項について審議し、及び総長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べるすることができる。
- 4 各研究科の教育会議の組織に関しては、それぞれ別に規則で定める。

(研究科長及び副研究科長)

第31条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどり、研究科の教授会を主宰し、所属教職員を統督する。
- 3 研究科長は、教育会議の議を経て学生の課程修了の認定を行う。
- 4 研究科長は、当該研究科の教授をもって充てる。
- 5 研究科長は、当該研究科の教授会の議を経て、総長が任命する。
- 6 研究科長の任期については、それぞれ別に規則で定めるところによる。
- 7 研究科長は、役員会の議を経なければ、その意に反して解任されることはない。
- 8 研究科には、副研究科長若干名を置くことができる。
- 9 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。
- 10 副研究科長の選考に関し必要な事項は、研究科において定める。

(専攻長)

- 第 32 条 研究科の専攻には、専攻長を置くことができる。専攻長は、専攻に関する校務をつかさどる。
- 2 専攻長は、当該専攻の教授をもって充てる。
 - 3 専攻長の選考に関し必要な事項は、研究科において定める。

(研究科の組織に関する規則)

第 33 条 各研究科の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第 2 款 研究科以外の大学院組織

(設置)

第 34 条 学校教育法第 100 条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる大学院組織として東京大学に置かれるものは、大学院研究部及び大学院教育部(以下それぞれ「研究部」、「教育部」という。)とする。

- 2 前項の研究部として、情報学環及び公共政策学連携研究部を置く。
- 3 第 1 項の教育部として、学際情報学府及び公共政策学教育部を置く。
- 4 第 2 項の研究部には、それぞれ別に規則で定めるところにより、専攻若しくは講座又はそれらに代わる組織を置く。
- 5 第 3 項の教育部には、それぞれ別に規則で定めるところにより、専攻又はそれに代わる組織を置く。
- 6 情報学環と学際情報学府は、緊密な組織的連関のもとに運営を行うものとする。
- 7 公共政策学連携研究部と公共政策学教育部は、緊密な組織的連関のもとに運営を行うものとする。
- 8 研究部及び教育部の教育研究の実施に関しては、第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(研究部の教授会)

- 第 35 条 研究部に、教授会を置く。
- 2 前項の教授会については、研究科の教授会に関する規定を準用する。

(研究部の部長及び副部長)

- 第 36 条 研究部に、部長を置く。
- 2 研究部には、副部長若干名を置くことができる。
 - 3 研究部の部長及び副部長については、研究科の研究科長及び副研究科長に関する規定を準用する。

(教育部の教育会議)

- 第 37 条 教育部に、教育会議を置く。
- 2 前項の教育会議については、研究科の教育会議に関する規定を準用する。

(教育部の部長)

- 第 38 条 教育部に、部長を置く。部長は、教育部に関する校務をつかさどる。
- 2 教育部の部長は、緊密な組織的連関のもとに運営を行う研究部の教授会の議を経て、総長が任命する。
 - 3 前 2 項に定めるもののほか、教育部の部長に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(研究部及び教育部の組織に関する規則)

- 第 39 条 各研究部及び教育部の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。
- 2 第 34 条から第 37 条までに定める関係規定の準用に伴う必要な読み替えについては、前項の規則で定める。

第 3 節 附置研究所

(設置)

第 40 条 東京大学に、次の附置研究所(以下「研究所」という。)を置く。

医科学研究所	地震研究所	東洋文化研究所	社会科学研究所
生産技術研究所	史料編纂所	定量生命科学研究所	宇宙線研究所
物性研究所	大気海洋研究所	先端科学技術研究センター	

- 2 前項の研究所には、それぞれ別に規則で定めるところにより、研究部門又はそれに代わる組織を置く。
- 3 研究所は、それぞれ別に規則で定めるところにより、他大学の教員その他の者に研究のため利用させる

ものとすることができる。

(教授会)

第 41 条 研究所に、教授会を置く。

- 2 研究所の教授会は、研究所の研究に関する基本組織及び教員の選考に関する事項について審議し、所長に対して意見を述べる。
- 3 前項のほか、研究所の教授会は、この規則又はその他の規則により定められた研究所の研究に関する事項について審議し、及び総長又は所長の求めに応じ、意見を述べるすることができる。
- 4 この規則に定めるもののほか、研究所の教授会に関し必要な事項は、当該教授会において定める。

(所長及び副所長)

第 42 条 研究所に、所長を置く。所長は、研究所に関する校務をつかさどり、研究所の教授会を主宰し、所属教職員を統督する。

- 2 所長は、当該研究所の教授をもって充てる。
- 3 所長は、当該研究所の教授会の議を経て、総長が任命する。
- 4 所長の任期については、それぞれ別に規則で定めるところによる。
- 5 所長は、役員会の議を経なければ、その意に反して解任されることはない。
- 6 研究所には、副所長若干名を置くことができる。
- 7 副所長は、所長の職務を助ける。
- 8 副所長の選考に関し必要な事項は、研究所において定める。

(研究所の組織に関するその他の定め)

第 43 条 各研究所の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第 4 節 教育研究部局附属の教育研究施設

(教育研究部局附属の教育研究施設)

第 44 条 各教育研究部局には、別に規則で定めるところにより、教育又は研究のための附属施設を置くことができる。

第 5 章 教育研究部局等の事務組織

(事務組織)

第 45 条 各教育研究部局及び附属図書館に、その事務を行わせるため、別に定めるところにより事務組織を置く。

- 2 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設、全国共同利用施設、国際高等研究所、附属学校及び附属病院には、その事務を行わせるため、別に定めるところにより事務組織を置くことができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、必要と認められる場合には、別に定めるところにより、教育研究部局、附属図書館、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設、全国共同利用施設、国際高等研究所、附属学校及び附属病院のうち数個のものの事務を、一の事務組織によって行うものとするすることができる。

第 6 章 補則

(教育研究部局組織の一覧)

第 46 条 学部の学科又は課程及び学科目等(第 23 条第 2 項)、研究科又はその他の大学院組織の専攻及び講座等(第 28 条第 2 項、第 34 条第 4 項及び第 5 項)、研究所の研究部門等(第 40 条第 2 項)並びに教育研究部局附属の教育研究施設(第 44 条)について、総長は、教育研究部局組織一覧を作成するものとする。

(規則の改廃)

第 47 条 この規則の改廃は、それぞれの職掌に係る部分についての経営協議会及び教育研究評議会の審議の後、役員会の議決を経て、これを行う。

附 則

第 1 条 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 大学法人の成立の時(以下「基準時」という。))において現に法人法附則別表第 1 の上欄に掲げる東

京大学(以下「旧東京大学」という。)の教職員であつて、同法附則第4条の規定により大学法人の教職員となる者(以下「承継教職員」という。)が、基準時以降、大学法人の設置する東京大学、附属学校又は附属病院(以下「新東京大学等」という。)において就くべき職に関しては、他の規則に別段の定めがある場合を除くほか、次の各項に定めるところによる。

- 2 承継教職員は、別の発令がされない限り、旧東京大学において就いていた従前の職に相当する新東京大学等の職(以下「相当職」という。)に就くものとする。
- 3 承継教職員が就くべき相当職が、任命について教授会の議に基づくことその他の特別の手續(以下「特別手續」という。)を要するものである場合において、その者の従前の職への就任が当該特別手續に相当する手續を経て行われたものであるときは、その相当職への就任につきあらためて特別手續を経ることを要しない。
- 4 承継教職員の従前の職及び新たに就くべき相当職がいずれも任期の定めのあるものであるときは、その相当職についてのその者の任期は、従前の職の任期の終了すべき時までとする。

第3条 大学法人の成立前に旧東京大学において一定の者を一定の職に就かせるための手續が行われていたときは、大学法人の成立後は、これを、当該職に相当する新東京大学等の職に就かせるために大学法人において行われたものとみなす。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 東京大学原子力研究総合センター規則(平成16年4月1日制定)及び東京大学原子力研究総合センター運営委員会規則(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第34条第1項の規定は、平成19年12月26日から適用する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 東京大学遺伝子実験施設規則(平成16年4月1日制定)
 - (2) 東京大学遺伝子実験施設運営委員会規則(平成16年4月1日制定)
 - (3) 東京大学国際・産学共同研究センター規則(平成16年4月1日制定)
 - (4) 東京大学国際・産学共同研究センター運営委員会規則(平成16年4月1日制定)
 - (5) 東京大学高温プラズマ研究センター規則(平成16年4月1日制定)
 - (6) 東京大学高温プラズマ研究センター運営委員会規則(平成16年4月1日制定)

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 東京大学保健センター規則(平成16年4月1日制定)
 - (2) 東京大学保健センター運営委員会規則(平成16年4月1日制定)
 - (3) 東京大学保健センター長選考規則(平成17年3月17日制定)

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 東京大学海洋研究所規則(平成16年4月1日制定)
 - (2) 東京大学海洋研究所協議会規則(平成16年4月1日制定)
 - (3) 東京大学海洋研究所研究船共同利用運営委員会規則(平成16年4月1日制定)
 - (4) 東京大学海洋研究所研究生規則(平成16年4月1日制定)
 - (5) 東京大学留学生センター規則(平成16年4月1日制定)
 - (6) 東京大学留学生センター運営委員会規則(平成16年4月1日制定)

- (7) 東京大学留学生センター長選考規則(平成 17 年 11 月 25 日制定)
- (8) 東京大学留学生センター日本語、日本文化・日本事情に関する教育規則(昭和 63 年 3 月 15 日制定)
- (9) 東京大学気候システム研究センター規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
- (10) 東京大学気候システム研究センター運営委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
- (11) 東京大学気候システム研究センター研究協議会規則(平成 16 年 9 月 30 日制定)

附 則

この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京大学インテリジェント・モデリング・ラボラトリー規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)及び東京大学インテリジェント・モデリング・ラボラトリー運営委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 東京大学駒場オープンラボラトリー規則 (平成 16 年 4 月 1 日制定)
 - (2) 東京大学駒場オープンラボラトリー運営委員会規則 (平成 16 年 4 月 1 日制定)
 - (3) 東京大学医学教育国際協力研究センター規則 (平成 16 年 4 月 1 日制定)
 - (4) 東京大学医学教育国際協力研究センター運営委員会規則 (平成 16 年 4 月 1 日制定)

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 4 月 26 日東大規則第 3 号)

沿 革 ◇平成 31 年 1 月 31 日東大規則第 42 号

◇平成 31 年 3 月 22 日東大規則第 75 号

◇令和元年 9 月 26 日東大規則第 32 号

- 1 この規則は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東京大学人工物工学研究センター規則(平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 99 号)
- (2) 東京大学人工物工学研究センター運営委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 100 号)
- (3) 東京大学政策ビジョン研究センター規則(平成 25 年 3 月 28 日東大規則第 90 号)
- (4) 東京大学政策ビジョン研究センター運営委員会規則(平成 25 年 3 月 28 日東大規則第 91 号)
- (5) 東京大学政策ビジョン研究センター顧問会規則(平成 25 年 3 月 28 日東大規則第 92 号)
- (6) 東京大学大規模集積システム設計教育研究センター規則(平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 128 号)
- (7) 東京大学大規模集積システム設計教育研究センター運営委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 129 号)
- (8) 東京大学生物生産工学研究センター規則 (平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 101 号)
- (9) 東京大学生物生産工学研究センター運営委員会規則 (平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 102 号)
- (10) 東京大学アジア生物資源環境研究センター規則 (平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 103 号)
- (11) 東京大学アジア生物資源環境研究センター運営委員 (平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 104 号)

附 則 (平成 30 年 6 月 28 日東大規則第 6 号)

この規則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 6 月 28 日東大規則第 7 号)

この規則は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 1 月 31 日東大規則第 41 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 22 日東大規則第 74 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年2月1日から施行する。

別表第1（第21条関係）

学内共同教育研究施設
大学総合教育研究センター
相談支援研究開発センター
アイソトープ総合センター
高大接続研究開発センター
グローバル教育センター
多様性包摂共創センター
グリーントランスフォーメーション戦略推進センター

別表第2（第21条の3関係）

学際融合研究施設
未来ビジョン研究センター
低温科学研究センター
総合研究博物館
環境安全研究センター
地球環境データコモンズ

別表第3（第21条の4関係）

全国共同利用施設
情報基盤センター
素粒子物理国際研究センター
空間情報科学研究センター

別表第4（第21条の5関係）

連携研究機構
マテリアルイノベーション研究センター
次世代知能科学研究センター
生物普遍性連携研究機構
光量子科学連携研究機構
数理・情報教育研究センター
ライフサイエンス連携研究教育拠点

臨床生命医工学連携研究機構
地震火山史料連携研究機構
ヒューマニティーズセンター
次世代ニュートリノ科学・マルチメッセンジャー天文学 連携研究機構
ワンヘルス・ワンワールド連携研究機構
感染症連携研究機構
バーチャルリアリティ教育研究センター
微生物科学イノベーション連携研究機構
地域未来社会連携研究機構
モビリティ・イノベーション連携研究機構
国際ミュオグラフィ連携研究機構
価値創造デザイン人材育成研究機構
情報セキュリティ教育研究センター
芸術創造連携研究機構
生命倫理連携研究機構
インクルーシブ工学連携研究機構
宇宙理工学連携研究機構
エドテック連携研究機構
マイクロ・ナノ多機能デバイス連携研究機構
トランススケール量子科学国際連携研究機構
知能社会創造研究センター
海洋アライアンス連携研究機構
構造生命科学連携研究機構
高齢社会総合研究機構
デジタル空間社会連携研究機構
不動産イノベーション研究センター
スポーツ先端科学連携研究機構
災害・復興知連携研究機構
放射線科学連携研究機構
学際融合マイクロシステム国際連携研究機構
心の多様性と適応の連携研究機構
次世代サイバーインフラ連携研究機構
次世代都市国際連携研究機構
統合ゲノム医科学情報連携研究機構
エネルギー総合学連携研究機構
シンクロトロン放射光連携研究機構
気候と社会連携研究機構
未来戦略ライフサイクルアセスメント連携研究機構
浮体式洋上風力エネルギーと関連技術国際連携研究機構
宇宙資源連携研究機構

別表第5（第21条の6関係）

国際協創海外研究拠点
UTokyo-KI LINK Lab

◆ 東京大学学部通則

制定	昭38. 12. 17	評議会可決	
改正	昭40. 4. 1、	昭41. 4. 19、	昭47. 5. 23
	同47. 9. 19、	同48. 3. 20、	同48. 4. 17
	同50. 6. 24、	同51. 4. 27、	同54. 3. 20
	同54. 12. 18、	同56. 4. 1、	同59. 4. 1
	同62. 3. 17、	同63. 4. 19、	平元. 9. 27
	平 3. 5. 14	平 3. 7. 9、	同 3. 9. 17
	同 3. 12. 17、	同 4. 5. 19、	同 4. 7. 14
	同 4. 10. 20、	同 6. 9. 20、	同 6. 7. 12
	同 8. 3. 19、	同 9. 4. 1、	同10. 4. 1
	同11. 6. 8、	同15. 2. 18、	同15. 10. 21
	同16. 3. 16、	同16. 12. 7、	同17. 1. 28
	同17. 3. 17、	同17. 9. 30、	同18. 1. 30
	同18. 3. 17、	同19. 9. 27、	同20. 3. 25
	同21. 3. 26、	同22. 3. 25、	同23. 3. 28
	同23. 6. 1、	同23. 6. 23、	同23. 11. 29
	同24. 3. 29、	同24. 6. 28、	同24. 9. 27
	同24. 11. 29、	同25. 4. 25、	同25. 6. 27
	同26. 3. 27、	同26. 9. 25、	同27. 3. 26
	同28. 1. 28、	同29. 2. 22、	同30. 2. 28
	同30. 11. 29、	同31. 3. 22、	令 2. 3. 26
	令 3. 3. 18、	令 4. 3. 24、	同 5. 3. 23
	同 6. 3. 21	同 7. 3. 27	同 8. 1. 29
	同 8. 3. 19		

第1章 総則

(学部、学科、課程及び収容定員)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第85条の規定及び東京大学基本組織規則に基づき設置される本学の学部は、次のとおりである。

法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部

2 学科又は課程及びその収容定員は、別表に掲げるとおりとする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各学部規則に定めるものとする。

(修業年限)

第2条 修業年限は、4年とし、前期課程2年は教養学部において、後期課程2年は各学部において教育を行う。ただし、後期課程のうち医学部医学科、農学部獣医学課程及び薬学部薬学科の修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、学部長は、別に定めるところにより、学生が障害により前項に定める修業年

限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、前期課程及び後期課程のそれぞれにおいて、その計画的な履修を認めることができる。ただし、その期間は、次条第1項に定める各課程における在学年限を超えることができない。

(在学年限)

第3条 在学年限は、前期課程及び後期課程各4年とする。ただし、後期課程のうち医学部医学科、農学部獣医学課程及び薬学部薬学科の在学年限は、8年とする。

2 学生が前項に規定する在学年限に達したときは、学生の身分を失う。

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1学年を、4学期に分ける。

3 前項の4学期のうち2つの学期の開始月は、それぞれ4月及び10月とし、各学期の開始日及び終了日は別に定める。

4 前項の規定にかかわらず、総長が別に定めるところにより、10月を開始月とする学期について、9月を開始月とすることができる。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 東京大学記念日 4月12日

(5) 別に定める春季、夏季、冬季の各休業日

2 前項に定めるもののほか、臨時の休業日は、そのつど定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、各学部において教育上必要があると認める場合には、第1項第2号、第3号及び第5号に定める休業日に授業を行うことができる。

第2章 入学

(入学時期)

第6条 入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。ただし、再入学については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、総長が適当であると認めるときは、学期の初めにも入学させることができる。

(入学資格)

第7条 前期課程に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

(9) 本学の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、高等学校を卒業した者と同等以上の学

力があると本学において認めた者で、18歳に達したもの

(入学試験)

第8条 前期課程に入学を志願する者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験については、別に定める。

(再入学)

第9条 本学を退学した者、第24条若しくは第25条の規定により退学を命ぜられた者又は第49条第7項の規定により学生の身分を失った者が、再び同一学部に入學を志願したときは、選考のうえ、再入学を認めることができる。

(後期課程への入学、転学部、転学科及び転課程)

第10条 次の各号の1に該当する者は、各学部規則に特別の定めがある場合に限り、選考のうえ、後期課程への入学又は転学部若しくは転学科若しくは転課程を認めることができる。

- (1) 本学の学部を卒業した者で、更に他の学部又は同一学部の他の学科若しくは課程に入学を志願するもの
- (2) 修業年限4年以上の他の大学の学部を卒業した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (3) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (4) 本学後期課程の学生で、転学部、転学科又は転課程を志願するもの
- (5) 修業年限4年以上の他の大学に2年以上在学し、所定の課程を履修した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (6) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (8) 外国において、第2号又は第5号に相当する課程を修了した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (9) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は当該課程に2年以上在学し、所定の課程を履修した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (10) 外国の短期大学を卒業した者及び我が国において外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (11) 個別の入学資格審査をもって、修業年限4年以上の大学の学部を卒業した者と同等以上の学力があると学部において認めた者で、22歳に達した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (12) 個別の入学資格審査をもって、修業年限4年以上の大学に2年以上在学し、所定の課程を履修した者と同等以上の学力があると学部において認めた者で、20歳に達した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの

2 前項第4号又は第5号の規定により転学部又は後期課程への入学を志願するときは、その在学する学部の学部長又は大学の学長の許可証を、願書に添えて提出しなければならない。

(既に修得した授業科目の取扱い等)

第11条 前2条の規定により再入学若しくは後期課程への入学又は転学部若しくは転学科若しくは転課程を認められた者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学期間及び在学年限については、各学部の定めるところによる。

(入学願書の提出)

第12条 前期課程に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書を提出しなければならない。

2 再入学若しくは後期課程への入学又は転学部若しくは転学科若しくは転課程を志願する者は、各学部の指定する期日までに、願書を当該学部に提出しなければならない。

(健康診断)

第13条 入学又は再入学を志願する者に対しては、その許可前に、健康診断を行う。

(入学手続)

第14条 入学を認められた者は、所定の期日までに、所定の学籍票を当該学部提出しなければならない。

2 再入学又は転学部若しくは転学科若しくは転課程を認められた者は、その日から10日以内に、所定の学籍票を当該学部提出しなければならない。

第3章 留学

(留学)

第14条の2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学することなく外国の大学において授業科目を履修し、単位を取得することを許可することができる。

2 前項の規定により外国の大学において修学する期間は、おおむね1年を限度とするものとする。

(単位の認定)

第14条の3 学部長は、学生が留学の期間において修得した授業科目及び単位数については、前期課程においては10単位、後期課程においては30単位を超えない範囲で、本学における相当する授業科目及び単位数を修得したものとみなすことができる。

(申請手続)

第14条の4 留学の許可及び単位の認定を受けようとする者は、所定の申請書を学部長に提出しなければならない。

2 留学許可及び単位認定等の申請手続については、各学部の定めるところによる。

(休学期間中に外国の大学において取得した単位の取扱い)

第14条の5 第14条の2の規定にかかわらず、学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学において授業科目を履修し取得した単位を、本学における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、第14条の3の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて前期課程においては10単位、後期課程においては30単位を超えないものとする。

3 前2項の規定による単位認定等の申請手続については、前条の規定を準用する。

第4章 教育課程、履修方法、授業の方法及び学習の評価

(教育課程及び履修方法)

第15条 教育課程及び履修方法については、各学部規則の定めるところによる。

2 前項に定める教育課程のほか、後期課程に複数の学部の学生を対象とした共通の授業科目（以下「全学部共通授業科目」という。）を置く。

3 全学部共通授業科目の区分は、次のとおりとする。

全学部共通授業科目群

グローバル教養科目群

4 全学部共通授業科目は、各学部の定めるところにより、卒業に必要な単位とすることができる。

5 全学部共通授業科目に関しては、第15条の2及び第17条の規定にかかわらず、別に定める。

(授業の方法)

第15条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 学部長は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学部長は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(履修科目の登録単位数の上限)

第15条の3 前期課程において、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、教養学部長は、

学生が年間又は学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

- 2 後期課程において、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学部長は、教育上必要があると認める場合には、学生が年間又は学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。
- 3 学部長は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前2項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位数の計算)

第15条の4 第15条の規定により、各学部規則に規定する教育課程のうち、各授業科目の単位数を定めるに当たっては、第15条の2に規定する授業の方法に応じ、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

(特別聴講)

第15条の5 学生が、国内の他の大学の教育課程において授業科目を履修しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、聴講させること（以下「特別聴講」という。）ができる。

- 2 前項に規定する特別聴講により履修し修得した単位については、第14条の3及び第14条の5第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、前期課程においては10単位、後期課程においては30単位を超えない範囲で、これを本学における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 第1項の特別聴講の許可及び前項の単位認定に関する申請手続きは、第1項の大学と本学との協定に定めるもののほか、各学部の定めるところによる。

(単位の授与)

第16条 所定の授業科目を履修し、試験その他の方法による学修成果の評価により合格した者に対しては、所定の単位を与える。

(外国の大学が行う通信教育において取得した単位の取扱い)

第16条の2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国で履修し取得した単位を、本学における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、第14条の3、第14条の5第1項及び第15条の5第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて前期課程においては10単位、後期課程においては30単位を超えないものとする。
- 3 前2項の規定による単位認定等の申請手続きについては、第14条の4の規定を準用する。

(学習の評価)

第17条 学習の評価については、各学部規則の定めるところによる。

第5章 教職課程

(教職課程)

第18条 教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする者のために、教職課程を置く。

- 2 教職課程については、別に定める。

第6章 休学及び復学

(休学)

第19条 学生が病気のため引き続き2月以上修学することができないときは、学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、教育研究評議会の定める事由に該当する場合には、学部長は、休学を許可することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、特別の理由があると認めるときは、総長は、学部長の申請により、教育研究評議会の議を経て、休学を許可することができる。
- 4 学生が病気のため休学することが適当でないと認めるときは、学部長は、教育研究評議会の定める基準に従い、休学を命ずることができる。

(初年次特別休学)

第19条の2 前期課程への入学（再入学を除く。）の初年次に学生が長期にわたる体験活動を行うときは、教養学部長は、教育研究評議会の定めるところにより、特別に休学を許可することができる。

(休学期間)

第20条 休学期間は、前期課程及び後期課程を通じて4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、農学部獣医学課程及び薬学部薬学科の学生の休学期間は、6年を超えることができない。

2 後期課程への入学を認められた者の休学期間については、各学部の定めるところによる。

3 前条の規定による休学期間は、1年を限度とし、第1項の休学期間には算入しない。

4 前項に定めるもののほか、教育研究評議会の定める事由に該当すると学部長が認める場合には、教育研究評議会の定める期間は、休学期間に算入しないことができる。

第21条 休学した期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第22条 休学期間内に、その理由がなくなったときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

第7章 退学及び除籍

(願出による退学)

第23条 退学しようとする者は、その理由を記載した書面を提出して、学部長に願出しなければならない。

(退学命令)

第24条 学生が次の各号の1に該当するときは、学部長は、総長の認可を得て、退学を命ずることができる。

(1) 長期にわたり欠席し、又は成業の見込みがないと認められたとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかったとき。

(3) 行方不明の届出のあったとき。

(除籍)

第24条の2 東京大学学位規則第17条の規定により学位の授与を取り消された者は、除籍とする。なお、既に納めた検定料、入学料、授業料その他については、いかなるものも返還しない。

第8章 懲戒

(懲戒)

第25条 学生が法令若しくは本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学部長は、総長の命により、これを懲戒する。

2 前項の懲戒の方針については、教育研究評議会の議を経なければならない。

3 第1項の懲戒については、教育研究評議会に置かれる学生懲戒委員会の議を経なければならない。

4 懲戒は、退学又は停学の処分とする。

第9章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第26条 第2条に規定する年限以上在学し、各学部規則の定める授業科目及び単位数を修得した者を卒業者とする。

2 前項の各学部規則に定める単位数のうち、第15条の2第2項に基づいて履修した授業により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第26条の2 前条の規定にかかわらず、特に優れた成績で各学部規則の定める授業科目及び単位数を修得した者については、各学部規則の定めるところにより、特例として後期課程において1年以上在学した者を卒業者とすることができる。

(学位の授与)

第27条 卒業者には、学士の学位を授与する。

2 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。

3 前項の専攻分野の名称は、別に定める。

第10章 研究生

(研究生)

第28条 学部において、特殊事項に関する研究をしようとする者で、次の各号の1に該当するものは、学部において支障がないと認めたとときに限り、研究生として入学を許可することができる。

- (1) 当該学部に入学者の資格のある者
- (2) その他当該学部において相当と認められた者

(入学手続)

第29条 研究生として研究しようとする者は、願書に研究事項を記載し、履歴書を添えて、学部長に願出しなければならない。

2 学部長は、教授会の議を経て、研究生として入学を許可する。

(指導教員)

第30条 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(入学時期)

第31条 研究生の入学時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情があると認めたとときは、この限りでない。

(研究期間)

第32条 研究生の研究期間は1年とする。

2 研究生が研究期間の延長を願出たときは、学部長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。

(講義又は実験への出席)

第33条 学部長は、指導教員が必要と認める場合には、学部の講義又は実験に出席を許可することができる。

(他の業務への従事)

第34条 研究生が他の業務に従事しようとするときは、学部長の許可を受けなければならない。

(研究証明書の交付)

第35条 研究生が相当の成績をあげてその証明を願出たときは、学部長は、研究証明書を交付することができる。

(願出による退学)

第36条 研究生が退学しようとするときは、学部長に願出しなければならない。

(退学命令)

第37条 研究生として相当でないと認められた者に対しては、学部長は、退学を命ずることができる。

第11章 聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生

(聴講生)

第38条 学部長は、学部の授業科目を聴講しようとする者があるときは、学生の修学に妨げがないときに限り、聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講は、学期又は学年ごとに許可する。

(聴講生の資格)

第39条 聴講生は、各学部の定める資格を有する者でなければならない。

(聴講手続)

第40条 前2条に定めるもののほか、聴講生の聴講手続については、各学部の定めるところによる。

(試験)

第41条 聴講生に対しては、聴講した科目の試験を行わない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(聴講許可の取消)

第42条 聴講生が本学の規則に違反したときは、学部長は、聴講の許可を取り消すことができる。

(科目等履修生)

第42条の2 学部長は、本学大学院学生で、学部の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、学部長は、各学部の定めるところにより、学部の授業科目を履修しようとする者があるときは、学生の修学に妨げがないときに限り、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。

3 当該授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

4 科目等履修生が本学の規則に違反したときは、学部長は、履修の許可を取り消すことができる。

(特別聴講学生)

第42条の3 学部長は、国内の他の大学の学生が、本学の学部において授業科目を履修し、単位を取得しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 前項の規定は、外国の大学の学生が、本学の学部において授業科目を履修し、単位を取得しようとする場合に準用する。

3 特別聴講学生として学部の授業科目を履修し、試験その他の方法による学修成果の評価により合格した者には、所定の単位を与える。

4 前3項に定めるもののほか、特別聴講学生の履修手続及び単位の授与については、各学部の定めるところによる。

5 特別聴講学生として適当でないと思えた者に対しては、学部長は、退学を命ずることができる。

6 全学的な学生交流に関する覚書に基づき受け入れる外国の大学の学生で、学部の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者については、別に定めるところにより、総長の指名する学部長以外の者が特別聴講学生として入学を許可し、及び退学を命ずることがある。

7 紛争その他の相当の事由により総長が特例として定める方針に基づき受け入れる外国の大学の学生で、学部の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者については、当該方針の定めるところにより、総長の指名する学部長以外の者が特別聴講学生として入学を許可し、及び退学を命ずることがある。

第12章 外国人学生に関する特例

(外国人学生)

第43条 外国人で、学生、研究生、聴講生又は科目等履修生として入学、聴講又は履修を許可された者を外国人学生という。

2 外国人学生は、定員外とすることができる。

(選考による入学)

第44条 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものは、選考のうえ、学生として前期課程に入学を許可することができる。

(後期課程への入学)

第45条 外国において、第10条第1項第2号又は第5号に相当する課程を修めた者は、選考のうえ、本学の後期課程に入学を許可することができる。

(選考)

第46条 前2条の規定により入学を志願する者に対しては、履歴、人物、健康等について選考するほか、修学に必要な日本語及び学力について筆記、口述その他適当な方法による選考を行う。ただし、別段の定めをした場合は、日本語についての選考を行わないことができる。

第13章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付等)

第47条 入学又は再入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納めなければならない。

2 研究生、聴講生又は科目等履修生として入学、聴講又は履修を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納めなければならない。

3 特別聴講学生に係る検定料は、徴収しない。

4 検定料は、別に定めるところにより、免除することができる。

第48条 削除

(入学料の納付等)

第49条 入学を認められた者は、所定の期日までに、入学料を納めなければならない。

2 再入学を認められた者は、入学を認められた日から10日以内に、入学料を納めなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合には、指定の期日までに、入学料を納めなければならない。

(1) 入学料の免除が不許可となり、又はその一部について免除が許可された場合

(2) 徴収猶予が不許可となった場合

(3) 徴収猶予が許可された場合

4 研究生、聴講生又は科目等履修生として入学、聴講又は履修を認められた者は、指定の期日までに、入学料を納めなければならない。

5 特別聴講学生に係る入学料は、徴収しない。

6 第1項、第2項又は第4項の所定の期日までに入学料を納付しない者に対しては、入学、再入学、聴講又は履修を許可しない。

7 第3項に規定する期日までに入学料を納付しない者は、その期日を経過したときに、学生の身分を失う。

(入学料の免除)

第49条の2 次の各号の1に該当する場合には、入学料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入学を認められた者（研究生、聴講生又は科目等履修生として入学を認められた者を除く。以下同じ。）が経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。

(2) 入学前1年以内において、入学を認められた者又はその者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が風水害等の災害を受け、入学料の納付が困難であると認められるとき。

(3) 前2号に準ずる場合であって総長が相当と認める事由があるとき。

(4) 前条第7項の規定により学生の身分を失ったとき。

(5) 前条第3項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が猶予の期間内に死亡したとき。

(入学料の徴収猶予)

第49条の3 次の各号の1に該当する場合には、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 入学を認められた者が経済的理由により入学料の納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。

(2) 入学前1年以内において、入学を認められた者又は学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付期限までに納付が困難であると認められるとき。

(3) 前2号に準ずる場合であって総長が相当と認める事由があるとき。

2 入学料の徴収猶予の期限は、4月入学者にあつては8月末日、9月及び10月入学者にあつては翌年2月末日までとする。

(入学料の免除及び徴収猶予手続等)

第49条の4 第49条の2第1号から第3号まで及び第49条の3第1項による入学料の免除及び徴収猶予の許可を受けようとする者は、総長に申請しなければならない。

2 前項の手続に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料の返還)

第49条の5 既に納めた入学料は、返還しない。ただし、入学月から独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年3月31日文科科学省令第23号）第23条の4に規定する給付奨学生（以下「日本学生支援機構給付奨学生」という。）に採用された者が、既に入学金を納付している場合は、入学料免除相当額を返還する。

(授業料の納付)

第50条 授業料は、年度を前期(4月1日から9月30日まで)及び後期(10月1日から翌年3月31日まで)に分けて、5月及び11月に、それぞれ年額の2分の1を納めなければならない。ただし、9月入学者に係る授業料の納付については、別に定める。

2 研究生の授業料は、前期及び後期ごとの指定の期日までに、それぞれ月額6カ月分を納めなければならない。ただし、前期又は後期に在学する期間の月数が6月未満であるときは、月額にその在学する期間の月数を乗じて得た額とする。

- 3 聴講生の授業料は、聴講しようとする科目の単位数に応じて、学期の初めに納めなければならない。
- 4 科目等履修生の授業料は、履修しようとする科目の単位数に応じて、学期の初めに納めなければならない。
- 5 特別聴講学生の授業料は、履修しようとする科目の単位数に応じて、学期の初めに納めなければならない。

(授業料の返還)

第50条の2 既に納めた授業料は、返還しない。ただし、第55条第1項第6号及び第3項の規定により授業料を免除された者が、既に授業料を納付している場合は、当該授業料免除相当額を返還する。

2 前項ただし書に定めるもののほか、前条第2項により授業料を納付した者が、次の各号の1に該当する場合には、納付した者の申し出により、前期又は後期に係る授業料相当額を返還する。

- (1) 前期又は後期の開始日の前日までに退学したとき。
- (2) 入学が許可された学期の開始日の前日までに、入学を辞退したとき。

(復学者等の授業料)

第51条 前期又は後期中途において、復学又は再入学をした者から徴収する授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学又は再入学した月から当該期末までの月数を乗じて得た額とし、復学又は再入学した月に徴収する。

(学年中途の卒業者の授業料)

第52条 学年の途中で卒業する見込みの者から徴収する授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、5月(4月卒業見込みの者については、4月)に徴収する。ただし、卒業する月が10月以降であるときは、後期に属する月分は11月(10月卒業見込みの者については、10月)に徴収する。

(退学者及び停学者の授業料)

第53条 前期又は後期中途で退学し、又は第24条若しくは第25条の規定により退学を命ぜられた者の当該期分の授業料は、これを徴収する。

2 停学を命ぜられた者の停学期間中の授業料は、これを徴収する。

(休学者の授業料)

第54条 休学し、又は休学を命ぜられた者の休学期間中の授業料は、これを免除する。

(授業料の免除)

第55条 次の各号の1に該当する場合には、授業料を免除することができる。

- (1) 学生が経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
 - (2) 学生又は当該学生の学資負担者が、風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められるとき。
 - (3) 学生が第24条第2号により退学を命ぜられたとき。
 - (4) 学生が死亡した場合又は第24条第3号により退学を命ぜられた場合で、未納の授業料があるとき。
 - (5) 第49条第7項の規定により学生の身分を失った場合で、未納の授業料があるとき。
 - (6) 学資負担者の死亡等による家計の急変により、新たに日本学生支援機構給付奨学生に採用されたとき。
- 2 授業料の徴収猶予を許可している学生に対して、願出による退学を許可したときは、退学後の授業料を免除することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、総長が緊急かつ相当の事由があると認めたときは、教育研究評議会の議を経て、授業料を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第56条 次の各号の1に該当する場合には、授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 授業料の免除又は徴収猶予のいずれか又はその両方を申請したとき。
 - (2) 学生が経済的理由により授業料の納付が困難であるとき又は前条第1項第2号に該当するとき。
 - (3) 学生が行方不明のとき。
 - (4) その他やむを得ない事情があると認められるとき。
- 2 徴収猶予は、延納又は月割分納とする。
- 3 延納の期限は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 第1項第1号に該当するときは、許可又は不許可が決定されるまでの期間。
 - (2) 第1項第2号から第4号までに該当するときは、前期にあつては8月末日、後期にあつては2月末日まで。
- 4 月割分納の額は、年額の12分の1に相当する額とし、各月ごとに徴収する。

(授業料の免除及び徴収猶予手続)

第57条 第55条第1項第1号、第2号、前条第1項、第2号及び第4号による授業料の免除及び徴収猶予の許可を受けようとする者は、総長に申請しなければならない。

- 2 前項の手続に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料免除等の取消)

第58条 授業料の免除又は徴収猶予の理由が消滅したときは、これを取り消すものとする。

- 2 前項の規定により授業料の免除を取り消された者から徴収する授業料の額等については、第51条の規定を準用する。

- 3 第1項の規定により授業料の徴収猶予を取り消された者は、当該期分までの授業料を、取消があつた月に納めなければならない。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第58条の2 第47条第1項の検定料、第49条第1項及び同条第2項の入学料、第50条第1項の授業料の額は、別に定める。

- 2 第47条第2項の検定料、第49条第4項の入学料、第50条第2項から第4項の授業料の額は、別に定める。

- 3 特別聴講学生の授業料の額は、聴講生の額と同額とする。

(検定料、入学料及び授業料の不徴収)

第58条の3 外国の大学と本学との間の協定において、検定料、入学料及び授業料(以下この項において「授業料等」という。)を相互に不徴収とすることを定めている場合は、これに基づいて受け入れる者に係る授業料等は、徴収しない。

- 2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日 文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生に係る検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

- 3 第42条の2第1項に定める科目等履修生に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

- 4 特別聴講学生に係る授業料は、当該学生が国立大学の学部学生であるときは、徴収しない。

第14章 奨学寄附金

(貸費及び給費の方法)

第59条 奨学寄附金による学生の貸費及び給費については、寄附者が別段の定めをしない限り、次条以下の規定による。

(交付方法)

第60条 貸費又は給費は、1年以内の期間を定めて、毎月、貸与し、又は給与する。

(奨学生の選定)

第61条 貸費又は給費を受ける学生は、学部長が選定する。

(貸費及び給費の手続)

第62条 貸費又は給費の手続は、別に定める。

(貸費及び給費の停止)

第63条 貸費又は給費を受けている者が休学し、又は停学処分を受けたときは、これを交付しない。

(奨学金の返還方法)

第64条 奨学金の返還方法は、別に定める。

第15章 学寮

(学寮)

第65条 学寮は、総長の監督に属する。

- 2 学寮の管理、運営その他必要な事項は、別に定める。

(寄宿料)

第66条 寄宿料の額は、別に定める。

2 寄宿料は、入寮した月から退寮する月まで、毎月、その月の分を徴収する。

(寄宿料の免除)

第67条 学生が第55条第1項第2号から第5号までの各号のいずれかに該当する場合には、寄宿料を免除することができる。この場合において、同条同項第2号、第4号及び第5号中「授業料」とあるのは「寄宿料」と読み替えるものとする。

(寄宿料免除の手續等)

第68条 寄宿料免除の手續等については、第57条及び第58条第1項及び第2項の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成19年9月27日から施行し、改正後の東京大学学部通則第58条の3第2項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年11月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年9月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月25日から施行し、改正後の東京大学学部通則別表の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日以前に入学した者については、改正後の東京大学学部通則第15条の2及び第26条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、令和2年度から令和13年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
令和2年度	110	660
令和3年度	110	660
令和4年度	110	660
令和5年度	110	660
令和6年度	110	660
令和7年度	110	660
令和8年度	110	660
令和9年度	108	658
令和10年度	108	656
令和11年度	108	654
令和12年度	108	652
令和13年度	108	650

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年1月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第1条第2項関係）

学部名	学科・課程名	入学定員	収容定員	学部名	学科・課程名	入学定員	収容定員	
法学部	第1類(法学総合コース)	400	1,600	理学部	数学科	44	176	
	第2類(法律フロンティアコース)				情報科学科	24	96	
	第3類(政治コース)				物理学科	69	276	
	計				400	1,600	天文学科	5
医学部	医学科	108	648		地球惑星物理学科	32	128	
	健康総合科学科	40	160		地球惑星環境学科	19	76	
	計	148	808		化学科	44	176	
工学部	社会基盤学科	40	160		生物化学科	15	60	
	建築学科	60	240		生物学科	18	72	
	都市工学科	50	200		生物情報科学科	10	40	
	機械工学科	85	340		計	280	1,120	
	機械情報工学科	40	160		農学部	応用生命科学課程	152	608
	航空宇宙工学科	52	208			環境資源科学課程	108	432
	精密工学科	45	180			獣医学課程	30	180
	電子情報工学科	40	160	計		290	1,220	
	電気電子工学科	75	300	経済学部	経済学科	170	680	
	物理工学科	50	200		経営学科	100	400	
	計数工学科	55	220		金融学科	70	280	
	マテリアル工学科	75	300		計	340	1,360	
	応用化学科	55	220	教養学部	教養学科	65	260	
	化学システム工学科	50	200		学際科学科	25	100	
	化学生命工学科	50	200		統合自然科学科	50	200	
	システム創成学科	116	464		計	140	560	
	計	938(10)	3,772	教育学部	総合教育科学科	95	380	
	文学部	人文学科	350(10)		1,420	計	95	380
		計	350(10)	1,420	薬学部	薬科学科	72	288
薬学科						8	48	
計	80					336		
総計						3,061(20)	12,576	

備考

- 1 入学定員の()内の数字は3年次編入学定員を示し、外数。
- 2 入学定員を表示していない学科は、改組等の経過措置により学生が在籍している学科。

◆ 東京大学大学院学則

制定	昭28. 3. 17	評議会可決
改正	昭28. 10. 20、	昭29. 10. 19、 昭30. 12. 20
	同31. 4. 24、	同31. 11. 20、 同33. 3. 18
	同33. 9. 16、	同33. 10. 21、 同36. 3. 14
	同37. 3. 20、	同37. 6. 19、 同38. 4. 23
	同39. 1. 21、	同39. 3. 17、 同40. 3. 23
	同41. 3. 15、	同42. 3. 14、 同44. 4. 22
	同44. 11. 18、	同45. 4. 21、 同47. 1. 25
	同47. 4. 18、	同47. 5. 23、 同47. 9. 19
	同48. 3. 20、	同49. 4. 16、 同50. 6. 24
	同50. 10. 21	(全改)、 同51. 4. 27
	同52. 3. 15、	同54. 3. 20、 同 5. 4. 17
	同55. 1. 22、	同55. 4. 15、 同56. 3. 17
	同56. 4. 21、	同57. 6. 15、 同57. 11. 26
	同58. 4. 19、	同59. 3. 13、 同60. 4. 5
	同61. 5. 20、	同62. 4. 1、 同62. 4. 21
	同63. 4. 19、	平元. 9. 27、 平 2. 2. 20
	平 2. 4. 17、	同 2. 12. 18、 同 3. 2. 19
	同 3. 7. 9、	同 3. 9. 17、 同 4. 3. 17
	同 4. 9. 22、	同 5. 2. 16、 同 6. 4. 19
	同 6. 12. 13、	同 7. 3. 7、 同 7. 9. 19
	同 8. 3. 19、	同 8. 7. 9、 同 9. 3. 18
	同10. 4. 21、	同11. 3. 16、 同11. 9. 21
	同12. 4. 1、	同12. 9. 19、 同13. 4. 1
	同13. 7. 10、	同13. 9. 18、 同14. 4. 1
	同14. 11. 19、	同15. 4. 1、 同16. 3. 30
	同17. 3. 17、	同17. 6. 24、 同18. 1. 30
	同18. 3. 17、	同19. 3. 22、 同19. 9. 27
	同20. 3. 25、	同21. 3. 26、 同22. 3. 25
	同22. 9. 30、	同23. 3. 28、 同23. 11. 29
	同24. 3. 29、	同24. 6. 28、 同24. 9. 27
	同26. 3. 27、	同27. 1. 29、 同27. 3. 26
	同28. 3. 23、	同28. 6. 23、 同30. 11. 29
	同31. 3. 22、	令 2. 3. 26、 令 3. 3. 18
	令 4. 3. 24、	令 6. 3. 21、 令 7. 3. 27
	令 8. 1. 29、	令 8. 3. 19

第1章 総 則

(研究科及び研究科以外の教育研究上の基本組織)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第100条の規定及び東京大学基本組織規則に基づき、大学院に設置される研究科並びに研究科以外の教育研究上の基本組織は、次のとおりである。

(1) 研究科

人文社会系研究科	教育学研究科	法学政治学研究科	経済学研究科
総合文化研究科	理学系研究科	工学系研究科	農学生命科学研究科
医学系研究科	薬学系研究科	数理科学研究科	新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科			

(2) 研究科以外の教育研究上の基本組織

(イ) 研究部	情報学環	公共政策学研究部
(ロ) 教育部	学際情報学府	公共政策学教育部

2 研究科又は教育部（以下「研究科等」という。）の収容定員は、別表に掲げるとおりとする。

（教育研究上の目的）

第1条の2 研究科等は、研究科等及び専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規則又は教育部規則（以下「規則」という。）に定めるものとする。

（課程及び標準修業年限）

第2条 大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）を置く。

2 博士課程（獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程を除く。）は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は、修士課程といい、後期3年の課程は、博士後期課程という。

4 第2項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士後期課程のみの博士課程を置くことができる。

5 修士課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

6 獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程の標準修業年限は、4年とする。

7 研究科等は、その定めるところにより、第1項の課程の学生が、職業を有している等の事情により、それぞれの課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（課程の目的）

第3条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究及び応用の能力を培うことを目的とする。ただし、規則の定めるところにより、高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを併せて目的とすることができる。

2 博士後期課程及び獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程は、専攻分野について自立して独創的研究を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。ただし、規則の定めるところにより、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを併せて目的とすることができる。

（専攻）

第4条 研究科等に置かれる専攻は次のとおりである。

人文社会系研究科

基礎文化研究	日本文化研究	アジア文化研究
欧米系文化研究	社会文化研究	文化資源学研究
韓国朝鮮文化研究		

教育学研究科

総合教育科学	学校教育高度化	
--------	---------	--

法学政治学研究科

総合法政	法曹養成	
------	------	--

経済学研究科

経 済	マネジメント	
-----	--------	--

総合文化研究科

言語情報科学	超域文化科学	地域文化研究
国際社会科学	広域科学	

理学系研究科

物理学	天文学	地球惑星科学
化学	生物科学	

工学系研究科

社会基盤学	建築学	都市工学
機械工学	精密工学	システム創成学
航空宇宙工学	電気系工学	物理工学
マテリアル工学	応用化学	化学システム工学
化学生命工学	先端学際工学	原子力国際
バイオエンジニアリング	技術経営戦略学	原子力

農学生命科学研究科

生産・環境生物学	応用生命化学	応用生命工学
森林科学	水圏生物学	農業・資源経済学
生物・環境工学	生物材料科学	農学国際
生圏システム学	応用動物科学	獣医学

医学系研究科

分子細胞生物学	機能生物学	病因・病理学
生体物理医学	脳神経医学	社会医学
内科学	生殖・発達・加齢医学	外科学
健康科学・看護学	国際保健学	医科学
公共健康医学		

薬学系研究科

薬科学	薬学	
-----	----	--

数理科学研究科

数理科学

新領域創成科学研究科

物質系	先端エネルギー工学	複雑理工学
先端生命科学	メディカル情報生命	自然環境学
海洋技術環境学	環境システム学	人間環境学
社会文化環境学	国際協力学	

情報理工学系研究科

コンピュータ科学	数理工学	システム情報学
電子情報学	知能機械情報学	創造情報学

学際情報学府

学際情報学

公共政策学教育部

国際公共政策学	公共政策学	
---------	-------	--

第2章 課程の修了要件等

(修士課程の修了要件等)

第5条 修士課程を修了するためには、第2条第5項に定める年数以上在学し、所要科目を履修して30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、修士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、規則の定めるところにより、特例として1年以上在学すれば足りるものとするができる。

2 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、規則の定めるところにより、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士の学位論文審査に代えることができる。

(博士後期課程の修了要件等)

第6条 博士後期課程を修了するためには、第2条第5項に定める年数（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、各研究科等の定めた所要科目、単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、規則の定めるところにより、特例として次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとすることができる。

(1) 修士課程又は専門職学位課程に2年以上在学し当該課程を修了した者 1年

(2) 修士課程又は専門職学位課程に1年以上2年未満在学し当該課程を修了した者

修士課程又は専門職学位課程における在学期間を含めて 3年

3 第16条第2項第7号及び第8号の規定により入学した者の修了要件は、第1項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、規則の定めるところにより、特例として1年以上在学すれば足りるものとすることができる。

(獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程の修了要件)

第7条 獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程を修了するためには、第2条第6項に定める年数以上在学し、各研究科の定めた所要科目、単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、研究科規則の定めるところにより、特例として3年以上在学すれば足りるものとすることができる。

第8条 博士後期課程において、3年（獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程においては4年）以上在学し、所要科目、単位を修得し、必要な研究指導を受けたのみで退学した者も、研究科等の教育会議（以下「教育会議」という。）の議を経て、研究科長又は教育部の部長の許可を得た場合は、その後において学位論文審査及び最終試験を受けることができる。

（在学期間の短縮）

第8条の2 研究科等は、第10条の3第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第3章 教育課程等

（教育課程）

第9条 各専攻における所要科目、単位及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、各研究科等の定めるところによる。

2 前項のほか、研究科等において教育上必要があると認める場合には、研究科等の定めるところにより、当該研究科等の他の専攻の一つを副専攻として履修させることができる。

3 第1項のほか、研究科等において教育上必要があると認める場合には、協議のうえ、各研究科等の定めるところにより、他の研究科等の専攻の一つを副専攻として履修させることができる。

第9条の2 前条のほか、別に定めるところにより、博士課程教育リーディングプログラム又は国際卓越大学院教育プログラムを履修させることができる。

第9条の3 第9条第1項に定める所要科目のほか、大学院に複数の研究科等の学生を対象とした共通の授業科目（以下「共通授業科目」という。）を置く。

2 共通授業科目は、研究科等の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、獣医学、医学若しくは薬学を履修する博士課程又は専門職学位課程の単位とすることができる。

3 前項に定めるもののほか、共通授業科目については、別に定める。

（授業の方法）

第9条の4 授業の方法については、学部通則第15条の2の規定を準用する。

（単位数の計算）

第9条の5 第9条の規定により、各研究科等において各授業科目の単位数を定めるに当たっては、第9条の4に規定する授業の方法に応じ、おおむね15時間から45時間までの範囲で各研究科等が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

（特別聴講）

第10条 学生が、国内の他の大学の大学院及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程において、専攻分野に関する科目を履修しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、聴講させることができる。

2 前項の規定により修得した科目及び単位数については、15単位を超えない範囲で、これを本学大学院における相当する科目及び単位数を修得したものとみなすことができる。ただし、修士課程及び博士後期課程を通じて15単位を超えないものとする。

3 第1項に定める特別聴講の許可及び前項に定める単位認定等の申請手続については、当該大学と本学との協定に定めるもののほか、各研究科等の定めるところによる。

(外国の大学の大学院が行う通信教育において取得した単位の取扱い)

第10条の2 外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国で履修し取得した単位の取扱いについては、学部通則第16条の2第1項及び第3項の規定を準用する。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条の3 研究科等は、教育上有益と認めるときは、その定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条で準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、15単位を超えないものとし、また、第10条第2項及び前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 前項に定める単位認定等の申請手続については、各研究科等の定めるところによる。

(指導教員)

第11条 学生は、その属する専攻の教員を指導教員としなければならない。ただし、その指導教員の許可を得て、同一研究科若しくは同一教育部の他の教員又は他の研究科若しくは教育部の教員の指導を受けることができる。

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第12条 学生が、国内の他の大学の大学院又は研究所等において課程修了に必要な研究指導の一部を受けることが教育上有益であると研究科等において認めるときは、研究科等はその定めるところにより、当該大学院若しくはその研究科等又は当該研究所等との協議に基づき、当該学生が当該研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により研究指導を受けることのできる期間は、次のとおりとする。ただし、教育上有益であると研究科等において認めるときは、修士課程を除き、更に1年以内に限り延長を認めることができる。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 修士課程 | 1年以内 |
| (2) 博士後期課程 | 1年以内 |
| (3) 獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程 | 1年以内 |

3 前2項の規定は、学生が外国の大学の大学院又は研究所等及び国際連合大学の教育課程において研究指導を受けようとする場合に準用する。

(教育方法の特例)

第13条 研究科等において教育上特別の必要があると認められる場合には、研究科等の定めるところにより、通例と異なる特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第4章 課程修了の認定及び成績評価

(課程修了の認定及び成績評価)

第14条 課程修了の認定は、教育会議の議を経て、研究科長又は教育部の部長が行う。

2 修士の学位論文審査及び最終試験の成績の評価は、教育会議が行う。

3 博士の学位論文審査及び最終試験の成績の評価は、東京大学学位規則第7条に定める審査委員会の審査に基づいて、教育会議が行う。

4 試験成績及び学位論文審査の評点及び順位は、次のとおりとする。ただし、専門職学位課程の科目試験の試験成績については、研究科等の定めるところによる。

- (1) 科目試験

- (イ) 優 合 格
- (ロ) 良 合 格
- (ハ) 可 合 格
- (ニ) 不可 不合格

(2) 論文審査

イ 修士課程

- (イ) 優 合 格
- (ロ) 良 合 格
- (ハ) 可 合 格
- (ニ) 不可 不合格

ロ 博士後期課程及び獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程

- (イ) 合 格
- (ロ) 不合格

(3) 最終試験

- (イ) 合 格
- (ロ) 不合格

- 5 第5条第2項に定める特定の課題についての研究の成果の審査及び成績の評価については、第2項及び前項の規定を準用する。
- 6 第10条第1項、第28条又は第28条の2の規定により、国内の他の大学の大学院、外国の大学の大学院又は国際連合大学の教育課程において修得した科目及び単位の成績評価は、合格又は不合格とする。ただし、評点を付することを妨げない。

第5章 学位の授与

(学位の授与)

- 第15条 修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程及び獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程を修了した者には博士の学位を授与する。
- 2 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 前項の専攻分野の名称は、別に定める。

第6章 入学、在学、留学、休学、復学及び退学

(入学資格)

- 第16条 修士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 昭和28年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者

- (8) 規則の定めるところにより、大学に3年以上在学している者で、専攻分野に応じて大学において修得することが必要なものとして当該研究科等が指定する科目、単位を、優秀な成績で修得したものと当該研究科等において認めた者（当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有するものと認めるものを含む。）
 - (9) 研究科等の定めるところにより、外国において学校教育における15年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと当該研究科等において認めた者
 - (10) 研究科等の定めるところにより、我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと当該研究科等において認めた者
 - (11) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (12) 研究科等の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、大学を卒業した者と同等以上の学力があると当該研究科等において認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 研究科等の定めるところにより、外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると当該研究科等において認めた者
 - (7) 規則の定めるところにより、大学を卒業し、日本国内又は外国の大学若しくは研究所等において2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると当該研究科等において認めた者
 - (8) 規則の定めるところにより、外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、日本国内又は外国の大学若しくは研究所等において2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると当該研究科等において認めた者
 - (9) 研究科等の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると当該研究科等において認めた者で、24歳に達したもの
- 3 獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。
- (1) 大学における修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は獣医学、医学、薬学又は歯学）を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は獣医学、医学、薬学又は歯学）を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は獣医学、医学、薬学又は歯学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（獣医学、医学、薬学又は歯学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 昭和30年文部省告示第39号をもって文部科学大臣の指定した者
- (8) 研究科規則の定めるところにより、大学（獣医学、医学、薬学又は歯学を履修する課程に限る。）に4年以上在学している者で、所定の単位を優秀な成績で修得したものと当該研究科において認めた者
- (9) 研究科の定めるところにより、外国において学校教育における16年の課程（獣医学、医学、薬学又は歯学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（獣医学、医学、薬学又は歯学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと当該研究科において認めた者
- (10) 研究科の定めるところにより、我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（獣医学、医学、薬学又は歯学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと当該研究科において認めた者
- (11) 研究科の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、大学を卒業した者と同等以上の学力があると当該研究科において認めた者で、24歳に達したもの

（入学願）

第17条 大学院の入学志願者は、所定の入学願書に当該研究科等の定める書類を添えて提出しなければならない。

（入学考査）

第18条 入学者の選抜は、入学志願者につき、次の各号の範囲内において、各研究科等の定めるところにより行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 口述試験（面接を含む。）
- (3) 学位論文又はこれに代わるもの
- (4) 学業成績又は職業経験等
- (5) 研究計画等

第19条及び第20条 削除

（入学者の決定）

第21条 入学者の決定は、各研究科等において行う。

（再入学、修士入学及び博士入学等）

第22条 次に掲げる者については、第18条第1項の規定にかかわらず、各研究科等の定めるところにより、入学を許可することがある。

- (1) 中途退学者で再入学を志願する者
- (2) 本学大学院において、修士の学位又は専門職学位を得た者で、更に修士課程又は専門職学位課程に入学を志願する者
- (3) 本学大学院において、博士の学位を得た者で、更に博士後期課程又は獣医学、医学若しくは薬学を履修する博士課程に入学を志願する者

（転入学）

第23条 他の大学の大学院に在学している者が、本学大学院に転入学を志願するときは、当該研究科等の定めるところにより、許可することがある。

（転科）

第24条 現に在籍する研究科等から他の研究科等に所属を変更することを志願する学生の取扱いについて

は、新たに入学を志願する者の例による。ただし、規則により別段の定めのある場合は、この限りでない。

第25条 前3条の規定により、入学を許可された者の在学期間並びに履修単位の認否の決定は、当該研究科等において行う。

(入学の時期及び手続)

第26条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、研究科等において必要があるときは学期の初めにも入学させることができる。

2 入学を認められた者は、入学した月の20日までに、所定の学籍票を研究科長又は教育部の部長に提出しなければならない。

(在学年限)

第27条 在学年限は、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 修士課程 | 3年 |
| (2) 博士後期課程 | 5年 |
| (3) 獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程 | 6年 |

2 第2条第7項の規定により計画的な履修を認められた者の在学年限は、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 修士課程 | 4年 |
| (2) 博士後期課程 | 6年 |
| (3) 獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程 | 7年 |

3 学生が、前2項に規定する在学年限に達したときは、学生の身分を失う。

(留学)

第28条 外国の大学の大学院への留学については、学部通則第14条の2及び第14条の4の規定を準用する。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、第10条第2項及び第10条の2第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとし、また第10条第2項、第10条の2第1項及び第10条の3第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において取得した単位の取扱い)

第28条の2 休学期間中に外国の大学の大学院において取得した単位の取扱いについては、学部通則第14条の5第1項及び第3項の規定を準用する。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第10条第2項、第10条の2第1項及び前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとし、また第10条第2項、第10条の2第1項、第10条の3第1項及び前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(休学)

第29条 休学期間は、次の各号に定める年数を超えることができない。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 修士課程 | 2年 |
| (2) 博士後期課程 | 3年 |
| (3) 獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程 | 4年 |

2 前項のほか、休学及び復学については、学部通則の規定を準用する。

(退学)

第30条 退学については、学部通則の規定を準用する。

第7章 特別聴講学生、大学院科目等履修生、特別研究学生、 大学院研究生及び外国人学生

(特別聴講学生)

第31条 国内の他の大学の大学院学生が、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を

取得しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学の大学院学生及び国際連合大学の課程の学生が、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を取得しようとする場合に準用する。
- 3 特別聴講学生に対する所定の単位の授与については、本学の大学院学生の場合と同様の方法によるものとする。
- 4 特別聴講学生が、本学の規則に違反したときは、その許可を取消することができる。
- 5 紛争その他の相当の事由により総長が特例として定める方針に基づき受け入れる外国の大学の大学院学生で、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を取得しようとする者については、当該方針の定めるところにより、総長の指名する研究科長又は教育部の部長以外の者が特別聴講学生として許可し、及びその許可を取消することがある。

(大学院科目等履修生)

第31条の2 本学の大学院学生以外の者が、本学の大学院において一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとするときは、研究科等はその定めるところにより、大学院科目等履修生として許可することができる。

- 2 大学院科目等履修生を受け入れる時期は、学期の初めとする。
- 3 大学院科目等履修生が、本学の規則に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(特別研究学生)

第32条 国内の他の大学の大学院学生が、本学の大学院において研究指導を受けようとするときは、研究科等はその定めるところにより、当該学生の所属する大学院又はその研究科等との協議に基づき、当該学生を特別研究学生として許可することができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学の大学院学生及び国際連合大学の課程の学生が、本学の大学院において研究指導を受けようとする場合に準用する。
- 3 特別研究学生が、本学の規則に違反したときは、その許可を取消することができる。
- 4 紛争その他の相当の事由により総長が特例として定める方針に基づき受け入れる外国の大学の大学院学生で、本学の大学院において研究指導を受けようとする者については、当該方針の定めるところにより、総長の指名する研究科長又は教育部の部長以外の者が特別研究学生として許可し、及びその許可を取消することがある。

(大学院研究生)

第33条 本学大学院において、特定の事項を研究しようとする者があるときは、大学院研究生として入学を許可することができる。

- 2 大学院研究生の入学等については、別に定める。

(外国人学生)

第34条 外国人学生は、定員外とすることができる。

- 2 外国人学生の入学については、別に定める。

第8章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料等

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第35条 学生の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の額は、特別聴講学生にあつては学部通則に定める聴講生の額と同額とし、特別研究学生にあつては学部通則に定める研究生の額と同額とする。
- 3 大学院科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、それぞれ学部通則に定める科目等履修生の額と同額とする。

(検定料、入学料及び授業料の不徴収)

第35条の2 本学大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き本学大学院の博士後期課程又は獣医学、医学若しくは薬学を履修する博士課程に入学する者に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料は、次の各号の1に該当する場合には、徴収しない。
 - (1) 当該学生が国立大学の大学院学生であるとき。
 - (2) 当該学生が公立又は私立大学の大学院学生であり、当該大学と本学との間の協定において、授業料を相互に不徴収とすることを定めたとき。

- 4 外国の大学と本学との間の協定において、検定料、入学料及び授業料（以下この項において「授業料等」という。）を相互に不徴収とすることを定めている場合は、これに基づいて受け入れる者に係る授業料等は、徴収しない。
- 5 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生に係る検定料、入学料及び授業料（同要項第4条第4号の推薦方法により選定された国費外国人留学生に係る入学料を含む。）は、徴収しない。
- 6 大学院科目等履修生に係る検定料、入学料及び授業料は、当該学生が本学の学部学生であるときは、徴収しない。

（検定料の納付等）

第36条 入学又は再入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納めなければならない。

- 2 大学院科目等履修生の検定料の納付については、学部通則に定める科目等履修生の検定料の納付に関する規定を準用する。
- 3 検定料の免除については、学部通則の規定を準用する。

（入学料の納付等）

第37条 学生の入学料の納付、免除、徴収猶予及び未納者に対する措置については、学部通則の規定を準用する。

- 2 大学院科目等履修生の入学料の納付については、学部通則に定める科目等履修生の入学料の納付に関する規定を準用する。

第38条 削除

（授業料の納付等）

第39条 学生の授業料の納付、返還、免除及び徴収猶予については、学部通則の規定を準用する。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の納付については、学部通則に定める聴講生及び研究生の授業料に関する規定を準用する。ただし、特別研究学生について、その在学する期間の月数が6か月未満であるときは、月額にその在学する期間の月数を乗じて得た額を、当該期間における当初の月に納めなければならない。
- 3 大学院科目等履修生の授業料の納付については、学部通則に定める科目等履修生の授業料の納付に関する規定を準用する。

第39条の2 相互の大学の学位を取得させることを目的として締結された外国の大学と本学との間の協定に基づいて派遣される者に係る授業料は、別に定めるところにより、当該期間における授業料を免除することができる。

（寄宿料の納付等）

第40条 学生の寄宿料の納付及び免除については、学部通則の規定を準用する。

第9章 学年、学期及び休業日

（学年、学期及び休業日）

第41条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を、2以上の学期に分ける。
- 3 前項の学期のうち2つの学期の開始月は、それぞれ4月及び10月とし、各学期の開始日及び終了日は、別に定める。
- 4 前項の規定にかかわらず、総長が別に定めるところにより10月を開始月とする学期について9月を開始月とすることができる。
- 5 休業日及び臨時の休業日については、学部通則の規定を準用する。

第10章 退学命令、懲戒及び除籍

（退学命令及び懲戒）

第42条 退学命令及び懲戒については、学部通則の規定を準用する。

（除籍）

第42条の2 東京大学学位規則第17条の規定により学位の授与を取り消された者（第8条の規定により学位の授与を受けたものを除く。）は、除籍とする。なお、既に納めた検定料、入学料、授業料その他については、いかなるものも返還しない。

第11章 奨学寄附金

（奨学寄附金）

第43条 奨学寄附金については、学部通則の規定を準用する。

第12章 雑則

（専門職学位課程に関する事項）

第44条 専門職学位課程の教育に関し、この規則で定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年9月27日から施行し、改正後の東京大学大学院学則第35条の2第5号の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（工学系研究科の経過措置）

第2条 平成20年3月31日以前に工学系研究科電気工学専攻、電子工学専攻、環境海洋工学専攻、システム量子工学専攻又は地球システム工学専攻の修士課程又は博士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

2 平成20年3月31日以前に工学系研究科電気工学専攻、電子工学専攻、環境海洋工学専攻、システム量子工学専攻又は地球システム工学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

（新領域創成科学研究科の経過措置）

第3条 平成20年3月31日以前に新領域創成科学研究科基盤情報学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（工学系研究科の経過措置）

第2条 平成21年3月31日以前に工学系研究科機械工学専攻又は産業機械工学専攻の修士課程又は博士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

2 平成21年3月31日以前に工学系研究科機械工学専攻又は産業機械工学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

附則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（第4条における薬学系研究科の経過措置）

第2条 平成22年3月31日以前に薬学系研究科分子薬学専攻、機能薬学専攻、生命薬学専攻又は統合薬学専攻の修士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年11月29日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(第4条における薬学系研究科の経過措置)

第2条 平成24年3月31日以前に薬学系研究科分子薬学専攻、機能薬学専攻、生命薬学専攻又は統合薬学専攻の博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規則は、平成24年6月28日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に学位の授与を取り消された者については、改正後の東京大学大学院学則の規定を適用する。

附則

この規則は、平成24年9月27日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(理学系研究科の経過措置)

第2条 平成26年3月31日以前に理学系研究科生物化学専攻又は生物科学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

- 2 平成26年3月31日以前に理学系研究科生物化学専攻又は生物科学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 研究科等において必要がある場合は、平成27年度に限り、第26条及び改正後の第41条第3項の規定にかかわらず、学期の初めの入学の時期を10月とすることができる。
- 3 前項の規定による10月入学者の第37条第1項の規定により準用する入学料の徴収猶予については、9月入学者の例による。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経済学研究科の経過措置)

第2条 平成27年3月31日以前に経済学研究科経済理論専攻、現代経済専攻、経営専攻、経済史専攻又は金融システム専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

- 2 平成27年3月31日以前に経済学研究科経済理論専攻、現代経済専攻、経営専攻、経済史専攻又は金融システム専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

(新領域創成科学研究科の経過措置)

第3条 平成27年3月31日以前に新領域創成科学研究科メディカルゲノム専攻又は情報生命科学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、平成27年4月1日から同研究科メディカル情報生命科学専攻の当該課程に所属するものとする。

- 2 平成27年3月31日以前に新領域創成科学研究科メディカルゲノム専攻又は情報生命科学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附則

この規則は、平成31年3月22日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年1月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第1条第2項関係）

研究科等	専攻	修士課程		博士後期課程又は獣医学、医学若しくは薬学を履修する博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会系研究科	基礎文化研究専攻	55	110	30	90		
	日本文化研究専攻	28	56	16	48		
	アジア文化研究専攻	38	76	21	63		
	欧米系文化研究専攻	33	66	19	57		
	社会文化研究専攻	16	32	10	30		
	文化資源学研究専攻	11	22	6	18		
	韓国朝鮮文化研究専攻	12	24	6	18		
	計	193	386	108	324		
教育学研究科	総合教育科学専攻	67	134	37	111		
	学校教育高度化専攻	21	42	12	36		
	計	88	176	49	147		
法学政治学研究科	総合法政専攻	20	40	40	120		
	法曹養成専攻					230	690
	計	20	40	40	120	230	690
経済学研究科	経済専攻	60	120	27	81		
	マネジメント専攻	50	100	8	24		
	計	110	220	35	105		
総合文化研究科	言語情報科学専攻	30	60	23	69		
	超域文化科学専攻	40	80	26	78		
	地域文化研究専攻	44	88	26	78		
	国際社会科学専攻	37	74	22	66		
	広域科学専攻	118	236	74	222		
	計	269	538	171	513		
理学系研究科	物理学専攻	130	260	79	237		
	天文学専攻	23	46	14	42		
	地球惑星科学専攻	99	198	52	156		

	化学専攻	72	144	26	78			
	生物科学専攻	84	168	44	132			
	計	408	816	215	645			
工学系研究科	社会基盤学専攻	52	104	24	72			
	建築学専攻	42	84	16	48			
	都市工学専攻	37	74	11	33			
	機械工学専攻	52	104	25	75			
	精密工学専攻	27	54	12	36			
	システム創成学専攻	45	90	19	57			
	航空宇宙工学専攻	37	74	18	54			
	電気系工学専攻	70	140	32	96			
	物理工学専攻	42	84	19	57			
	マテリアル工学専攻	45	90	20	60			
	応用化学専攻	33	66	13	39			
	化学システム工学 専攻	28	56	13	39			
	化学生命工学専攻	32	64	13	39			
	先端学際工学専攻			46	138			
	原子力国際専攻	22	44	11	33			
	バイオエンジニアリ ング専攻	34	68	12	36			
	技術経営戦略学専攻	21	42	8	24			
	原子力専攻					15	15	
		計	619	1,238	312	936	15	15
	農学生命科学 研究科	生産・環境生物学 専攻	28	56	13	39		
応用生命化学専攻		34	68	16	48			
応用生命工学専攻		43	86	20	60			
森林科学専攻		20	40	10	30			
水圏生物学専攻		30	60	15	45			
農業・資源経済学専 攻		17	34	8	24			
生物・環境工学専攻		17	34	8	24			
生物材料科学専攻		17	34	8	24			
農学国際専攻		43	86	19	57			
生圏システム学専攻		25	50	18	54			
応用動物科学専攻		19	38	8	24			
獣医学専攻				13	52			
計		293	586	156	481			
医学系研究科	分子細胞生物学専攻			19	76			
	機能生物学専攻			14	56			
	病因・病理学専攻			33	132			
	生体物理医学専攻			17	68			
	脳神経医学専攻			21	84			
	社会医学専攻			14	56			
	内科学専攻			36	144			

	生殖・発達・加齢医学専攻			16	64		
	外科学専攻			40	160		
	健康科学・看護学専攻	25	50	25	75		
	国際保健学専攻	21	42	9	27		
	医科学専攻	20	40				
	公共健康医学専攻					30	60
	計	66	132	244	942	30	60
薬学系研究科	薬科学専攻	100	200	50	150		
	薬学専攻			10	40		
	計	100	200	60	190		
数理科学研究科	数理科学専攻	53	106	32	96		
	計	53	106	32	96		
新領域創成科学研究科	物質系専攻	38	76	18	54		
	先端エネルギー工学専攻	24	48	12	36		
	複雑理工学専攻	25	50	11	33		
	先端生命科学専攻	54	108	23	69		
	メディカル情報生命専攻	53	106	24	72		
	自然環境学専攻	46	92	20	60		
	海洋技術環境学専攻	18	36	7	21		
	環境システム学専攻	18	36	8	24		
	人間環境学専攻	38	76	16	48		
	社会文化環境学専攻	32	64	14	42		
	国際協力学専攻	20	40	10	30		
	計	366	732	163	489		
情報理工学系研究科	コンピュータ科学専攻	44	88	17	41		
	数理情報学専攻	40	80	9	27		
	システム情報学専攻	47	94	16	34		
	電子情報学専攻	60	120	24	72		
	知能機械情報学専攻	56	112	18	50		
	創造情報学専攻	38	76	12	36		
	計	285	570	96	260		
学際情報学府	学際情報学専攻	100	200	44	132		
	計	100	200	44	132		
公共政策学教育部	国際公共政策学専攻			8	24		
	公共政策学専攻					135	270
	計			8	24	135	270
総計		2,970	5,940	1,733	5,404	410	1,035

◆ 東京大学大学院専門職学位課程規則

制定	平16. 3. 30	役員会議決
改正	平17. 3. 17、	平19. 3. 22
	平20. 2. 19、	平22. 3. 25
	平24. 9. 27、	平28. 6. 23
	平31. 3. 22、	令 3. 3. 18
	令 4. 3. 24、	令 6. 3. 21

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院学則(以下学則という。)第44条の規定に基づき、専門職学位課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)の教育に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(専門職学位課程の目的)

第2条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(専門職学位課程の専攻)

第3条 学則第4条の専攻のうち、次の専攻を専門職学位課程とする。

法学政治学研究科 法曹養成専攻
工学系研究科 原子力専攻
医学系研究科 公共健康医学専攻
公共政策学教育部 公共政策学専攻

(標準修業年限)

第4条 専門職学位課程の標準修業年限は、専門職学位課程の専攻が置かれる研究科又は教育部(以下「研究科等」という。)の定めるところにより、1年又は2年とする。

第2章 課程の修了要件等

(修了要件)

第5条 専門職学位課程を修了するためには、第4条に定める標準修業年限以上在学し、研究科等の定めるところにより、所要の科目を履修して、30単位以上の所定の単位を修得しなければならない。

(在学期間の短縮)

第6条 研究科等は、前条又は第21条の規定にかかわらず、第14条第1項又は第24条の規定により当該専門職学位課程に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該専門職学位課程において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職学位課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、当該専門職学位課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第3章 教育課程等

(教育課程)

第7条 専門職学位課程においては、第2条に規定する目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を産業界と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職学位課程は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

3 専門職学位課程の専攻における所要科目、単位及び履修方法については、各研究科等の定めるところに

よる。

(教育課程連携協議会)

第7条の2 研究科等に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会又はそれに代わる組織（以下「連携協議会」という。）を置く。

2 前項の規定による連携協議会に関し必要な事項は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第6条の2の規定に従って、研究科等において定めるものとする。

(授業を行う学生数)

第8条 専門職学位課程の専攻において開設される一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法等)

第9条 専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

2 専門職学位課程において、大学院設置基準（昭和49年文部科学省令第28号）第15条で準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第10条 研究科等は、本学の専門職学位課程に在籍する学生（以下この章及び第5章において「学生」という。）に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科等は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第11条 研究科等は授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修科目の登録の上限)

第12条 研究科等は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第13条 研究科等は、教育上有益と認めるときは、学生が研究科等の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職学位課程が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で当該専門職学位課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、休学期間中に外国の大学院において単位を取得する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

3 前2項に定める履修及び単位認定等に関して必要な手続は、研究科等の定めるところによる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 研究科等は、教育上有益と認めるときは、その定めるところにより、学生が当該専門職学位課程に入学する前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条で準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生（第24条において「科目等履修生」という。）として修得した単位を含む。）を、当該専門職学位課程に入学した後の当該専門職学位課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職学位課程において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項の規定により当該専門職学位課

程において修得したものとみなす単位数と合わせて研究科等が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

第4章 学位の授与

(学位の授与)

第15条 専門職学位課程を修了した者には、東京大学学位規則に定める専門職学位を授与する。

第5章 入学資格、在学年限及び休学等

(入学資格)

第16条 専門職学位課程の入学資格については、学則第16条第1項の規定を準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「修士課程」とあるのは「専門職学位課程」と、同項第8号中「規則」とあるのは「研究科等の規則」と読み替えるものとする。

(在学年限)

第17条 専門職学位課程の在学年限は、当該専門職学位課程の標準修業年限に1年を加えた期間とする。

2 学則第2条第7項の規定により計画的な履修を認められた者の在学年限は、当該専門職学位課程の標準修業年限に2年を加えた期間とする。

3 前2項に規定する在学年限については、第6条の規定により在学したとみなされる期間を除いた期間とする。

4 学生が、第1項から第3項に規定する在学年限に達したときは、学生の身分を失う。

(休学及び復学)

第18条 専門職学位課程(次条の法科大学院の課程を除く。)の休学期間は、当該専門職学位課程の標準修業年限の期間と同じ期間を超えることができない。

2 前項のほか、休学及び復学については、学部通則の規定を準用する。

第6章 法科大学院

(法科大学院の課程)

第19条 第3条に定める法曹養成専攻の課程は、専門職大学院設置基準第18条第1項に定める法科大学院の課程とする。

(標準修業年限)

第20条 法科大学院の課程の標準修業年限は、第4条の規定にかかわらず、3年とする。

(修了要件)

第21条 法科大学院の課程の修了の要件は、第5条の規定にかかわらず、3年以上在学し、法学政治学研究科で定めるところにより、所要の科目を履修して、93単位以上の所定の単位を修得しなければならない。

(法学既修者)

第22条 本学の法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下本条において「法学既修者」という。)に関しては、法学政治学研究科で定めるところにより、前条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で同研究科が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で同研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、法科大学院の課程において、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第6条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、次条及び第24条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第1項ただし書及び次条第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

4 専門職大学院設置基準第20条の7第6号に定める認定連携法曹基礎課程(本学の法科大学院以外の法科大学院のみと同号に定める認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。第24条ただし書

において同じ。)を修了して本学の法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法学政治学研究科が認める者に関する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「30単位」とあるのは「46単位」と、前項中「合わせて30単位」とあるのは「合わせて46単位」と、「第1項ただし書及び次条第1項ただし書の規定により30単位」とあるのは「第1項ただし書及び次条第1項ただし書の規定により46単位」とする。

第23条 法学政治学研究科は、教育上有益と認めるときは、本学の法科大学院の課程に在籍する学生(以下「法科大学院学生」という。)が法学政治学研究科の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第13条第1項の規定にかかわらず、30単位を超えない範囲で本学の法科大学院の課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、法科大学院の課程において、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定は、法科大学院学生が、外国の大学院に留学する場合、休学期間中に外国の大学院において単位を取得する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育過程における授業科目を履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 法科大学院学生が、本学の法科大学院の課程に入学する前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目に関し修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、第14条第2項の規定にかかわらず、転学等の場合を除き、本学の法科大学院の課程において修得した単位以外のものについては、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。以下本条について同じ。)の規定により本学の法科大学院の課程において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(同条第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して本学の法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法学政治学研究科が認める者がその入学前に本学の法科大学院以外の専門職大学院設置基準第20条の7第6号に定める認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、前条第1項の規定により本学の法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位(同条第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

(法科大学院の課程の在学年限)

第25条 法科大学院の課程の在学年限は、第17条第1項の規定にかかわらず、5年とする。

2 法科大学院の課程において学則第2条第7項の規定により計画的な履修を認められた者の在学年限は、第17条第2項の規定にかかわらず、6年とする。

3 前2項に規定する在学年限については、第6条及び第22条第1項の規定により在学したとみなされる期間を除いた期間とする。

4 法科大学院学生が、第1項から第3項に規定する在学年限に達したときは、第17条第3項の規定にかかわらず、学生の身分を失う。

(法科大学院の課程における休学及び復学)

第26条 法科大学院の課程の休学期間は、3年を超えることができない。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、法科大学院の課程について準用する。

第7章 雑則

(その他の規則)

第27条 専門職学位課程の標準修業年限、修了要件、教育課程、教育方法その他専門職学位課程の教育に関する事項で、この規則に定めのないものについては、学則(第11条、第12条、第32条及び第33条を除く。)に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年9月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

◆ 東京大学学位規則

制定	昭32. 4. 23	評議会可決
改正	昭32. 5. 21、	昭34. 10. 13
	同37. 12. 18、	同39. 12. 15
	同40. 3. 23、	同42. 4. 1
	同44. 4. 22、	同45. 10. 20
	同47. 3. 29、	同50. 2. 18
	同50. 10. 21、	同51. 4. 1
	同52. 3. 15、	同54. 2. 20
	同58. 4. 19、	同59. 4. 17
	同60. 4. 23、	同62. 2. 17
	同62. 4. 21、	平 2. 2. 20
	平 3. 4. 16、	同 3. 7. 9
	同 4. 3. 17、	同 5. 10. 19
	同 6. 4. 19、	同 7. 3. 7
	同 7. 5. 16、	同 7. 11. 21
	同 8. 3. 19、	同 9. 4. 22
	同11. 3. 16、	同12. 4. 1
	同12. 4. 18、	同13. 4. 1
	同16. 3. 30、	同17. 4. 1
	同17. 4. 26、	同18. 4. 1
	同19. 3. 22、	同21. 3. 26
	同22. 3. 25、	同22. 6. 24
	同24. 3. 29、	同24. 6. 28
	同24. 11. 29、	同25. 6. 27
	同27. 1. 29、	同27. 3. 26
	同28. 3. 23、	同30. 3. 29
	同31. 3. 22、	令 5. 1. 26

(目的)

第1条 この規則は、東京大学学部通則、東京大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)及び東京大学大学院専門職学位課程規則に定めるもののほか、東京大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の授与)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。

3 修士の学位、博士の学位又は専門職学位は、本学大学院の課程を修了した者に授与する。

4 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても、論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し本学大学院の博士課程の教育課程を終えて学位を授与される者と同様に広い学識を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された場合には、授与することができる。

(専攻分野の名称及び専門職学位の種類)

第3条 学士、修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称は、学部、研究科又は教育部ごとに次のとおりとする。

(1) 学士の学位

法学部	法学
医学部	医学
	保健学

工学部	工学
文学部	文学
理学部	理学
農学部	農学
	獣医学
経済学部	経済学
教養学部	教養
教育学部	教育学
薬学部	薬科学
	薬学

(2) 修士の学位

人文社会系研究科	文学
	心理学
	社会学
	社会心理学
教育学研究科	教育学
法学政治学研究科	法学
経済学研究科	経済学
	経営学
総合文化研究科	学術
	国際貢献
	欧州研究
	グローバル研究
	統合人間学
	環境科学
理学系研究科	理学
工学系研究科	工学
農学生命科学研究科	農学
医学系研究科	保健学
	医科学
薬学系研究科	薬科学
数理科学研究科	数理科学
新領域創成科学研究科	科学
	生命科学
	医科学
	環境学
	国際協力学
	サステイナビリティ学
情報理工学系研究科	情報理工学
学際情報学府	学際情報学
	社会情報学

(3) 博士の学位

人文社会系研究科	文学
	心理学
	社会学
	社会心理学
教育学研究科	教育学
法学政治学研究科	法学

経済学研究科	経済学
	経営学
総合文化研究科	学術
	国際貢献
	グローバル研究
	統合人間学
	環境科学
理学系研究科	理学
工学系研究科	工学
	学術
農学生命科学研究科	農学
	獣医学
医学系研究科	医学
	保健学
薬学系研究科	薬科学
	薬学
数理科学研究科	数理科学
新領域創成科学研究科	科学
	生命科学
	医科学
	環境学
	国際協力学
	サステイナビリティ学
情報理工学系研究科	情報理工学
学際情報学府	学際情報学
	社会情報学
公共政策学教育部	公共政策学

2 専門職学位の種類及び学位に付記する専攻分野の名称は、研究科又は教育部ごとに次のとおりとする。

法学政治学研究科	法務博士(専門職)
工学系研究科	原子力修士(専門職)
医学系研究科	公衆衛生学修士(専門職)
公共政策学教育部	公共政策学修士(専門職)

(論文の提出)

第4条 本学大学院の博士課程を経ない者が博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書、論文の内容の要旨、論文目録、履歴書及び論文審査手数料を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定して、論文(正副あわせて5部)を総長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士後期課程及び獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程に所定の修業年限以上在学し、教育課程を修了したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学後3年以内に論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

3 前2項の規定により提出した論文及び納付した論文審査手数料は、還付しない。

4 第1項の論文審査手数料の額は別に定める。

(論文)

第5条 前条第1項又は第2項の規定により提出する論文は、1篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

(研究科又は教育部の教育会議の指定)

第6条 第4条第1項又は第2項の規定により論文の提出があったときは、総長は、関係の研究科長又は

教育部の部長と協議のうえ、その論文を審査すべき研究科又は教育部の教育会議(以下「教育会議」という。)を指定し、これにその審査を付託する。

(審査委員会)

第7条 前条の規定により論文の審査を付託された教育会議は、その審査のため審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、次に掲げるすべての要件を満たし組織されなければならない。

(1) 委員は、5名以上とする。

(2) 委員は、当該研究科又は教育部の教員とする。ただし、当該教育会議が、審査のため必要があると認めるときは、当該研究科若しくは教育部以外の学内の教員又は学外の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会の委員に含めることができる。

3 前項第2号ただし書の場合において、委員に含めることができる人数は、当該教育会議が決定する。

(論文の審査、試験及び学力の確認等)

第8条 審査委員会は、論文の審査、試験及び学力の確認を行う。

2 試験は論文を中心として、これに関連のある科目について行う。

3 学力の確認は、試問の方法により行うものとし、試問は口頭試問及び筆答試問により、専攻学術及び外国語に関し本学大学院において博士課程の教育課程を終えて学位を授与される者と同様に広い学識を有することを確認するために行う。

4 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して試問の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、教育会議の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもって試問の全部又は一部に代えることができる。

(学力確認の特例)

第9条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者が退学してから各研究科又は教育部所定の年限内に論文を提出したときは、学力の確認を行わないことができる。

(審査期間)

第10条 審査委員会は、第4条第1項又は第2項の規定により論文が提出された日から1年以内に、論文の審査、試験及び学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、教育会議の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、論文の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添え、教育会議に文書で報告しなければならない。

2 審査委員会は、論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を行わないことができる。この場合には、審査委員会は、前項の規定にかかわらず、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(教育会議の審議)

第12条 教育会議は、前条第1項の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、委員全員の2分の1以上の出席を必要とする。ただし、公務又は出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 学位を授与できるものと議決するには、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長又は教育部の部長の報告)

第13条 研究科長又は教育部の部長は、教育会議の議決を経て、学位を授与すべきか否かを決定したときは、論文とともに、論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を文書で総長に報告しなければならない。ただし、試験及び学力の確認を経ないで、学位を授与できないものと教育会議が議決したときは、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(学位の授与)

第14条 総長は、前条の報告に基づいて、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、研究科長又は教育部の部長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科又は教育部は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 前3項の規定により学位論文を公表する場合には、東京大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第17条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、学部の教授会又は教育会議の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させる。

- 2 学部の教授会又は教育会議において前項の議決をするには、教授会構成員又は委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、その出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。第12条第2項ただし書の規定は、この場合に準用する。
- 3 総長は、第1項に基づいて修士の学位、博士の学位又は専門職学位の授与を取り消したときは、その旨を公表する。

(学位記の再交付)

第18条 学位記の再交付は、特別な事由があると総長が認めた場合に限り行うことができる。学位記の再交付を受けようとする者は、所定の申請書に手数料を添え、願い出なければならない。

- 2 前項に定める手数料の額は、別に定める。

(登録)

第19条 本学において博士の学位を授与したときは、総長は、文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

(学位記の様式)

第20条 学位記の様式は、別紙のとおりとする。

- 2 大学院学則第9条の2に定める博士課程教育リーディングプログラム又は国際卓越大学院教育プログラムを修了した者の学位記には、当該プログラムを修了した旨付記するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成7年5月16日から施行する。
- 2 平成6年3月31日以前に医学部に進入学し、引続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日以前に第2種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(人文社会系研究科の経過措置)

第2条 平成16年3月31日以前に人文社会系研究科社会文化研究専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(薬学系研究科の経過措置)

第 2 条 平成 22 年 3 月 31 日以前に薬学系研究科修士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(薬学系研究科の経過措置)

第 2 条 平成 24 年 3 月 31 日以前に薬学系研究科博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 24 年 6 月 28 日から施行し、改正後の東京大学学位規則の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 11 月 29 日から施行し、改正後の東京大学学位規則の規定は、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 6 月 27 日から施行し、改正後の東京大学学位規則の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前に博士の学位を授与した場合については、この規則による改正後の東京大学学位規則第 15 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 25 年 3 月 31 日以前に博士の学位を授与された者については、この規則による改正後の東京大学学位規則第 16 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 27 年 1 月 29 日東大規則第 38 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 26 日東大規則第 86 号)

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経済学研究科の経過措置)

第 2 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に経済学研究科修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月26日から施行する。

別紙

様式1 (第2条第2項による学位記)

学法（又は医・工・文・理・農・ 経・教養・教育・薬）第 号	
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学〇〇学部〇〇学科（又は課程）において正規の試験に合格し所定の単位を修得したことを認める	
東京大学〇〇学部長 氏 名	㊟
上記学部長の認定により学士（専攻分野の名称）の学位を授ける	
年 月 日	
東京大学総長 氏 名	㊟

様式2 (第2条第3項による修士又は博士の学位記)

修（又は博）人社（又は教育・法・経・総合・理・ 工・農・医・薬・数理・創域・情・学情）第 号	
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院〇〇研究科（又は〇〇学府）〇〇専攻の修（又は博）士課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格したことを認める	
東京大学大学院〇〇研究科長（又は〇〇学府長） 氏 名	㊟
上記研究科長（又は〇〇学府長）の認定により修（又は博）士（専攻分野の名称）の学位を授ける	
年 月 日	
東京大学総長 氏 名	㊟

備考 第4条第2項に規定する者で退学後3年以内に論文を提出したものに学位を授与する場合には、上記の学位記を授与する。

様式2の2 (第2条第3項による専門職学位の学位記)

専法 (又は工・医・公共) 第	号	
学位記		
氏	名	
年	月	日生
本学大学院〇〇研究科 (又は〇〇教育部) 〇〇専攻の専門職学位課程において所定の単位を修得したことを認める		
東京大学大学院〇〇研究科長 (又は〇〇教育部長)		
氏	名	印
上記研究科長 (又は教育部長) の認定により〇〇修 (又は博) 士 (専門職) の学位を授ける		
年	月	日
東京大学総長 氏 名 印		

様式3 (第2条第3項のうち、大学院学則第5条第2項による学位記)

修人社 (又は教育・法・経・総合・理・工・農・ 医・薬・数理・創域・情・学情) 第	号	
学位記		
氏	名	
年	月	日生
本学大学院〇〇研究科 (又は〇〇学府) 〇〇専攻の修士課程において所定の単位を修得し、特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格したことを認める		
東京大学大学院〇〇研究科長 (又は〇〇学府長)		
氏	名	印
上記研究科長又は (〇〇学府長) の認定により修士 (専攻分野の名称) の学位を授ける		
年	月	日
東京大学総長 氏 名 印		

様式3の2 (第2条第3項のうち、第20条第2項による学位記)

博人社(又は教育・法・経・総合・理・工・農・ 医・薬・数理・創域・情・学情)第	号
学 位 記	
	氏 名
	年 月 日生
本学大学院〇〇研究科(又は〇〇学府)〇〇専攻の博士課程において所定の単位を 修得し、学位論文の審査および最終試験に合格したことを認める	
東京大学大学院〇〇研究科長 (又は〇〇学府長)	
	氏 名 ㊦
上記研究科長(又は〇〇学府長)の認定により博士(専攻分野の名称)の学位を授ける	
年 月 日	
	東京大学総長 氏 名 ㊦
〇〇〇(プログラムの名称)を修了した	

様式4 (第2条第4項による学位記)

	第 号
学 位 記	
	氏 名
	年 月 日生
本学に博士の学位論文を提出しその審査および試験に合格し、かつ、所定の学力 を有するものと認める	
東京大学大学院〇〇研究科長 (又は〇〇学府長)	
	氏 名 ㊦
上記研究科長 (又は〇〇学府長) の認定により博士 (専攻分野の名称)の学位を 授ける	
	年 月 日
	東京大学総長 氏 名 ㊦

◆ 学部通則第2条第2項に規定する「長期にわたる教育課程の履修」に関する申合せ

平成 27. 12. 1
教育運営委員会

学部通則第2条第2項に基づく「長期にわたる教育課程の履修制度（以下「長期履修学生制度」という。）」については、各学部の定めるところにより各学部が判断すべきことであるが、本学としての取扱いの整合を図る観点から、以下のように申し合わせることにする。

1 長期履修学生制度の対象者の定義

視覚、聴覚、肢体その他の障害があるため長期にわたり修学に相当な制限を受けると認められる者を対象とする。

2 長期履修学生制度の申請

長期履修学生に申請できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 新たに学部前期課程に入学又は学部後期課程に入進学する者
- (2) 既に学部前期課程又は後期課程に在学し、原則として、在学期間（休学期間を除く）が1年未満（医学部医学科、農学部獣医学課程及び薬学部薬学科では3年未満）である者

3 長期履修学生制度の各種手続き

(1) 申請手続き

長期履修学生への申請手続きは、各学部の定めるところにより、学部長に願い出るものとする。

(2) 許可

長期履修学生の許可は、各学部において、障害の程度や状態又はリハビリテーションの状況、履修計画を十分審査の上、各学部の教授会の議を経て学部長が行う。

(3) 期間の変更申請

長期履修学生として許可された者が、長期履修の期間を変更する必要がある場合は、各学部の定めるところにより、学部長に願い出るものとする。

(4) 期間の変更許可

長期履修の期間の変更許可は、当該学部の教授会の議を経て学部長が行う。

4 長期履修の開始時期

長期履修の開始時期は、原則として、学年の初めとし、学年の中途から開始することはできない。

5 長期履修学生に係る授業料の額

長期履修学生に係る授業料の額は、「東京大学における検定料、入学科及び授業料等の費用に関する規則」によるものとする。

6 その他

この申合せは平成28年4月1日に入学する者及び在学している者から実施する。

◆ 学部後期課程教育における成績評価の改善に関する申合せ

平成25. 7. 9

教育運営委員会

改正 令和5. 9. 19

学部後期課程教育における成績評価の方法については、国際化への対応に留意しつつ、教育の質の向上及び公平性の確保の観点から、以下のとおり全学的な見直しを行う。その際、成績評価基準の明示に関する大学設置基準の規定を踏まえて適切な対応をとる。

1. 授業科目を開設する組織における対応

(1) 「優上」の追加及びその評価

成績評価について、「優、良、可、不可」に加え、各区分の趣旨の明確化を図りつつ、最優秀者の区分として「優上」を新たに設ける。授業科目の評価に当たっては、上位5～10%程度の履修学生（未受験者を除く。）が「優上」を取得することを目安とする。

(2) 「優」以上の評価

授業科目の評価に当たっては、30%程度の履修学生（未受験者を除く。）が「優」及び「優上」を取得することを目安とする。

(3) 申合せの対象となる授業科目の範囲

申合せの対象となる授業科目の範囲については、少人数の授業科目、演習等を除くなど、当該授業科目の実施態様に応じ、授業科目を開設する組織において適切に定める。

2. 本部における対応

(1) 学務システムの改善

上記1. に定める成績評価の区分の変更に対応するとともに、「優上」及び「優」に係る評価の適切な運用に資するため、教員が的確な成績情報の入力を容易に行えるようにする等、学務システムの改善を図る。

(2) 成績評価の改善のフォローアップ

本申合せに定められた内容の実施状況について調査・把握を行い、その適切な運用のために必要と認める場合、全学的な観点から所要の措置をとる。

3. その他

(1) 本申合せによる成績評価は、学部後期課程の授業科目の履修学生に対して適用する。

(2) 本申合せの実施による成果を評価しつつ、総合的な教育改革の進捗状況を踏まえ、成績評価の見直しを継続的に検討・実施する。

附 則

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和5年9月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

◆学部後期課程における全学部共通授業科目群の科目開設・履修等に関する細則

平成 26. 2. 18

教育運営委員会

改正 令和 5. 2. 21

(目的)

第1条 この細則は、東京大学学部通則第15条第2項に定める全学部共通授業科目のうち、同条第3項に定める全学部共通授業科目群の科目（以下「共通授業科目」という。）について、同条第5項の規定に基づき、その開設、履修等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(届出及び公表)

第2条 共通授業科目を開設する学部(以下「開設学部」という。)の長は、当該科目の開設に当たり、当該科目の名称、目的、単位数、履修資格、定員、内容、授業の方法、成績評価基準その他必要事項をあらかじめ別紙様式により、教育運営委員会に届け出なければならない。

2 届出後に当該科目の内容等に変更が生じる場合は、前項の規定を準用する。

3 届出の経路を経た当該科目は、「全学授業カタログ」に「全学部共通授業科目」として記載する等、学生に対し必要な情報を公表しなければならない。

(提案)

第3条 学部長は、複数の教育研究部局の教員の協力を必要とする共通授業科目の構想(以下「部局横断型構想」という。)について、当該科目の開設を教育運営委員会に提案することができる。

2 教育運営委員会は、全学的な観点から特に意義があると認める部局横断型構想について、特定の学部長に対し、前項に係る提案を行うよう求めることができる。

(作業委員会)

第4条 教育運営委員会は、部局横断型構想の提案があった場合、当該構想を適当と認めるときは、当該共通授業科目の企画及び実施に密接に関係する教育研究部局に所属する教職員で構成する作業委員会を設け、当該科目の内容等について検討させるものとする。

2 作業委員会は、前条第1項の提案を行った学部と緊密な連携を図り、開設学部を選定の上、授業計画案を策定し、教育運営委員会に提出するものとする。

3 教育運営委員会は、作業委員会から授業計画案の提出を受けた場合、特に支障の無い限り当該科目の開設予定の学部に対して、第2条第1項の規定に基づく届出及び具体的な実施の準備を求めるものとする。

(履修手続)

第5条 各学部においては、開設する共通授業科目の目的、履修資格、内容等を踏まえ、学生の当該科目の履修について適切に配慮するものとする。

2 学生の共通授業科目の履修については、当該学生の所属学部が定める手続によって行うものとする。

3 共通授業科目を履修して学生が取得した単位の取扱いについては、各学部の定めるところによる。

(前期課程学生の聴講)

第6条 開設学部長は、共通授業科目の聴講を希望する前期課程学生があるときは、後期課程学生の修学に妨げがないときに限り、当該学生に対し聴講を許可することができる。

(成績評価等)

第7条 共通授業科目の成績評価は、開設学部が行う。

2 複数の共通授業科目からなるプログラムであって、教育運営委員会が適当と認めるものについては、当該プログラムを修了した者に対し教育運営委員会委員長名で修了証を交付することができる。

(部局横断型教育プログラムとの関係)

第8条 共通授業科目が部局横断型教育プログラムを構成する科目である場合、当該科目については、この細則によるほか、教育運営委員会が定める部局横断型教育プログラム開設内規等に従って開設及び実施しなければならない。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式

全学部共通授業科目開設届出書

実施部局名	
実施責任者（所属）	
授業科目名	
開講区分（ターム等）	
単 位 数	
時 限	
担当教員（所属）	
授業科目の目的及び内容 1) 目的 2) 内容（編成方針等） 3) 履修後に身に付く能力	
履 修 資 格	
定 員	
授業の方法	
成績評価基準	
実 施 体 制	

(注)「部局横断型構想」の場合は、実施体制欄に明記すること。

◆ 東京大学グローバル教育センター「グローバル教養科目群」規則

制定	令 5. 3. 23	役員会議決
改正	令 6. 2. 22	
改正	令 7. 2. 13	

(目的)

第1条 この規則は、東京大学学部通則（昭和38年12月17日評議会可決。以下「学部通則」という。）第15条第2項に規定する全学部共通授業科目のうち、同条第3項に規定するグローバル教養科目群について、同条第5項の規定に基づき、必要事項を定めることを目的とする。

(開設部局)

第2条 グローバル教養科目群は、東京大学グローバル教育センターが開設する。

(開設目的)

第3条 東京大学グローバル教育センターは、東京大学グローバル教育センター規則第2条で掲げる「グローバルシチズン」の育成を目的として、グローバル教養科目群を開設する。

(単位)

第4条 授業科目は、15時間の授業時間をもって1単位とする。

(授業科目)

第5条 グローバル教養科目群の下に、別表の授業科目を置く。

(授業の方法)

第6条 授業は、学部通則第15条の2を準用し実施するものとする。この場合において、同条中の「学部長」とあるのは、本規則において「東京大学グローバル教育センター長」と読み替える。

(履修方法)

第7条 履修方法は、所属学部等が定める。

(単位の修得)

第8条 単位の修得は、試験により証明する。

2 一部の科目については、試験を行うことなく、平常の成績又はレポート等により証明することができる。

(評点)

第9条 評点は、優上、優、良、可及び不可の5等とし、優上、優、良、可を合格、不可を不合格とする。ただし、特定の科目について東京大学グローバル教育センター長が必要と認める場合の評点は、合格又は不合格とすることができる。

2 前項の評点の基準は、別に定める。

(教育運営委員会への報告)

第10条 東京大学グローバル教育センター長は、各年度に開講する科目を東京大学教育運営委員会へ報告するものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、グローバル教養科目群の開設に関し必要な事項は、東京大学グローバル教育センター長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

授業科目名
グローバル教養科目
グローバル教養言語科目
グローバルリーダー育成プログラム科目

◆ 部局横断型教育プログラム開設内規

平成 20.9.9
教育運営委員会
改正 令和 2.2.12
令和 4.10.25

(目的)

第1条 この内規は、各学部、研究科又は教育部（以下「教育部局」という。）における固有の教育カリキュラムに加えて、学際的あるいは分野融合的な部局横断型教育プログラム（以下「プログラム」という。）に関する必要な手続について定めることを目的とする。

第2条 プログラムとは、定められたテーマに沿って講義・演習等を複数の教育部局において開設し、それらをひとまとまりとして履修するものをいう。

- 2 プログラムは、意欲ある学生が、所属する教育部局固有の教育カリキュラムに加えて履修することができるものとする。プログラムの修了をもって教育部局の卒業又は修了に代えることはできない。
- 3 プログラムには適切な名称をつけるものとする。

(主体)

第3条 プログラムの主体は教育運営委員会とする。

- 2 教育運営委員会は、プログラムの運営にあたって、教育部局、及び、研究所・機構・センター（以下「研究部局」という。）に所属する教職員の協力を求めることができる。

(提案)

第4条 プログラムの開設は教育部局の長（学部プログラムであれば学部長、大学院プログラムであれば研究科長等）が教育運営委員会に提案する。

- 2 教育運営委員会は、提案されたプログラムについて審議し、適当と認めるときは、作業委員会を設け、プログラムの具体的内容等について検討させるものとする。

(作業委員会と講義・演習等)

第5条 作業委員会は提案されたプログラムの企画・実施に密接に関係する教育部局、及び、研究部局に所属する教職員で構成する。

- 2 作業委員会の主査は、前項の委員である構成員のうちから教育運営委員会が指名する。主査は必ずしも教育運営委員会の委員であることを要しない。
- 3 作業委員会は、プログラムの具体的内容・修了要件等について検討し、企画案を策定する。ただし、修了要件については12単位以上を目安とする。
- 4 作業委員会は、プログラムを構成する各講義・演習等について、それぞれそれを開設する教育部局を、当該教育部局と協議しつつ選定する。
- 5 プログラムを構成する講義・演習等を開設する教育部局は、その科目を当該プログラムの科目として認定する。
- 6 このプログラムの科目として認定された講義・演習等を、それぞれの教育部局の授業科目としてどのように取り扱うかは、当該教育部局において決定する。
- 7 作業委員会は、策定した企画案を教育運営委員会に提案する。

(実施)

第6条 教育運営委員会は、作業委員会から提案された企画案について審議し、適当と認めるときは、プログラムとして正式に承認する。

2 プログラムは、「全学授業カタログ」に、「部局横断型教育プログラム」として記載する。

第7条 プログラムの履修を希望する学生は、学生の所属部局の担当部署で申請を行う。

- 2 担当部署は申請をとりまとめて作業委員会へ送付する。
- 3 履修するそれぞれの科目の履修手続は、各教育部局における授業科目の履修手続に準じるものとする。
- 4 単位の認定は、それぞれの科目担当教員の評価に基づいて、当該教育部局が行う。

(修了)

第8条 作業委員会は、プログラムの履修をあらかじめ申請した学生について、プログラムの修了に必要な単位を取得したか否かを確認する。

第9条 教育運営委員会は、作業委員会から前条の確認の報告を受けたときは、当該学生についてプログラムの修了を認定し、その者に対し教育運営委員会委員長名で修了証を交付する。

- 2 別に定める基準を満たすプログラムについては、教育運営委員会委員長の認定により総長名で修了証を交付することができるものとする。

(名称変更)

第10条 プログラムの名称変更は、提案した教育部局の長又は当該作業委員会が、変更の事由、変更後の名称及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類を添えて、教育運営委員会に提案するものとする。

- 2 教育運営委員会は、前項に掲げる提案事項に基づき審議し、適当と認めるときは、プログラムの名称変更を承認する。
- 3 プログラムの名称を変更するに当たっては、学生に対して適切な配慮をするものとする。

(廃止)

第11条 プログラムの廃止は、提案した教育部局の長又は当該作業委員会が、廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類を添えて、教育運営委員会に提案するものとする。

- 2 教育運営委員会は、前項に掲げる提案事項に基づき審議し、適当と認めるときは、プログラムの廃止を承認する。
- 3 プログラムを廃止するに当たっては、学生に対して適切な配慮をするものとする。

(その他)

第12条 プログラム開設の提案については、原則として毎年行うものとする。

ただし、前年度から継続して開設するプログラムについて、次の条件を満たすものは、作業委員会による提案を省略することができる。

- (1) 前年度からプログラムを構成する講義・演習等に変更がないこと。
- (2) 前号の他に、前年度教育運営委員会に提案し、承認されたプログラムの具体的内容に変更がないこと。

附 則

この内規は、平成20年9月9日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年2月12日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年10月25日から施行する。

◆ 東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則

制定	平16. 4. 1	
改正	平17. 1. 28	平18. 2. 24
	平19. 3. 22	平19. 9. 27
	平21. 3. 26	平22. 3. 25
	平23. 3. 28	平23. 6. 1
	平24. 3. 29	平26. 3. 27
	平26. 11. 27	平28. 1. 28
	平30. 3. 20	平31. 3. 22
	令 6. 3. 21	令 7. 1. 30

(目的)

第1条 本規則は、次の各号に列記する規則の規定に基づき、検定料、入学料及び授業料等の費用を定めることを目的とする。

- (1) 東京大学学部通則(以下「学部通則」という。)第58条の2第1項、同条第2項及び第66条第1項
- (2) 東京大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第35条第1項
- (3) 東京大学学位規則(以下「学位規則」という。)第4条第4項及び第18条第2項
- (4) 東京大学教育学部附属中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)学則第24条第1項、第25条第2項及び第26条第2項
- (5) 東京大学医科学研究所研究生規則第10条、東京大学地震研究所研究生規則第10条、東京大学生産技術研究所研究生規則第10条、東京大学定量生命科学研究所研究生規則第10条、東京大学物性研究所研究生規則第10条、東京大学大気海洋研究所研究生規則第10条及び東京大学先端科学技術研究センター研究生規則第10条
- (6) 東京大学大学院情報学環教育部(以下「情報学環教育部」という。)規則第26条

(検定料、入学料及び授業料の額)

第2条 学部通則第58条の2第1項及び大学院学則第35条第1項に規定する学部学生及び大学院学生に係る検定料、入学料及び授業料の額は、学生の区分に応じた別表1に掲げる額とする。

2 学部通則第2条第2項又は大学院学則第2条第7項の規定により、修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業又は課程を修了することを認められた者(以下「長期履修学生」という。)に係る授業料の年額は、当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

3 中等教育学校学則第24条第1項、第25条第2項及び第26条第2項に規定する中等教育学校の生徒に係る検定料、入学料及び授業料の額は、別表2に掲げる額とする。

(長期履修学生に係る授業料及び徴収方法の特例)

第3条 長期履修学生が長期在学期間を終了した後も在学する場合には、その超えた期間に納付すべき授業料の年額は、別表1に掲げる年額と同額を徴収するものとする。

2 長期履修学生が学年の途中で卒業又は課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、前条第2項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に在学する月数を乗じて得た額として、当該学年の初めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収することができるものとする。

3 長期履修学生が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて前条第2項の規定により算出した授業料の年額(当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、前条第1項に規定する授業料の年額)を新たな授業料の年額とし、この授業料の年額に当

該者が在学した期間（在学途中に長期履修学生として認められた場合は長期履修開始後の期間とする。以下同じ。）の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。

- 4 長期履修学生が長期在学期間を延長することを認められる場合又は学生が在学途中に長期履修学生として認められる場合の授業料の年額は、新たな長期在学期間に応じて前条第2項の規定により算出した授業料の年額を新たな授業料の年額とする。また、すでに履修した期間の授業料との差額調整は行わないものとする。
- 5 授業料の改定が行われる場合の長期履修学生に係る授業料の年額は、改定後の授業料に応じて前条第2項の規定により算出した授業料の年額を新たな授業料の年額とする。また、すでに履修した期間の授業料との差額調整は行わないものとする。
- 6 その他長期履修学生の授業料に関して必要な事項は、別に定める。

（研究生、聴講生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額）

第4条 学部通則第58条の2第2項に規定する研究生、聴講生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、別表3に掲げる額とする。

（研究所研究生の検定料、入学料及び研究料の額）

第5条 東京大学医科学研究所研究生規則第10条、東京大学地震研究所研究生規則第10条、東京大学生産技術研究所研究生規則第10条、東京大学定量生命科学研究研究所研究生規則第10条、東京大学物性研究所研究生規則第10条、東京大学大気海洋研究所研究生規則第10条及び東京大学先端科学技術研究センター研究生規則第10条に規定する研究所研究生の検定料、入学料及び研究料の額は、別表4に掲げる額とする。

（情報学環教育部研究生の検定料、入学料及び授業料の額）

第6条 情報学環教育部規則第26条に規定する情報学環教育部研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、別表5に掲げる額とする。

（論文審査手数料の額）

第7条 学位規則第4条第4項に規定する論文審査手数料の額は、別表6に掲げる額とする。

（学位記の再交付手数料の額）

第8条 学位規則第18条第2項に規定する学位記の再交付手数料の額は、別表7に掲げる額とする。

（寄宿料の額）

第9条 学部通則第66条第1項及び大学院学則第35条第1項に規定する寄宿料の額は、別表8に掲げる額とする。

（規則の改廃）

第10条 この規則の改廃は、経営協議会及び教育研究評議会の審議の後、役員会の議を経て、これを行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月27日から施行し、この規則による改正後の東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 備考の改正規定は、平成 24 年 3 月 29 日から施行し、改正後の東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則別表 1 備考の規定は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 26 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 31 年 3 月 31 日以前の 9 月入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、卒業・修了見込年度に限り、前期の授業料を年額の 12 分の 5 として徴収するものとする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 7 年 3 月 31 日以前に学部前期課程に入学し、又は再入学し、引き続き在学する者については、この規則による改正後の別表 1 の授業料の項中「学部学生」の欄に定める授業料の額にかかわらず、改正前の授業料の額を適用する。

別表 1 学部学生及び大学院学生の検定料、入学料及び授業料の額

学生の区分	学部学生	大学院学生 (法科大学院学生を除く)		法科大学院学生
		修士課程・専門 職学位課程	博士後期課程・ 獣医学、医学又は 薬学を履修する 博士課程	
検 定 料		30,000 円		
		書類等による選抜 10,000 円		
	第一段階目の選抜	4,000 円		7,000 円
	第二段階目の選抜	13,000 円		23,000 円
授 業 料 (年 額)	642,960 円	535,800 円	520,800 円	804,000 円
入 学 料	282,000 円	282,000 円		282,000 円

備考

- この表の検定料の項中、「大学院学生(法科大学院学生を除く)」の欄において「書類等による選抜」とあるのは、各研究科等の定めるところにより、出願書類等による選抜を行う場合の検定料の額を示す。
- この表の検定料の項中、「学部学生」及び「法科大学院学生」の欄においては、出願書類等による選抜(この表において「第一段階目の選抜」という。)の後、その合格者に限り学力検査その他による選抜(この表において「第二段階目の選抜」という。)を行う場合のそれぞれの検定料の額を示す。
- この表の検定料の項中、「学部学生」の欄に定める検定料の額にかかわらず、教養学部前期課程国際教養コースへの入学に係る検定料の額は、5,000 円とする。

- 4 学部への編入学若しくは再入学又は大学院（法科大学院を含む）への転入学若しくは再入学に係る検定料の額は、30,000円とする。ただし、外国において学部通則第10条第1項第5号に相当する課程を修了した者で、学部後期課程への入学を志願するものについて、各学部の定めるところにより、出願書類等による選抜を行う場合の検定料の額は、10,000円とする。
- 5 学部後期課程への編入学、学士入学若しくは再入学又は大学院（法科大学院を含む）への転入学若しくは再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 6 学部通則第50条第1項ただし書きに規定する9月入学者の入学年度及び卒業・修了見込年度における授業料は、年額の2分の1をそれぞれ11月及び5月に徴収するものとし、その他の年度にあつては、同項本文に規定するところによる。なお、9月入学者が卒業・修了見込年度の8月に卒業・修了する場合は、標準修業年限を超える場合を除き、学部通則第52条の規定は適用しない。

別表2 中等教育学校の生徒に係る検定料、入学料及び授業料の額

区 分		前 期 課 程	後 期 課 程
検 定 料 (一般選抜)		5,000円	9,800円
検 定 料 (推薦選抜)	第1次選考	1,300円	
	第2次選考	3,700円	
入 学 料		0円	56,400円
授 業 料		年額 0円	年額 115,200円

別表3 研究生、聴講生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額

区 分	研 究 生	聴 講 生	科 目 等 履 修 生
検 定 料	9,800円	9,800円	9,800円
入 学 料	84,600円	28,200円	28,200円
授 業 料	月額 28,900円	1単位につき 14,800円	1単位につき 14,800円

別表4 研究所研究生の検定料、入学料及び研究料の額

区 分	研 究 所 研 究 生
検 定 料	9,800円
入 学 料	84,600円
研 究 料	月額 28,900円

別表5 情報学環教育部研究生の検定料、入学料及び授業料の額

区 分	情 報 学 環 教 育 部 研 究 生
検 定 料	15,800円
入 学 料	141,000円
授 業 料	年額 173,600円

備考

平成14年度以前の入学者に係る授業料の年額は、165,600円とする。

別表6 論文審査手数料の額

1件につき 160,000円（ただし、本学の学部若しくは大学院の学生として在学していた者又は本学の教職員として在職している者は、60,000円とする。）

別表7 学位記の再交付手数料の額

1件につき 10,000円

別表8 寄宿料の額

単身用居室で1人当たりの建物（共用部分を含む）の面積が20㎡以上25㎡未満のもの	月 額 4,700円
--	------------

授業料、入学料、検定料の額

(注)「東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用の額に関する規則」に定める授業料等の額は、以下のとおりである。

(1) 学部学生・大学院学生

授業料

	学部学生	大学院学生 (法科大学院学生を除く)		法科大学院学生
		修士課程・専門職学位課程	博士課程・獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程	
令和6年度以前入学者(年額)	535,800円	535,800円	520,800円	804,000円
令和7年度以降入学者(年額)	642,960円	535,800円	520,800円	804,000円

※ 編入学、再入学、転入学、学士入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額。

入学料、検定料

	学部学生	大学院学生 (法科大学院学生を除く)	法科大学院学生
入学料	282,000円	282,000円	282,000円
検定料	第一段階目の選抜 4,000円	30,000円	第一段階目の選抜 7,000円
	第二段階目の選抜 13,000円	書類等による選抜 10,000円	第二段階目の選抜 23,000円

※ 学部英語コースへの入学に係る検定料の額は5,000円。

(2) 研究生・聴講生

	研究生	聴講生
授業料	月額 28,900円	1単位につき 14,800円

◆ 東京大学における授業料未納者に対する取扱要綱

(平成17年3月17日東大規則第343号)

(目的)

第1条 この要綱は、学部学生又は大学院学生のうち授業料を未納の者(以下「授業料未納者」という。)に対する卒業又は修了及び学籍に関する取り扱いを定めるものである。

(退学命令手続関係)

第2条 授業料未納者に対して、「東京大学授業料督促要領」第2条から第4条に定める督促及び指導をしてもなお授業料が納付されない場合、学部長、研究科長又は教育部長は、すみやかに東京大学学部通則(以下「学部通則」という。)第24条に定める退学命令手続を行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると学部長、研究科長又は教育部長が認めたときは、当該学生から未納分の授業料の納付計画の提示を求めたうえで、退学命令手続を猶予することができる。この場合の猶予期間は、「東京大学授業料督促要領」第4条に定める督促状に記載されている授業料納付期限日から起算して、1年以内とする。

(卒業又は修了の関係)

第3条 授業料未納者が、学部通則、東京大学大学院学則又は東京大学大学院専門職学位課程規則に定める卒業又は修了要件を満たした場合においても、授業料の納付が確認されるまでは、卒業又は修了の認定を行ってはならない。

(願い出による退学関係)

第4条 授業料未納者が、学部通則第23条に定める退学を願い出た場合においては、これを受理してはならない。

(休学関係)

第5条 授業料未納者が、学部通則第19条第2項に定める休学を願い出た場合においては、これを許可してはならない。ただし、やむを得ない事情があると学部長、研究科長又は教育部長が認めたときは、休学を許可することができる。この場合においては、当該学生から未納分の授業料の納付計画の提示を求めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

◆ 学生の休学の基準等

(1) 学生の休学の基準

制定	昭38. 12. 17	評議会可決
改正	同45. 11. 17	同47. 10. 17
	同61. 2. 18	平15. 1. 21
	同16. 11. 29	同19. 3. 22
	同22. 3. 25	同30. 3. 2
	令 6. 3. 19	

東京大学教育研究評議会規則第4条第1項第8号に規定する学生の身分に関する重要事項として、休学についての基準を次のように定める。

第1条 次の各号の1に該当する者に対しては、東京大学学部通則第19条第2項の規定により休学を許可することができるものとする。

- (1) 海外の教育・研究施設において修学するため2月以上の休学を必要とする者
- (2) 海外における調査、見学のため2月以上の休学を必要とする者
- (3) 経済的理由によつて2月以上の休学を必要とする者
- (4) 外国人学生で、やむを得ない事情により一時帰国するため2月以上の休学を必要とする者
- (5) 出産又は育児のため2月以上の休学を必要とする者
- (6) 学生が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子、配偶者の父母その他総長が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため2月以上の休学を必要とする者
- (7) 学生が自発的に社会に貢献する活動で総長が別に定めるものに参加するため2月以上の休学を必要とする者
- (8) 本学の医学部医学科の学生で、東京大学大学院学則第16条第3項第8号の規定により本学大学院の医学を履修する博士課程に在学するため休学を必要とする者
- (9) 外国人学生で、在留資格認定証明書が交付されないことにより入国できないため2月以上の休学を必要とする者
- (10) 第1号から第9号までに掲げるもののほか、学生本人の意思にかかわらず、教育研究の機会が保障されない状況にあるため2月以上の休学を必要とする者

第2条 次の各号の1に該当する者に対しては、東京大学学部通則第19条第4項の規定により休学を命ずることができるものとする。

- (1) 感染症のため修学することが適当でないと認められた者
- (2) 精神障害のため修学することが適当でないと認められた者

附 則

この規則は、平成15年1月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年11月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行し、改正後の第1条第8号の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の第2条第1号の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年3月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 学生の休学の基準に関する要介護者及び社会に貢献する活動の範囲について

〔 制定 平15. 1. 21 総長裁定
改正 令 8. 2. 19 〕

1. 学生の休学の基準第1条第6号の総長が別に定める者は、次に掲げる者であって学生と同居しているものとする。
 - ① 祖父母及び兄弟姉妹
 - ② 学生又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び学生との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げる者
 - イ) 父母の配偶者
 - ロ) 配偶者の父母の配偶者
 - ハ) 子の配偶者
 - ニ) 配偶者の子
 - ホ) 孫（その父母のいずれかが死亡している者に限る。）
2. 学生の休学の基準第1条第7号の総長が別に定める活動は、次のとおりとする。
 - ① 青年海外協力隊その他の国際協力を行う団体に参加する活動
 - ② 学生が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合であって、下記の事項の一に該当し、休学することが適当であると認められるとき。
 - イ) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺における生活関連物資の配布その他被災者を支援する活動
 - ロ) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動
 - ハ) イ) 及びロ) に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
 - ニ) 地域活性化、環境保全その他の社会課題の解決を目的とする活動
 - ③ 社会課題の解決を目的とする起業に関する活動（当該起業を行うために必要な準備活動を含む。）

(3) 初年次特別休学の取扱いについて

〔 教育研究評議会
平成24年11月27日 〕

東京大学学部通則第19条の2に規定する初年次における特別な休学（以下「初年次特別休学」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

1. 教養学部長は、初年次長期自主活動プログラムに採用された者に対して初年次特別休学を許可することができる。
2. 初年次特別休学の期間は、当該学年の初めから終わりまでとし、延長は認めない。
3. 前条の期間内の復学は、やむを得ない場合を除き、認めない。
4. この取扱いは、平成25年4月1日から施行する。

(4) 休学期間に算入しないことができる休学の事由および期間について

〔 教育 研 究 評 議 会 〕
令和6年3月19日

東京大学学部通則第20条第4項（東京大学大学院学則第29条第2項及び東京大学大学院専門職学位課程規則第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する休学期間に算入しないことができる事由及び期間の取扱いについて、次のとおり定める。

第1条 休学期間に算入しないことができる休学の事由及び期間は、次の各号に定めるところによる。ただし、学部又は研究科若しくは教育部の長は、第3号に規定する事由が生じているかどうか又は当該事由が継続しているかどうかを判断するにあたっては、教育運営委員会の意見を聴くことを要する。

- (1) 学生の休学の基準第1条第4号に該当する場合であって、出身国の法令に基づく義務に服するとき
2年を限度として当該義務に服する期間
- (2) 学生の休学の基準第1条第9号に該当する場合 1年以内
- (3) 学生の休学の基準第1条第10号に該当する場合 1年以内

第2条 前条の規定にかかわらず、同条第2号又は第3号に該当する場合であって、当該期間の経過後も当該事由が継続していると学部又は研究科若しくは教育部の長が認めるときは、引き続き当該事由が継続する期間を休学期間に算入しないことができる。この場合において、学部又は研究科若しくは教育部の長は、同条第2号又は第3号に定める期間ごとに、当該事由の継続の有無を判断するものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

◆ 東京大学学生生活関連規程集

(1) 前 文

東京大学は、東京大学憲章において大学構成員の責務を、「東京大学を構成する教職員および学生は、その役割と活動領域に応じて、運営への参画の機会を有するとともに、それぞれの責任を自覚し、東京大学の目標の達成に努める」と定めている。東京大学は、平成16年4月1日の法人化を受け、上の東京大学憲章の精神に則って新たに学生生活関連の諸規程を制定する。

従来の学部共通細則およびその取扱内規は平成16年12月31日をもってこれを廃止し、ここに、下記の「学生生活の基本指針」、「学生証等に関する規程」および「課外活動団体の届出及び課外活動施設の利用に関する規程」*からなる「東京大学学生生活関連規程集」を設ける。

この前文の理念に抵触しない限り、各部局が学生生活に関する規定を独自に設けることは、これを妨げない。

学生の懲戒は、透明性と公平性の高い制度を新たに設けて、これを行う。

なお、学生と教職員に共通の「掲示に関する内規」は「掲示に関する規程」として承継する。

*平成25年4月16日改正により、名称は「課外活動団体に関する規程」に変更された。

(2) 「学生生活の基本指針」

(平成16年10月26日 東大規則第250号)

東京大学の学生は、個々人が東京大学の構成員であるとの自覚に立ち、大学という知の探求と創造の場にふさわしい環境を整えるよう努めなければならない。

附 則

この指針は、平成17年1月1日から施行する。

(3) 「学生証等に関する規程」

(平成16年10月26日 東大規則第251号)

(携 帯)

第1条 本学の学部の学生、研究生、聴講生および特別聴講学生ならびに大学院の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生および特別研究学生（以下「学生等」という。）は、それぞれ学生証、研究生証、聴講生証、科目等履修生証、特別聴講学生証、特別研究学生証（以下「学生証等」という。）の交付を受けて必ず携帯し、本学教職員等の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(返 還)

第2条 学生証等は、卒業、修了、退学の場合またはその有効期間を経過したときは、直ちに学部長、大学院研究科長または大学院教育部の部長（以下「部局長」という。）に返還しなければならない。

(再交付等)

第3条 学生証等を破損、紛失したとき、または留年、休学などによりその有効期間が経過したときは、直ちに部局長に届け出て再交付または更新の手続きを受けなければならない。

2 再交付を受けようとするときは、別に定められた料金を納めるものとする。

(住所及び連絡者の届出)

第4条 学生等は、入学後速やかに所定の様式により住所および父母又はこれに代る連絡者を部局長に届け出るものとする。住所または連絡者に変更があった際も、同様とする。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

☆【料金】「学生証等の再交付手数料について」

(平成24年3月6日総長裁定・抄)

○再交付手数料 2,000円

(4) 「課外活動団体に関する規程」

(平成16年10月26日東大規則第252号)

改正 平成19年7月1日

平成22年3月30日

平成25年4月16日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）における課外活動団体の活動に関し、届出及び課外活動施設の利用等について必要な事項を定めることを目的とする。

(課外活動団体及び届出学生団体)

第2条 本学における課外活動団体とは、本学の学生を中心に構成され、課外の文化、芸術、体育等に関する活動を行う団体とする。

2 届出学生団体（以下「届出団体」という。）とは、前項の団体のうち次条以降に定める手続を行った団体とする。

(届出)

第3条 本学の課外活動施設*¹（体育施設を除く。）を利用又は支援*²を希望する課外活動団体は、本学の学生3名以上の責任者（うち1名は責任代表者）及び顧問教員を定め、所定の様式により本部学生支援課長に届け出るものとする。

*¹ 「課外活動施設」とは、当該施設を管理する部局長又は本部学生支援課長が課外活動団体に当該施設の利用を認めた施設とする。

*² 「支援」とは、本学による広報協力、本学主催行事又は学外行事参加にかかる援助及び活動の成果に対する顕彰等とする。

2 課外活動団体のうち本学運動会運動部については、前項の規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

3 教養学部¹に在籍する学生を責任代表者とする課外活動団体については、第1項の規定にかかわらず、教養学部長が別途定めるところに従う。ただし、当該団体が教養学部以外の部局が管理する施設を利用又は本学主催行事に参加する場合は、第1項の規定により届け出るものとする。

4 第1項の届出は、年度ごとに行うものとする。届出を行った年度の翌年度以降においては、5月31日までにすることとする。

5 届出内容に変更等が生じた場合は、遅滞なく本部学生支援課長に届け出るものとする。

(責任代表者)

第4条 責任代表者は、本学の学部学生又は大学院学生とする。

2 責任代表者は、届出団体を統轄するとともに、顧問教員の承認を受け各種届出・報告等を行う。

(顧問教員)

第5条 顧問教員は、本学の教授、准教授又は講師とする。

2 顧問教員は、届出団体に対する指導・助言等を行う。

(課外活動施設の利用)

第6条 届出団体は、課外活動施設を利用することができる。ただし、当該施設を管理する部局長又は本部学生支援課長が特に定めた場合はこの限りでない。

2 施設の利用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、当該施設を管理する部局長又は本部学生支援課長が別に定めた利用時間がある場合は、その定めるところに従うものとする。

(学外活動届)

第7条 届出団体は、学外で活動を行う場合、所定の様式により、本部学生支援課長に届け出るものとする。

(報告等)

第8条 課外活動団体は、本学の一員であるとの自覚に立ち、相互の敬愛と協力のもと、構成員の心身の健康及び安全に留意し活動しなければならない。

2 課外活動団体は、その活動において問題等が発生した場合、速やかに顧問教員等に報告を行いその指示に従うとともに、関係する部局長又は本部学生支援課長に報告を行うものとする。

3 課外活動団体は、前項の報告等に関し、本学から調査の要請が行われた場合は、その調査に協力し、誠実に対応するものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年1月1日から施行する。

2 平成16年4月1日以降において本規程施行前に旧学部共通細則第8条による届け出を行った団体については、本規程第1条及び第2条により届け出たものとみなす。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月16日から施行する。

◆ 東京大学学生懲戒処分規程等

(1) 東京大学学生懲戒処分規程

(平成16年10月26日東大規則第253号)

改正 平成19年4月1日

(目 的)

第1条 この規程は、東京大学学部通則第25条および東京大学大学院学則第42条に規定する懲戒に関し手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「学生」および「懲戒処分の対象となる学生」(以下「当該学生」という。)とは、学部学生および大学院学生をいう。

2 この規程において「部局」とは、学部、研究科および教育部をいう。

3 この規程において「部局長」とは、学部においては学部長、研究科においては研究科長、教育部において部長をいう。

(懲戒処分の対象)

第3条 懲戒処分の対象となりうる行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 犯罪行為

(2) 人権を侵害する行為

(3) セクシュアル・ハラスメント

(4) 試験等における不正行為および論文等の作成における学問的倫理に反する行為

(5) 情報倫理に反する行為

(6) 本学の規則に違反する行為

(7) 本学における教職員の業務ならびに学生等の学習、研究および正当な活動を、暴力、威力、偽計等の不当な手段によって妨害する行為。ただし、学生の正当な自治活動の一環として、大学または部局等への意思表示のために、授業を受けることの放棄を呼びかけること自体は、ここにいう行為にはあたらないものとする。

(懲戒処分の種類)

第4条 懲戒処分の種類は、退学および有期の停学とする。

(懲戒処分のための手続)

第5条 第3条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号および第7号に関する懲戒処分のための手続は、次条以下においてこれを定める。

2 第3条第3号に関する懲戒処分のための手続は、「セクシュアル・ハラスメントを理由とする学生の懲戒処分についての了解事項(平成14年4月16日評議会決定)」による。ただし、同了解事項において「評議会への付議」とあるのは、「学生懲戒委員会への付議」と読み替える。

(懲戒処分に関する部局の意見)

第6条 部局長は、懲戒処分の対象となりうる行為が当該部局の学生によって行われたことを知り得たときは、遅滞なく事実確認および当該学生に対する事情聴取を行い、懲戒処分が相当と判断した場合には、懲戒処分に関する意見を作成し、速やかに総長および当該学生にこれを通知する。部局による事情聴取にあたっては第11条第2項および第3項の手続にならって行うものとする。

2 懲戒処分に関する意見には、懲戒処分の根拠となる事実の認定、懲戒処分の相当性に関する判断および懲戒処分の量定に関する判断が含まれる。

(学生懲戒委員会)

第7条 教育研究評議会の下に学生懲戒委員会を置く。

2 学生懲戒委員会は、副学長1名、評議員、研究科に置かれる副研究科長および研究科以外の大学院組織に置かれる副部長(以下「評議員等」という。)のうちから5名ならびに教員15名(本学の教授または准教

授であることを要する。)の計21名の委員によって構成される。

3 総長は、委員長をつとめる副学長を任命する。

4 教育研究評議会は、副学長以外の学生懲戒委員会委員を選任する。

5 総長は、前条に定めるところにより懲戒処分に関する意見が通知されたときは学生懲戒委員会に、懲戒処分の可否および懲戒処分を要する場合のその内容についての審査を付議する。

6 学生懲戒委員会は、前項に定めるところにより審査を付議されたときは学生懲戒委員会の中に担当班を設置する。個々の事案の懲戒処分手続は、学生懲戒委員会の担当班がこれを行う。

7 学生懲戒委員会の担当班は、学生懲戒委員会委員長である副学長、評議員等1名および教員3名の計5名によって構成される。担当班の班長は当該副学長が、副班長は当該評議員等がつとめる。

8 学生懲戒委員会は、担当班を組織するにあたり、懲戒手続の公平性の確保に努める。

(当該学生の意思の確認)

第8条 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生が、部局の作成した懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立てるか否かを確認する。

(当該学生および部局からの事情聴取ならび資料等の提出要請)

第9条 学生懲戒委員会の担当班は、適宜、当該学生および当該部局から事情聴取を行い、資料等の提出を求めることができる。

(不服の申し立てがない場合の手続)

第10条 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生が部局の作成した懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立てることが確認されなかった場合には、直ちに当該意見の適否の判断を行うことができる。

2 学生懲戒委員会の担当班は、当該意見が妥当であると判断した場合には、その旨を学生懲戒委員会に報告する。総長は、学生懲戒委員会からの報告を受けて、当該部局長に対して、この懲戒処分をとるよう命ずる。総長は、懲戒処分を命じたことを教育研究評議会に報告する。

3 学生懲戒委員会の担当班は、当該意見が妥当でないと判断した場合には、必要に応じて前条に定める調査を行った後、新たな懲戒処分案を作成し学生懲戒委員会に報告する。学生懲戒委員会は、第13条に定める参考人団の評決に委ねる。当該学生からの事情聴取および懲戒処分案の作成にあたっては、次条第2項、第3項および第5項の手続が適用される。

(不服が申し立てられた場合の手続)

第11条 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生が部局の作成した懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立てることが確認された場合には、遅滞なく当該学生および部局から事情聴取を行い、資料等の提出を求めるものとする。

2 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生からの事情聴取にあたっては、当該学生に自己を防御する機会を十分に与えるよう配慮する。ただし、当該学生が正当な理由が無いのに事情の聴取に応じない場合または自己に有利な証拠を提出する等の防御をしない場合には、その機会を自ら放棄したものとみなすことができる。

3 学生懲戒委員会の担当班は、当該学生からの事情聴取にあたっては、当該学生からの申し出があれば、当該学生を補助する者(弁護士を含む。)の同席を認める。ただし、調査の妨げとなる場合には、同席する者の数を制限することができる。

4 学生懲戒委員会の担当班は、懲戒処分案を作成し、学生懲戒委員会に報告する。学生懲戒委員会は、第13条に定める参考人団の評決に委ねる。

5 懲戒処分案には、懲戒処分の根拠となる事実の存否および懲戒処分の相当性に関する判断が含まれる。懲戒処分を相当であるとした場合には、量定に関する判断も含まれる。

(参考人団)

第12条 第10条第3項ならびに前条第4項および第5項の懲戒処分案に関し、その公平性と透明性を高めるため、次項以下に定める参考人団を置く。

2 参考人団は、評議員1名、教員5名(以下「教員団員」という。)および学生5名(以下「学生団員」という。)の計11名によって構成される。参考人団を構成する評議員および教員団員は、学生懲戒委員会委員以外から総長が任命する。

- 3 参考人団を構成する評議員は、当該学生の所属部局とは異なる部局の者でなければならない。参考人団の団長は、評議員がつとめる。団長は、参考人団を統括する。
- 4 教員団員は、当該学生の所属部局とは異なる部局の者でなければならない。
- 5 学生団員は、各部局から選出された学生参考人で構成される学生参考人会の中から、互選により選出される。学生団員は、当該学生と所属部局が異なる者でなければならない。また当該学生と個人的に交際関係のある者であってはならない。学生参考人の選出その他必要な事項に関しては、別途定める。

(参考人団による評決)

第13条 参考人団は、学生懲戒委員会の担当班による懲戒処分案が妥当であるか否かに関する評決を行う。

- 2 参考人団は、評決に先立って、学生懲戒委員会の担当班による懲戒処分案の説明を受ける。参考人団は、必要があれば、当該学生および当該部局の意見を聴取することができる。当該学生からの事情聴取にあたっては、第11条第2項および第3項の手続にならって行うものとする。
- 3 評決にあたっては、団長および7名以上の団員（教員団員および学生団員をいう。以下同じ。）の出席を要する。評決は、出席した団員の多数決によって行われる。団長は、評決に加わることができない。ただし、可否同数の場合には、団長の決定による。
- 4 団長は、評決結果を学生懲戒委員会に報告する。

(総長による処分または再審査の命令)

第14条 学生懲戒委員会は、参考人団が懲戒処分案（処分不相当とする案を含む。）を相当であると評決した場合には、それに基づいて懲戒処分案を確定し、総長に報告する。総長は、当該部局長に対して、この懲戒処分（処分不相当とする場合を除く。）をとるよう命ずる。総長は、懲戒処分を命じた場合には、そのことを教育研究評議会に報告する。

- 2 学生懲戒委員会は、参考人団が懲戒処分案（処分不相当とする案を含む。）を相当でないとして評決した場合には、その旨の理由を付して総長に報告する。総長は、学生懲戒委員会に対して、当該事案の再審査を命ずる。

(再審査)

第15条 再審査は、学生懲戒委員会において新たに組織される担当班によって行われる。

- 2 学生懲戒委員会は、再審査に基づいて新たに作成した懲戒処分案（処分不相当とする案を含む。）を総長に報告する。
- 3 総長は、審査の全過程を斟酌の上、懲戒処分（処分不相当とすることを含む。）を決定し、部局長に対して、この懲戒処分（処分不相当とする場合を除く。）をとるよう命ずる。総長は、懲戒処分を命じた場合には、そのことを教育研究評議会に報告する。

(学生による再審査請求)

第16条 懲戒処分を受けた当該学生は、処分の根拠となった事実が存在しないことが明らかになった場合その他正当な理由がある場合には、総長に対して再審査を請求することができる。

- 2 前項の請求があったときには、総長は遅滞なく再審査の要否の審査を学生懲戒委員会に付議する。

(関係者の守秘義務)

第17条 学生懲戒委員会の委員ならびに参考人団の団長および団員（学生参考人を含む。以下この条において同じ。）は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、委員、団長または団員の地位を解かれた後も継続する。

(補 則)

第18条 この規程に定めるもの以外に、この規程の実施にあたって必要な事項は、別途これを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

[了解事項]

1. 本規程で定める学生懲戒処分制度は、東京大学が全学的な規模で統合的な制度を持ちたいとの東京大学の志向に則って作られたものである。とはいえ、教育と研究の具体的なあり方に部局による差異がある以上、学生の処分に関しても、公平性が著しく損なわれない範囲において、部局ごとに判断基準が異なること、従って量定に差の生じることは容認せざるをえない。

2. 譴責、謹慎等の懲戒より軽い措置は、部局において部局長がこれを行う。
3. 東京大学は、学生処分¹の歴史的経過を踏まえ、懲戒処分を進めるに当たって当該学生からの事情聴取および当該学生²の意思確認を重視している。ただし、逮捕・勾留された学生³の身柄拘束が長期におよび大学による事情聴取と意思確認が行えなかったため、処分相当と思われながら、処分が行えなかった事例が過去に一再ならずあったことに鑑み、そうした場合においては部局長の申し出と学生懲戒委員会の発議に基づき、総長が認めることにより、本規程第6条に定める当該学生からの事情聴取および第8条に定める当該学生⁴の意思確認を経ることなく、懲戒処分⁵手続を進めることができるものとする。なお、この懲戒処分手続の例外措置が恣意的に運用されることのないよう、「逮捕・勾留された学生⁶の懲戒処分に関する指針」において本了解に基づく手続を具体的に定めることとする。

(2) 学生懲戒処分規程の実施にあたっての申合せ

(1) 規程と部局の裁量

学生懲戒処分規程（以下規程と称する。）の定める学生懲戒処分制度は、全学的規模で整合的な学生懲戒処分制度を持ちたいとの東京大学の志向に則って作られたものである。とはいえ、教育と研究の具体的なあり方に部局（規程第2条第2項に定める部局をいう。以下同じ。）による差異がある以上、学生の処分に関しても、公平性が著しく損なわれない範囲において、部局ごとに判断基準が異なること、従って量定に差の生じることは容認せざるをえない。

(2) 規程の定める処分と部局の採りうる措置

- ① 規程が定める処分は、学部通則第25条第4項（大学院にあっては大学院学則第42条の準用規定をいう。）に規定された退学と停学である。規程は停学を「有期の停学」としており、その期間は原則として、1年、6ヶ月、2ヶ月の3種類とする。これらの処分はすべて、部局長（規程第2条第3項に定める部局長をいう。以下同じ。）の申し出により、規程第7条以下に定めた全学的な手続を経て決定される。
- ② 部局長は、規程第3条に掲げる懲戒処分の対象となりうる行為が発生したとき、公正な調査の結果、その行為が規程の定める処分に相当しないと判断したなら、当該事案を総長の了解をもとめることなく、部局内で採りうる措置によって処理することができる。部局長が部局の裁量で採りうる措置とは、1) 譴責、説諭等の懲戒処分より軽い措置、または2) 部局がそれぞれの教育目標に応じて主体的に行う学部通則第23条（大学院にあっては大学院学則第30条の準用規定をいう。以下同じ。）に定める「願出による退学」（いわゆる自主退学）の受理および単位の取消である。部局長は、こうした措置を部局内で採った場合は、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。
- ③ 上記②の部局の判断による部局内措置1)は、規程第3条に該当するが、違反の程度が軽微であり、情状酌量の余地があると判断された場合に限定される。ただし、当該行為が「軽微」か否かの判断が容易に下せない場合、部局長は学生懲戒委員会の委員長たる副学長と協議するものとする。なお、軽微とはいえない事案であっても、当該学生の精神状態に問題があると考えられるときは、部局長は保健センターの精神科医または学生相談所の相談員の判断に基づき、当該事案を処分不相当とすることができる。この場合部局長は、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。また部局内措置2)は規程による正規の懲戒処分より実質的に重くなることもありうるので、部局はそれらの措置を講じるとき、部局独自の教育目標の実現に欠かせない措置を採っていることに自覚的であればならない。
- ④ 部局長は、規程第3条に掲げる懲戒処分の対象となりうる行為を起した学生に登校を禁じることが必要と判断した場合、謹慎を命ずることができる。

(3) 「願出による退学」の受理を認めてはならない時期

規程第3条に掲げる行為を行った学生が、学部通則第23条に定める「願出による退学」を部局長に申し出た場合、次の時期には部局長はこれを受理してはならない。

- 1) 部局が当該行為に対する調査を開始しているが、懲戒処分の相当性に関する意見がまだ定まっていない時期
- 2) 部局が当該行為を処分相当と判断し、規程による懲戒処分手続が開始されてから、総長による最終決

定が下されるまでの時期

(4) 退学処分

- ① 規程による退学処分を受けた学生に十分な反省が見られる場合、学部通則第9条（大学院にあっては大学院学則第22条第1号をいう。）の規定にしたがい、部局長は部局教授会（大学院にあっては教育会議をいう。以下同じ。）の議を経て再入学を認めることができるが、最長の停学処分が1年間であることとの整合性を考慮し、退学処分になった者の再入学は、処分決定から1年以上経過しないと認めてはならない。
- ② 部局長は、部局教授会が退学処分者の再入学を決定した場合には、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。

(5) 停学処分

- ① 停学期間は、学部通則第3条、大学院学則第27条並びに専門職学位課程規則第17条および第25条に定める在学年限に算入するが、学部通則第2条に定める修業年限、大学院学則第2条第5項、第6項および第7項に定める標準修業年限並びに専門職学位課程規則第4条および第20条に定める標準修業年限には算入しない。ただし2ヶ月の停学の場合に限り、この期間を修業年限・標準修業年限に算入するものとする。
- ② 停学期間中の学生は、授業に出席すること、単位を取得することができないが、授業料は学部通則第53条第2項（大学院にあっては大学院学則第39条第1項の準用規定をいう。）に従って納付しなければならない。
- ③ 部局長が、停学期間の半ばを過ぎた学生が十分な反省をしていると判断した場合は、学生懲戒委員会に停学期間の短縮を提案することができる。部局長からの提案があった場合、学生懲戒委員会はすみやかに結論を出すものとする。
- ④ 停学処分と進学・進級・卒業（修了）認定との関係に問題が生じた場合は、部局長は学生懲戒委員会の委員長たる副学長と協議の上、適切と思われる措置を採ることができる。

(6) 研究生等の懲戒処分

- ① 学部長の権限で退学を命ずることのできる学部の研究生、聴講生および特別聴講学生（学部通則第28条～第42条、第42条の3）に対する懲戒処分は学部長が、研究科長（教育部の部長を含む。以下同じ。）の権限で退学を命ずることのできる特別聴講学生、大学院科目等履修生、特別研究学生および大学院研究生（大学院学則第31条～第33条、大学院研究生規則、大学院外国人研究生に関する規程）に対する懲戒処分は研究科長が、研究所長の権限で退所または退学を命ずることのできる研究所研究生（各研究所研究生規則）に対する懲戒処分は研究所長が、それぞれ行う。その際、学部長・研究科長・研究所長は、当該研究生等の権利にも十分な配慮を払わなければならない。
- ② 学部長・研究科長・研究所長が、これら研究生等への懲戒処分を行った場合は、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。

(7) 2以上の部局に関わる事案の処理

- ① 規程では、懲戒処分の対象となりうる行為を行った学生の処分に関する意見を作成し、全学的手続きを求めるのは、当該学生が現在所属する部局と定めている。従ってある部局が、以前所属していた学生が懲戒処分の対象となりうる行為を行っていたことを知ったときは、その旨を遅滞なく学生懲戒委員会の委員長たる副学長に報告する。副学長は、その旨をすみやかに当該学生が現在所属している部局の長に伝達するものとする。
- ② 懲戒処分の対象となりうる行為が、もっぱら学生が過去に所属していた部局のみに関わる行為である場合には、当該学生が現在所属している部局の長は、当該事案の事実確認にあたり、学生懲戒委員会の委員長たる副学長を通じて、過去の所属部局の長の協力を要請するものとする。
- ③ 部局長は、懲戒処分の対象となりうる行為に自部局の学生だけでなく、他部局の学生も関与していたことを知った場合には、その旨をすみやかに学生懲戒委員会の委員長たる副学長に伝える。副学長は、その旨を他の学生が所属している部局の長に伝達するものとする。

(3) 逮捕・勾留された学生の懲戒処分に関する指針

1. 学生が逮捕・勾留された場合、あるいは起訴された場合、当該学生を懲戒処分に処すべきか否かは、大学が独自に判断すべき事項である。大学は、①当該学生が犯した罪が軽微であって、大学として問題にする必要がないと判断した場合、②学問の自由や大学の自治という観点に照らして懲戒処分の対象とするに当たらないと考えられる場合、③当該学生が有罪判決によってすでに十分な公的制裁を受けていると判断される場合などには、当該学生に大学としての処分を行わないことがありうる。
2. 被疑内容が重大であり、事実であれば大学としての懲戒処分が必要と判断されるケースで、当該学生が罪状を認めている場合は、大学は学生懲戒処分規程（以下規程と称する。）に基づく処分手続を開始する。このケースで、大学として当該学生への接見ができない場合、部局長（規程第2条第3項に定める部局長をいう。以下同じ。）はその旨を学生懲戒委員会に申し出る。総長は、学生懲戒委員会の議に基づき、部局長が規程第6条に定める事情聴取を行うことなく処分に関する部局（規程第2条第2項に定める部局をいう。以下同じ。）の意見を作成することを許可する。この事案が学生懲戒委員会に付託された際には、学生懲戒委員会は規程第8条に定める意思確認を行うことなく、懲戒処分の手続を進めることができるが、その際には学生懲戒委員会の作成した処分案は参考人団の評決を経なければならない。当該学生からの事情聴取やその意思確認を経なかった場合には、部局および学生懲戒委員会は、当該学生の権利を著しく損なうことがないように、十分な配慮をしなければならない。
3. 被疑内容が重大であり、事実であれば大学としての懲戒処分が必要と判断されるケースで、当該学生が罪状を否認している場合は、大学は自らが主体的に行う事実認定に基づいて、懲戒処分が必要か否かを慎重に判断する。懲戒処分が必要と判断された場合は、当該学生が否認を続けていても、司法の判断を参照しつつ、大学として処分を行うことがありうる。部局長が処分相当と判断したにもかかわらず当該学生への接見ができない場合、部局長はその旨を学生懲戒委員会に申し出る。総長は、学生懲戒委員会の議に基づき、部局長が規程第6条に定める事情聴取を行うことなく処分に関する部局の意見を作成することを許可する。この事案が学生懲戒委員会に付託された際には、学生懲戒委員会は規程第8条に定める意思確認を行うことなく、懲戒処分の手続を進めることができるが、その際には学生懲戒委員会の作成した処分案は参考人団の評決を経なければならない。当該学生からの事情聴取やその意思確認を経なかった場合には、部局および学生懲戒委員会は、当該学生の権利を著しく損なうことがないように、十分な配慮をしなければならない。
4. 被疑内容が重大であり、事実であれば大学としての処分が必要と判断されるケースで、当該学生が罪状を否認している場合であっても、上記3とは逆に大学が冤罪の可能性があると判断し、かつ当該学生の身柄拘束が長びくと思われ、学生またはその代理人が休学を願い出た際には、学生の地位の保全をはかるため、大学は学部通則第19条第3項（大学院にあっては大学院学則第29条第3項の準用規定をいう。以下同じ。）の規定によりこれを認めることができる。
5. 被疑内容が学問の自由や大学の自治という観点に照らして、懲戒処分の対象とするに当たらないと考えられる場合で、当該学生の拘束が長びくと思われ、学生またはその代理人が休学を願い出た際にも、学生の地位の保全をはかるため、大学は学部通則第19条第3項の規定によりこれを認めることができる。
6. 学生が犯罪の嫌疑をかけられ逃走をはかり、大学としての事情聴取が行えない場合には、本指針の規定を援用することができるものとする。

(4) 学生参考人に関する細則

（平成16年10月26日 東大規則第254号）

改正 平成22年4月1日

（目 的）

第1条 この細則は、東京大学学生懲戒処分規程（以下「規程」という。）第12条に規定する学生参考人会を構成する学生（以下「学生参考人」という。）および参考人団を構成する学生参考人（以下「学生団員」という。）についての細目を定めることを目的とする。

(学生参考人の選出)

第2条 規程第12条第5項に規定する学生参考人の選出は、次項以下の手続による。

- 2 各部局から選出される学生参考人の数は、別表のとおりとする。
- 3 部局長は、所属する学生（休学中の者を除く。）の中から抽選により学生参考人を選出する。部局長は、選出された学生参考人の名簿を総長に提出する。
- 4 選出された学生参考人は、原則として辞退することができない。
- 5 学生参考人の任期は、1年とする。
- 6 学生参考人に欠員が生じたときは、当該部局はすみやかに欠員を補充しなければならない。補欠の学生参考人の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 7 総長は、選出された学生参考人に対して、学生参考人である旨を記した文書を交付する。

(学生参考人会の組織及び庶務)

第3条 学生参考人会には、代表1名及び副代表2名を置く。

- 2 代表及び副代表は、互選により選出される。
- 3 規程第12条第5項に規定する学生団員の選出が必要となった場合は、代表または副代表が学生参考人会を招集し、互選により選出する。
- 4 学生参考人会の庶務は、本部学生支援課において処理する。

(学生団員の待遇)

第4条 規程第12条第5項に規定する学生団員に対しては、大学から謝金が支払われる。

(学生参考人の氏名及び学生団員の氏名の公開)

第5条 学生参考人の氏名は、公開する。

- 2 学生団員の氏名は、公開しない。

(学生参考人による評決の傍聴)

第6条 学生参考人は、自身が学生団員ではない参考人団による規程第13条に規定する説明および評決を傍聴することができる。ただし、懲戒処分の対象となる学生がこれを望まない場合には、傍聴することができない。

(この細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、学生委員会の審議を経て、総長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後最初に選出される学生参考人の任期は、第2条第5項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この細則は、平成19年7月1日から施行する。

了解事項 学生団員は、学生参考人としての任期満了時点において評決が完了していない場合には、東京大学の学生である限り、本細則第2条第5項の規定にかかわらず、評決の時点まで学生参考人としての任期を延長し学生団員の任務にあたる。なおこのような場合にも、当該部局は、通常の任期満了時までに次期の学生参考人を定数どおり選出するものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。別表（第2条第2項関係）

学部

部 局 名	参考人選出数
法学部	2
医学部	1
工学部	2
文学部	2
理学部	2
農学部	2
経済学部	2
教養学部（前期課程）	2
教養学部（後期課程）	1
教育学部	1
薬学部	1

大学院（研究科・教育部）

部 局 名	参考人選出数
人文社会系研究科	2
教育学研究科	1
法学政治学研究科	2
経済学研究科	1
総合文化研究科	2
理学系研究科	2
工学系研究科	2
農学生命科学研究科	2
医学系研究科	2
薬学系研究科	1
数理科学研究科	1
新領域創成科学研究科	2
情報理工学系研究科	2
学際情報学府	1
公共政策学教育部	1

参 考

学生の在籍数が500名以上の部局は、それぞれ2名の学生を選出する。

学生の在籍数が500名未満の部局は、それぞれ1名の学生を選出する。

教養学部については、前期課程から2名の学生を後期課程から1名の学生を選出する。

在籍数は平成16年5月1日現在を基準としている。

顕著な変動がある場合は見直しをすることとする。

(5) セクシュアル・ハラスメントを理由とする学生の懲戒処分についての了解事項

〔平成14年4月16日〕
評議会了承

セクシュアル・ハラスメントを理由とする学生の懲戒処分については、現行懲戒処分制度についての昭和56年2月24日の評議会了承（以下「評議会了承」という。）にかかわらず、以下の手続きを適用するものとする。

1（懲戒処分事由としてのセクシュアル・ハラスメント）

評議会了承Ⅱ3. に定める懲戒処分事由（エ）セクシュアル・ハラスメントの意味については、「東京大学セクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン」を踏まえて解釈するものとする。

2（調査委員会の設置）

東京大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）は、本学の学生が加害者となるセクシュアル・ハラスメントについて、被害者からの申立て又は本学の機関を含む第三者からの通知があったときは、担当班を設置して予備的な事実の確認を行い、加害者とされた学生の所属する部局の部局長との協議の上、必要と認めるときは、当該事件の事実関係を調査し、及び処分の必要性を検討するために調査委員会を設置することができる。

3（調査委員会の構成）

調査委員会は、本学の教授を含む3名の委員で構成する。

4（人権の尊重と二次被害の防止）

調査委員会の調査にあたっては、加害者とされた学生の人権を守り、十分な防御の機会が与えられるよう配慮するとともに、被害者への二次被害を防止するとともに、特に注意しなければならない。

5（被害者の事情聴取の場合の第三者の同席）

調査委員会は、被害者からの事情聴取にあたって、必要と認めるときは、被害者からの申出により、被害者を補助するための第三者の同席を認めるものとする。

6（加害者の事情聴取の場合の第三者の同席）

調査委員会は、加害者とされた学生からの事情聴取にあたって、必要と認めるときは、当該学生からの申出により、当該学生を補助するための第三者の同席を認めるものとする。

7（防止委員会への報告）

調査委員会は、調査の結果懲戒処分が相当であると判断するときは、処分についての意見を付して防止委員会に事実関係の報告を行う。

8（防止委員会から総長への申出等）

防止委員会は、当該事件の事実関係が十分明らかであり懲戒処分が相当であると判断するときは、処分についての防止委員会の意見を付して総長に申し出るものとし、加害者とされた学生の所属する部局の部局長にその申出について伝達する。

9（評議会への付議）

総長は、防止委員会からの申出に基づき、加害者とされた学生の所属する部局の部局長の意見を聴いた上で、当該事件を評議会に付議する。

10（評議会の手続きに関する読み替え）

評議会での手続きに関しては、評議会了承Ⅱ8. 以下を適用するものとし、以下のように運用する。

- (1) 評議会了承Ⅱ8. (ア) の「7. の申出」は、「学生の懲戒処分についての防止委員会からの申出に基づく総長の付議」と読み替える。
- (2) 評議会了承Ⅱ9. の「5. および6. の定め」は、「本了解事項4. から6.」と読み替える。
- (3) 評議会了承Ⅱ11. (ア) の「当該学部長」は当該学生の所属する部局の部局長」と、「公示し」は「本人に通知し、又は公示し」と、(イ) の「前項の公示」は「前項の通知又は公示」とそれぞれ読み替える。

◆ 掲示に関する規程

〔平成17.3.9〕
制 定

(趣 旨)

第1条 東京大学における掲示の手続、掲示場及び立看板に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

2 掲示場は、次条以下に定める教育・学生支援部掲示場及び部局掲示場とし、所定の掲示場以外に掲示してはならない。

(教育・学生支援部掲示場)

第2条 教育・学生支援部掲示場は、本学共用の掲示場であって、教育・学生支援部長が管理する。

2 教育・学生支援部掲示場は、大学掲示板と一般掲示板に区別する。

3 大学掲示板は大学の公示のために使用し、一般掲示板は本学学生の団体又は学会その他の学内団体（以下「学内団体」という。）の掲示のために使用する。

4 教育・学生支援部掲示場は、次のとおりとする。

正門、法文1・2号館アーケード、第1食堂前、安田講堂横、学バス停留所前、弥生門、第2食堂階段、赤門、農学部正門、社会科学研究所角

(部局掲示場)

第3条 部局掲示場は、部局内一般を対象とする掲示に使用し、当該部局長が管理する。

(掲示場の使用)

第4条 掲示場を使用する場合は、掲示物の写を添えて、当該掲示場を管理する教育・学生支援部長又は部局長（以下「部局長」という。）に届出て、その定めるところに従わなければならない。

(掲示物の大きさ)

第5条 掲示物の大きさは、日本標準規格B2判以内とする。ただし、当該掲示場を管理する部局長が特に必要と認めるものに限り日本標準規格B0判以内とすることができる。

(掲示の認印)

第6条 掲示物にはすべて、学内団体名を記載し、第4条に従って届出て、当該掲示場を管理する部局長の認印を受け、掲示場所と掲示期間の指定を受けた後、掲示しなければならない。

(立看板)

第7条 第1条第2項に定める掲示場への掲示のほか、学内における講演会等の集会及び受付場所の案内のため、立看板による掲示をすることができる。

2 立看板による掲示をする場合は、当該建物・区域を所管する部局長に届出るものとする。ただし、本郷地区キャンパス内の各門周辺及び部局の所管に属さない共通区域は教育・学生支援部長に届出るものとする。

3 立看板の記載事項は、集会の名称、日時、場所及び主催学内団体名等とする。

(届出に関する注意)

第8条 この規程の定めによらない掲示の届出は、受理しない。

2 掲示は、虚偽の記述又は名誉の毀損にわたってはならない。

3 この規程にしばしば違反する学内団体については、以後その掲示を認めないことがある。

(協同組合等の業務掲示)

第9条 東京大学消費生活協同組合等の業務上の掲示については、この規程によることなく別に定める。

(五月祭の掲示)

第10条 五月祭の掲示については、この規程によることなく別に定める。

(学外者の掲示)

第11条 学外者の掲示については、当該掲示場を管理する部局長の許可を得ることを要する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

◆ 教育職員免許関連規則

(1) 東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則

制定	昭55. 6. 24	評議会可決	
改正	昭57. 3. 2、	昭57. 4. 10、	昭58. 5. 19
	同60. 4. 22、	同62. 4. 1、	同63. 5. 30
	平 2. 5. 15、	平 3. 4. 24、	平 4. 4. 28
	同 5. 4. 20、	同 6. 7. 12、	同 7. 5. 16
	同 8. 3. 19、	同 8. 6. 11、	同 9. 4. 22
	同 9. 5. 20、	同10. 7. 14、	同12. 7. 11
	同13. 2. 20、	同14. 4. 16、	同15. 4. 22
	同16. 3. 16、	同17. 6. 28、	同18. 3. 31
	同18. 4. 18、	同19. 2. 23、	同20. 2. 22
	同22. 3. 8、	同23. 3. 9、	同24. 3. 14
	同24. 5. 23、	同26. 2. 17、	同27. 2. 17
	同28. 3. 2、	同29. 2. 22、	同30. 3. 16
	同31. 2. 19、	令 3. 2. 16、	令 4. 2. 7
	令 5. 2. 1	令 7. 2. 6	

第1条 この規則は、東京大学学生が教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める教育職員普通免許状(以下「免許状」という。)授与の所要資格(以下「授与資格」という。)を取得するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 東京大学において、授与資格を取得することができる免許状の種類及び免許教科は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

第3条 免許状(養護教諭免許状を除く。)の授与資格を取得しようとする者は、免許状の種類及び免許教科に応じ、教科及び教職に関する科目について所定の単位を修得しなければならない。

第4条 養護教諭免許状の授与資格を取得しようとする者は、養護及び教職に関する科目について所定の単位を修得しなければならない。

第5条 前2条に係る教科及び教職に関する科目並びに養護及び教職に関する科目については、各学部又は各研究科若しくは各教育部において、これを定める。

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、各学部又は各研究科若しくは各教育部で定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日以前に入学した者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月18日から施行し、この規則による改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例に

よる。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 5 月 23 日から施行し、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置については、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 令和3年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
 2 令和4年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
 2 令和7年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1及び第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

学部

授与資格を取得することができる 学部及び学科又は課程		授与資格を取得することができる免許状の種類及び免許教科		
学部	学科又は課程			
法学部		高等学校教諭一種免許状	(公民)	
工学部	都市工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)	
	機械情報工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業・情報)	
	航空宇宙工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)	
	電子情報工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)	
	物理工学科		中学校教諭一種免許状	(数学)
			高等学校教諭一種免許状	(数学・工業)
	計数工学科		中学校教諭一種免許状	(数学)
			高等学校教諭一種免許状	(数学・情報)
	マテリアル工学科		高等学校教諭一種免許状	(工業)
	応用化学科		高等学校教諭一種免許状	(工業)
	化学システム工学科		高等学校教諭一種免許状	(工業)
	化学生命工学科		高等学校教諭一種免許状	(工業)
システム創成学科		高等学校教諭一種免許状	(工業)	
文学部	人文学科	中学校教諭一種免許状	(国語・社会・英語)	
		高等学校教諭一種免許状	(国語・地理歴史・公民・英語)	
理学部	数学科	中学校教諭一種免許状	(数学)	
		高等学校教諭一種免許状	(数学)	
	情報科学科		高等学校教諭一種免許状	(情報)
	物理学科		中学校教諭一種免許状	(理科)
			高等学校教諭一種免許状	(理科)
	天文学科		中学校教諭一種免許状	(理科)
			高等学校教諭一種免許状	(理科)
	地球惑星物理学科		中学校教諭一種免許状	(理科)
			高等学校教諭一種免許状	(理科)

	化学科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科)
	生物化学科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科)
	生物学科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科)
	地球惑星環境学科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科)
農学部	応用生命科学課程	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科・農業)
	環境資源科学課程	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科)
	獣医学課程	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科)
経済学部	経済学科	高等学校教諭一種免許状	(公民)
	経営学科	高等学校教諭一種免許状	(公民)
教養学部	教養学科	中学校教諭一種免許状	(国語・社会・英語)
		高等学校教諭一種免許状	(国語・公民・英語)
	学際科学科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(地理歴史・理科・情報)
	統合自然科学科	中学校教諭一種免許状	(数学・理科)
		高等学校教諭一種免許状	(数学・理科)
教育学部	総合教育科学科	中学校教諭一種免許状	(社会・保健体育)
		高等学校教諭一種免許状	(地理歴史・公民・保健体育)

【注意】

- ・ 次の課程は2021（令和3）年度学部入学者より廃止する。
工学部建築学科：高等学校教諭一種免許状（工業）
- ・ 次の課程は2025（令和7）年度学部入学者より廃止する。
農学部環境資源科学課程：中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史・公民）

別表第2

大学院

授与資格を取得することができる 研究科又は教育部及び専攻		授与資格を取得することができる免許状の種類及び免許教科	
研究科又は教育部	専攻		
人文社会系 研究科	基礎文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(社会)
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・公民)
	日本文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(国語・社会)
		高等学校教諭専修免許状	(国語・地理歴史)
	アジア文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(国語・社会・中国語)
		高等学校教諭専修免許状	(国語・地理歴史・公民・中国語)

	欧米系文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(社会・英語・ドイツ語・フランス語)	
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・英語・ドイツ語・フランス語)	
	社会文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(社会)	
		高等学校教諭専修免許状	(公民)	
	韓国朝鮮文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(社会)	
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史)	
教育学研究科	総合教育科学専攻	中学校教諭専修免許状	(社会・保健体育・保健)	
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・公民・保健体育・保健)	
	学校教育高度化専攻	小学校教諭専修免許状 (一種免許状取得者のみ)		
		中学校教諭専修免許状	(社会)	
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・公民)	
総合文化研究科	言語情報科学専攻	中学校教諭専修免許状	(国語・英語)	
		高等学校教諭専修免許状	(国語・英語)	
	超域文化科学専攻	中学校教諭専修免許状	(国語)	
		高等学校教諭専修免許状	(国語)	
	地域文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(英語)	
		高等学校教諭専修免許状	(英語)	
	国際社会科学専攻	中学校教諭専修免許状	(社会)	
		高等学校教諭専修免許状	(公民)	
	広域科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)	
		高等学校教諭専修免許状	(理科)	
	理学系研究科	物理学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
			高等学校教諭専修免許状	(理科)
天文学専攻		中学校教諭専修免許状	(数学・理科)	
		高等学校教諭専修免許状	(数学・理科)	
地球惑星科学専攻		中学校教諭専修免許状	(理科)	
		高等学校教諭専修免許状	(理科)	
化学専攻		中学校教諭専修免許状	(理科)	
		高等学校教諭専修免許状	(理科)	
生物科学専攻		中学校教諭専修免許状	(理科)	
		高等学校教諭専修免許状	(理科)	
工学系研究科	都市工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)	
	精密工学専攻	中学校教諭専修免許状	(数学)	
		高等学校教諭専修免許状	(数学・工業)	
	航空宇宙工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)	
	物理工学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)	
		高等学校教諭専修免許状	(理科)	

	マテリアル工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)
農学生命科学研究科	生産・環境生物学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科・農業)
	応用生命化学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	森林科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科・農業)
	水圏生物科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科・水産)
	農業・資源経済学専攻	中学校教諭専修免許状	(社会)
		高等学校教諭専修免許状	(公民)
	生物・環境工学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科・農業)
	生物材料科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
応用生命工学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)	
	高等学校教諭専修免許状	(理科)	
応用動物科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)	
	高等学校教諭専修免許状	(理科)	
農学国際専攻	中学校教諭専修免許状	(社会・理科)	
	高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・理科)	
生圏システム学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)	
	高等学校教諭専修免許状	(理科)	
医学系研究科	健康科学・看護学専攻	養護教諭専修免許状	
数理科学研究科	数理科学専攻	中学校教諭専修免許状	(数学)
		高等学校教諭専修免許状	(数学)
新領域創成科学研究科	物質系専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	複雑理工学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	先端生命科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	自然環境学専攻	中学校教諭専修免許状	(社会・理科)
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・理科)
	環境システム学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	社会文化環境学専攻	中学校教諭専修免許状	(社会・理科)
		高等学校教諭専修免許状	(公民・理科)

情報理工学系 研究科	コンピュータ科学専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)
	数理情報学専攻	中学校教諭専修免許状	(数学)
		高等学校教諭専修免許状	(数学)
	システム情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)
	電子情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)
知能機械情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)	
学際情報学府	学際情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)

【注意】

- ・ 次の課程は2022（令和4）年度大学院入学者より廃止する。
医学系研究科健康科学・看護学専攻：中学校教諭専修免許状（保健）、高等学校教諭専修免許状（保健）
- ・ 次の課程は2025（令和7）年度大学院入学者より廃止する。
理学系研究科物理学専攻：中学校教諭専修免許状（数学）、高等学校教諭専修免許状（数学）
工学系研究科精密工学専攻：中学校教諭専修免許状（理科）、高等学校教諭専修免許状（理科）

（2）「東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則」運用内規

制定	昭55. 6. 24	評議会可決
改正	同62. 4. 1、	平 4. 4. 28
	平 8. 3. 19、	同13. 2. 20
	同17. 6. 28	

第1条 学生は、その所属する学部学科若しくは課程又は大学院研究科若しくは教育部専攻において取得することができる免許状の授与資格のほか、他の学部学科若しくは課程又は大学院研究科若しくは教育部専攻で開設する教科及び教職に関する科目を履修し、その単位を修得することにより、他の免許状の授与資格を取得することができる。

附 則

この規則は、平成4年4月28日から施行する。ただし、改正後の第1条の規定については、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月28日東大規則第16号）（抄）

- 1 この規則は、平成17年6月28日から施行し、この規則による改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 （略）
- 3 「東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則」運用内規の一部を次のように改正する。

第1条中「学府」を「教育部」に改める。

【注意】 他の学部学科・課程又は他の研究科・教育部専攻で開設する教科及び教職に関する科目を履修するに当たっては、当該科目を開設する学部又は研究科・教育部に所属する学生以外は履修できない科目もあるので開設学部等で確認すること。

◆ 教育職員免許状の取得について

本学における教職課程についての情報は、本便覧及び教育学部学生支援チームウェブサイト（以下ウェブサイト）に集約されている。教職課程を履修する学生は便覧を熟読し、ウェブサイトの更新情報に留意すること。

教育学部学生支援チームウェブサイト（全学生用教職関係）：<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/students/teacher/>



【本項目掲載目次】

1. 免許状の種類及び資格について
2. 中学校・高等学校教諭一種免許状を取得する場合の単位修得について
 - (1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
 - (2) 新課程における単位修得
 - (3) 旧課程で修得した科目の新課程における認定
 - (4) 旧課程における単位修得
3. 中学校・高等学校教諭専修免許状を取得する場合の単位修得について
4. 教育実習・介護等体験・教職実践演習・学校体験活動について
 - <教育実習>
 - <介護等体験>
 - <教職実践演習>
 - <学校体験活動>
5. 免許状授与・申請手続等について
 - (1) 授与・申請手続きについて
 - (2) 証明書について
6. 一種免許状取得までの一般的な流れ
7. 教育職員免許状関係Q&A
8. 2026（令和8）年度「教科に関する専門的事項」として認定される科目について

教育職員（大学及び高等専門学校を除く。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）により授与される相当教科の免許状を有する者でなければならない。

教育職員の資格を得ようとする者は、在学中にその希望する免許状の種類に応じて免許法の定める基礎資格及び科目の単位を修得するよう履修計画をたてなければならない。

なお、近年は、教員採用において中学、高校両方の免許状取得を求められることが増えてきているので、出来る限り中学高校両方の免許状を取得しておくことが望ましい。

以下に教育職員免許状取得について記載するが、これらの情報は、教職課程認定の事情等により年度によって異なる場合がある。そのため、教育職員免許状取得については常に最新の便覧を参照すること。

一方で、教職課程の認定科目は、年度毎に科目名・担当教員により認定される。そのため、どの科目が教職関係の科目として認定されているかの情報については、自身の履修する（した）年度の便覧を参照すること。

2019（平成31）年4月1日施行の教育職員免許法及び同施行規則は2019（平成31）年度以降に学部又は大学院に新たに入学した者に適用される（以下、新課程）。自分が新課程、旧課程どちらに該当するかについてよく確認し、履修を進めること。

参考:新課程適用チェック表

<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/students/teacher/wp/wp-content/uploads/2024/01/checksheet.pdf>

1. 免許状の種類及び資格について

免許状には、教諭となるために必要な普通免許状及び特別免許状と助教諭となるために必要な臨時免許状がある。これらの免許状は、更に学校の種類ごとに区分されている。

普通免許状は、専修免許状、一種免許状及び二種免許状に区分され、中学校、高等学校の免許状については、教科ごとに授与される。専修免許状は、一種免許状より高次の免許状であり、一種免許状を内包するものである。

本学において取得できる免許状の種類及び所要資格は、次の表のとおりである。また、教育職員免許状授与の所要資格を得るための教職課程の認定は、学部学科等及び研究科専攻等ごとに受けているので、各学部で取得することができる免許状の種類及び免許教科については、「◆東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則」の頁の別表を参照すること。

なお、特別免許状と臨時免許状、二種免許状の詳細については、この冊子から除くこととする。

表1 本学において取得できる免許状の種類、所要資格及び最低修得単位数について

所要資格		新課程・旧課程共通			新課程		旧課程			
		基礎資格	66条の6に定める科目(大学(学部)において修得)	大学(学部)において修得する科目	大学院において修得する修士課程開設科目	大学(学部)において修得する科目		大学院において修得する修士課程開設科目		
教科(養護)及び教職に関する科目	教科(養護)及び教職に関する科目					教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	
中 教 学 校 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作(2単位) 外国語コミュニケーション(2単位) 体育(2単位) 日本国憲法(2単位)	59	24	31	20	8	24	
	一種免許状	学士の学位を有すること。		59		31	20	8		
高 等 学 校 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。		59	24	23	20	16	24	
	一種免許状	学士の学位を有すること。		59		23	20	16		
養 護 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。		※56	24	※21	※28	※7	24	
小 学 校 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	※59	24	※41	※8	※10	24		

※印の全ての単位は、本学では取得できない。本学においては、小学校教諭及び養護教諭にかかる一種免許状の課程認定は受けていない。

2. 中学校・高等学校教諭一種免許状を取得する場合の単位修得について

(1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許状を取得しようとする者は、「教科及び教職に関する科目」以外に「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」として、下記の4科目を必ず修得しなければならない。本学の場合、これらの科目として教養学部前期課程の開講科目が多く含まれている。そのため、可能な限り教養学部前期課程在籍時にこれらの科目を修得することが望ましい(進学後は前期課程の科目を履修することはできない)。なお、2012(平成24)年度以前入学者は対象となる科目が異なるため、注意すること。後期課程学生もしくは大学院生でこれらの科目を修得していない場合は、所属学部・研究科等の教務担当係へ相談すること。

(イ)「日本国憲法(2単位)」

前期課程の総合科目「日本国憲法(2単位)」を修得すれば充足される。

なお、前期課程で修得しなかった場合は、進学後、法学部の専門科目「憲法(6単位:駒場キャンパスで開講)」を履修することになるが、法学部以外の学部に進学した場合は、すべて他学部聴講となり、専門科目の履修計画に支障をきたす場合があるので、できるだけ進学前に前期課程の「日本国憲法(2単位)」を修得する方がよい。

(ロ)「体育(2単位)」

前期課程の基礎科目「身体運動・健康科学実習(2単位)」(必修科目)を修得すれば充足される。

(ハ)「外国語コミュニケーション(2単位)」

前期課程の基礎科目「既修外国語(5単位)」(必修科目)を修得すれば充足される。

(ニ)「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作(2単位)」

前期課程の基礎科目「情報(2単位)」(必修科目)を修得すれば充足される(「情報機器の操作」に該当する)。

また、本学では、教員の市民的教養の基礎であるという意味から、中学校の免許状を取得しようとする場合には、哲学・倫理学又は宗教学の分野の科目のうちいずれか1科目を含めて修得することを要望している。哲学・倫理学の分野の科目については、前期課程の基礎科目として「哲学Ⅰ」、「哲学Ⅱ」、「倫理Ⅰ」、「倫理Ⅱ」、総合科目として「現代哲学」、「科学哲学」、「現代思想」、「記号論理学Ⅰ」、「記号論理学Ⅱ」、「精神分析学」、「西洋思想史」、「現代倫理」の科目が開講されている。宗教学の分野の科目については、文学部の専門科目で、これに相当するものとして認定している科目「宗教学概論」を修得する方法がある。

ただし、中学校教諭社会科、高等学校教諭公民科の免許状を取得しようとする場合の「教科に関する専門的事項」の「哲学、倫理学、宗教学」の区分の単位修得に当たっては、これらの履修によらず、後述の「(2)③教科に関する専門的事項」に示すところによらなければならない。

(2) 新課程適用者：2019（平成31）年度以降に学部又は大学院に新たに入学した者の単位修得

教育職員免許法施行規則第4条及び第5条には、それぞれ中学校教諭一種及び高等学校教諭一種に修得すべき「教科及び教職に関する科目」と最低修得単位数が、次のように掲げられている。

なお、次の表2に掲げる科目のうち、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」は各教科共通であり、2つ以上の教科の免許状を取得しようとする場合でも、これらは1回修得すればよい。

教職課程の認定科目は、年度毎に科目名・担当教員により認定される。そのため、どの科目が教職関係の科目として認定されているかの情報については、自身の履修する（した）年度の便覧を参照すること。

表2 「教科及び教職に関する科目」の単位の修得方法

	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	免許状の種類	
			中一種	高一種
最低修得単位数	教科及び教科の指導法に関する科目 〔注意〕(1)参照	教科に関する専門的事項	28 〔注意〕(2)参照	24 〔注意〕(2)参照
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 〔注意〕(2)参照		
	教育の基礎的理解に関する科目 〔注意〕(3)参照	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 〔注意〕(3)参照	10 〔注意〕(3)参照
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 〔注意〕(3)参照	道徳の理論及び指導法 〔注意〕(4)参照	10 〔注意〕(3)参照	8 〔注意〕(3)参照
		総合的な学習（探究）の時間の指導法		
特別活動の指導法				
教育の方法及び技術				
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 〔注意〕(7)参照				
生徒指導の理論及び方法				
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教育実習 〔注意〕(5)参照	5	3	
	学校体験活動 〔注意〕(8)参照			
	教職実践演習	2	2	
	大学が独自に設定する科目 〔注意〕(1)(4)(5)(6)(8)参照	4	12	
最低所要単位数の合計			59	59

〔注意〕

- (1) 「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した科目の単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入することができる。ただし、算入できるのは、取得しようとする免許教科の科目として認定されている単位に限る。
- (2) 「各教科の指導法」は取得する免許教科に対応した指導法の科目を、中学一種免許では8単位以上、高校一種免許では4単位以上を修得することが必要となる。また、取得する免許教科と異なる教科の指導法の科目は当該免許の必要単位数に算入することができないので注意すること。また、本学においては、「各教科の指導法」のうち「各教科教育法（基礎）」「各教科教育法（実践）」が開講されている教科については、中学一種免許では「基礎」2単位と「実践」6単位（中学校社会科についてはこれによらず、地理歴史分野の「基礎」2単位と「実践」2単位、公民分野の「基礎」2単位と「実践」2単位の合計8単位）、高校一種免許では「基礎」2単位と「実践」2単位の修得が必要となる。（下記表4-2参照）これらを超えて履修した単位も「教科及び教科の指導法に関する科目」として算入される。
また、令和3年度までの事項「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に変更され、令和4年度からの入学者（大学院生が一種免許を取得するための学部科目の科目等履修も含む）に適用される。それ以外の者は従前の「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」として履修することになるが、修得した場合は、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」を修得したこととみなされる。
- (3) 「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に関しては、「左項の各科目に含めることが必要な事項」ごとに対応した開講科目を履修し、全ての事項を充足するように単位を修得すること。本学においては、法令に定める単位を超えて履修することになるので注意すること。「教育の基礎的理解に関する科目」は、法令上の最低修得単位数は10単位であるが、本学においては11単位の修得が必要である。「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は、法令上の最低修得単位数は中学校一種免許では10単位、高校一種免許では8単位であるが、本学においては中学校一種免許では12単位、高校一種免許では10単位の修得（令和4年度改正にかかる経過措置適用者（※下記(7)参照）は中学校一種免許では11単位、高校一種免許では9単位の修得）が必要となる。）
- (4) 「道徳の理論及び指導法」は、中学校教諭の免許状の授与を受ける場合に必須である。高等学校教諭の免許状の授与を受ける場合にあっては、「大学が独自に設定する科目」として算入できる。
- (5) 教育実習において5単位を修得し、高等学校教諭一種免許状を取得する場合には、余剰の2単位については「大学が独自に設定する科目」に算入できる。
- (6) 最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位は「大学が独自に設定する科目」の単位として計算される。
- (7) 令和3年度までの事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、令和4年度より「教育の方法及び技術」に変更され、新たに事項「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が加わった。「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は令和4年度以降入学の学部生及び令和4年度以降に新たに科目等履修生となった者（大学院生で一種免許を取得するために学部科目を履修する者）に適用される。令和3年度以前の入学者は、以下①②に該当する場合、経過措置により、改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目を修得すれば、改正後の「教育の方法及び技術」および「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の両方の科目を修得したとみなすことができるので、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目を新たに修得する必要はなく、また、修得をしても免許状取得の必要単位には算入されない。
① 令和4年3月31日時点で在学している者で、卒業するまでに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目を修得する者。ここで言う「在学している者」には、科目等履修生（大学院生で一種免許を取得するために学部科目を履修する者）として在籍する場合も含まれる。この場合、大学院の修了の時期に関わらず、令和3年度を起点として教職課程を修了するまで年度毎の継続した教職課程科目の履修が必要。
② 令和4年3月31日時点で、既に改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目を修得した者。
- (8) 学校体験活動は、中学校教諭一種免許状を取得する場合は5単位のうち2単位まで、高等学校教諭一種免許状を取得する場合は3単位のうち1単位まで教育実習の単位に含めることができる。また、余剰の単位については「大学が独自に設定する科目」に算入することができる。

①「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」

本学における開設科目は次の表3を参照すること。これらの科目は、一部科目を除き、教養学部前期課程1年次より履修することができる（教養学部前期課程在籍時に履修する場合、持出し専門科目として開講される後期課程各学部の専門科目を履修することになる）。

各科目の開講内容（開講時期、曜日、時限等）は、変更になる場合がある。履修登録の期間は所属部局の日程によるので、所属学部窓口で確認すること。

表3「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」

施行規則に定める科目区分等			単位数	単位数	本学における履修方法等	担当教員	開講時期	曜日時限	開設学部	開講場所	前期課程学生履修
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数									
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理Ⅰ	2	いずれか1科目選択必修	関根 宏 朗	S1S2	水5	教育	駒場	可	
		教育原理Ⅱ	2		山名 淳	8-9月	集中	教育	本郷	可	
		教育哲学概説（教育思想論）	2		山名 淳 平 石 晃 樹	A1A2	木4	教育	本郷	不可	
		教育学概論	2		今年度不開講 （「教育哲学概説（教育思想論）」と隔年開講）			教育	本郷	原則2年次から可	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	いずれか1科目選択必修	浅井 幸子	S2	火3-4	教育	本郷	不可	
		教師論Ⅰ	2		鈴木 悠太	A1A2	月4	教育	駒場	可	
		教師論Ⅱ	2		高井 良健一	8-9月	集中	教育	駒場	可	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2	いずれか1科目選択必修	中村 知世	S1S2	水4	教育	駒場	可	
		教育社会学概論	2		中村 高康	S1S2	金3	教育	本郷	不可	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理Ⅰ	2	いずれか1科目選択必修	清河 幸子	S1S2	金5	教育	駒場	可
	教育心理Ⅱ		2	児玉 佳一		A1A2	金2	教育	本郷	可	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育総論Ⅰ	1	いずれか1科目選択必修	堤 英 俊	8-9月	集中	教育	本郷	可	
		特別支援教育総論Ⅱ	1		星加良司 飯野由里子 池野絵美 大内紀彦 大内繁宏 崔 采和 森 和	A1	金5	教育	駒場	可	
		教育課程Ⅰ	2		いずれか1科目選択必修	岩田 一正	S1S2	水5	教育	駒場	可
		教育課程Ⅱ	2			富士原 紀絵	8-9月	集中	教育	本郷	可
	教育課程論	2	上野 正道	A2	集中	教育	本郷	不可			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と実践	2	中免のみ いずれか1科目選択必修	西野 真由美	S1S2	月5	教育	駒場	可	
		道徳と教育	2		平石 晃樹	S1S2	火4	教育	本郷	不可	
		道徳教育法	2		藤井 佳世	8-9月	集中	教育	本郷	可	
	総合的な学習（探究）の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1	いずれか1科目選択必修	浅川 俊彦	S1	水5	教育	本郷	可	
		総合的な学習の時間の指導法	1		浅川 俊彦	S2	水5	教育	本郷	可	
		総合的な学習の時間の指導法	1		浅川 俊彦	A1	水5	教育	本郷	可	

特別活動の指導法	特別活動論		2	いずれか1科目選択必修	高野 慎太郎	8-9月	集中	教育	駒場	可	
	特別活動の指導法		2		林 尚 示	8-9月	集中	教育	本郷	可	
	特別活動の指導法		2		林 尚 示	A1A2	火4	教育	本郷	可	
	教育の方法及び技術	教育の方法Ⅰ		2	いずれか1科目選択必修	渡 辺 貴 裕	A1	月5-6	教育	駒場	可
		教育の方法Ⅱ		2		黒 田 友 紀	2-3月	集中	教育	本郷	可
		教育方法論		2		藤 江 康 彦	8-9月	集中	教育	本郷	不可
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 上記表2〔注意〕(7)参照	ICTを活用した効果的な授業づくり	1			石 田 千 晃	8-9月	集中	教育	駒場	可
	生徒指導の理論及び方法	進路指導・生徒指導※		2	いずれか1科目選択必修	鈴 木 雅 博	A1A2	月5	教育	駒場	可
		生徒指導・進路指導※		2		山 本 宏 樹	A1	金2-3	教育	本郷	可
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談Ⅰ		2	いずれか1科目選択必修	新 井 素 子	S1S2	火2	教育	駒場	可
教育相談Ⅱ			2	北 原 祐 理		A1	木4-5	教育	本郷	可	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	※本項目は「進路指導・生徒指導」または「生徒指導・進路指導」を履修することによって充足する。										
教育実践に関する科目	教育実習	中5高3	教育実習Ⅰ		3	事前事後指導含む。中免は実習Ⅱを必修。高免はいずれか1科目選択必修。	能 智 正 博 橋 野 晶 寛	集中	教育		不可
			教育実習Ⅱ		5		能 智 正 博 橋 野 晶 寛		教育		不可
	学校体験活動	学校体験活動Ⅰ		1		浅 川 俊 彦 橋 野 晶 寛	集中	教育		不可	
		学校体験活動Ⅱ		1		浅 川 俊 彦 橋 野 晶 寛		教育		不可	
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）		2		能 智 正 博 橋 野 晶 寛	A2	金5-6	教育	本郷

②「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」

次の表4は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、各教科別にその免許状を取得するために必要な「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に対応する本学の開設科目である。

取得する免許教科に対応した指導法の科目を履修すること。取得する免許教科と異なる教科の指導法の科目は必要単位に算入することができないので注意すること。

表4-1 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」

免許状教科	開講科目名	担当教員	単位	開講時期	曜日時限	開設学部	開講場所	前期課程学生履修
国 語	国語科教育法（基礎）	中村ともえ	2	S1S2	金2	教育	本郷	原則2年次から可
	国語科教育法（実践）A	頓所本一	2	8-9月	集中	教育	本郷	原則2年次から可
	国語科教育法（実践）B	江頭双美子	2	8-9月	集中	教育	本郷	原則2年次から可
	国語科教育法（実践）C	齋藤知也	2	S1S2	木5	教養	駒場	不可
	国語科教育法（実践）C	齋藤知也	2	A1A2	未定	教養	駒場	原則2年次から可

社会／ 地理歴史	社会科・地理歴史科教育法（基礎）	堀田 諭	2	S1S2	金 3	教育	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科教育法（実践）A	堀田 諭	2	A1A2	金 3	教育	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科教育法（実践）A	橋本 渉	2	A1A2	火 4	教育	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科教育法（実践）B	戸田 善治	2	S1S2	月 5	教養	駒場	不可
	社会科・地理歴史科教育法（実践）B	戸田 善治	2	A1A2	月 5	教養	駒場	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科教育法（実践）B	秋本 弘章	2	S1S2	木 4	教養	駒場	不可
	社会科・地理歴史科教育法（実践）B	秋本 弘章	2	A1A2	木 4	教養	駒場	原則2年次 から可
社会／ 公民	社会科・公民科教育法（基礎）	鈴木 隆弘	2	S1S2	集中	教養	駒場	不可
	社会科・公民科教育法（実践）	村野 光則	2	S1S2	水 5	教育	本郷	原則2年次 から可
	社会科・公民科教育法（実践）	村野 光則	2	A1A2	水 5	教育	本郷	原則2年次 から可
数 学	数学科教育法（基礎）	家本 繁	2	8-9月	集中	教育	本郷	原則2年次 から可
	数学科教育法（実践）A	中筋 麻貴	2	S1S2	火 2	教育	本郷	原則2年次 から可
	数学科教育法（実践）B	西脇 佳子 清野 堯明	2	8-9月	集中	教育	附属	原則2年次 から可
	数学科教育法（実践）C	傍士 輝彦	2	S1S2	集中	教養	駒場	不可
	数学科教育法（実践）C	傍士 輝彦	2	A1A2	集中	教養	駒場	原則2年次 から可
理 科	理科教育法（基礎）	松浦 執	2	A1A2	未定	教養	駒場	原則2年次 から可
	理科教育法（実践）A	對比 地 覚	2	8-9月	集中	教育	本郷	原則2年次 から可
	理科教育法（実践）B	興治 文子	2	A1A2	未定	教養	駒場	原則2年次 から可
	理科教育法（実践）C	荒井 恵里子	2	S1S2	水 4	教育	本郷	原則2年次 から可
保健体育	身体教育方法論	上岡 洋晴	2	S1	火 1-2	教育	本郷	不可
	保健体育科教育法（実践）A	青木 秀憲	2	A2	火 1-2	教育	本郷	原則2年次 から可
	保健体育科教育法（実践）B	※今年度開講無し						
	保健体育科教育法（実践）C	青木 秀憲 上岡 洋晴	2	S2	火 1-2	教育	本郷	原則2年次 から可
情 報	情報科教育法Ⅰ	辰己 丈夫	2	S1S2	月 5	理	本郷	可
	情報科教育法Ⅱ	辰己 丈夫	2	A1A2	月 5	理	本郷	可
農 業	農業教育Ⅰ	磯部 祥子 樋口 洋平	2	A1A2	火 2	農	本郷	不可
	農業教育Ⅱ	青木 直大	2	S1S2	火 4	農	本郷	不可
工 業	工業教育	工学部担当係に 間合わせること	4	工学部担当係に 間合わせること		工	本郷	原則2年次 から可

英 語	英語科教育法（基礎）	奥 聡 一 郎	2	A1	未定	教養	駒場	原則2年次から可
	英語科教育法（実践）A	奥 聡 一 郎	2	S2	火3-4	教養	駒場	不可
	英語科教育法（実践）A	奥 聡 一 郎	2	S1	火3-4	教育	本郷	原則2年次から可
	英語科教育法（実践）B	高 橋 和 子	2	S1S2	金3	教育	本郷	原則2年次から可
	英語科教育法（実践）C	戸 上 和 正	2	8-9月	集中	教育	附属	原則2年次から可

※「各教科の指導法」は、それぞれの教科においてのみ教職科目として単位が認められるので、注意すること。

例えば、英語の免許状取得を希望する者は、英語以外の教科の「各教科の指導法」科目の単位を修得しても、英語の免許状取得には、当該科目の単位を利用することはできない。

※実践科目を履修する前に、基礎科目の単位を修得しておくことが望ましい。

※科目名にA・B・Cが付されて開講する実践科目は、原則として同一名称の科目を重複して履修することはできないが、例外的に履修可能な場合がある。また、便宜上、ナンバリングを付して開講することがある。

表4-2 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の単位の修得方法

免許状 教科	中学校教諭一種免許状		高等学校教諭一種免許状	
	本学認定授業科目	最低修得 単位数	本学認定授業科目	最低修得 単位数
国 語	国語科教育法（基礎）	2	国語科教育法（基礎）	2
	国語科教育法（実践）A	6	国語科教育法（実践）A	2
	国語科教育法（実践）B		国語科教育法（実践）B	
	国語科教育法（実践）C		国語科教育法（実践）C	
社 会	社会科・地理歴史科教育法（基礎）	2		
	社会科・公民科教育法（基礎）	2		
	社会科・地理歴史科教育法（実践）A	2		
	社会科・地理歴史科教育法（実践）B			
	社会科・公民科教育法（実践）	2		
地理歴史			社会科・地理歴史科教育法（基礎）	2
			社会科・地理歴史科教育法（実践）A	2
			社会科・地理歴史科教育法（実践）B	
公 民			社会科・公民科教育法（基礎）	2
			社会科・公民科教育法（実践）	2
数 学	数学科教育法（基礎）	2	数学科教育法（基礎）	2
	数学科教育法（実践）A	6	数学科教育法（実践）A	2
	数学科教育法（実践）B		数学科教育法（実践）B	
	数学科教育法（実践）C		数学科教育法（実践）C	
理 科	理科教育法（基礎）	2	理科教育法（基礎）	2
	理科教育法（実践）A	6	理科教育法（実践）A	2
	理科教育法（実践）B		理科教育法（実践）B	
	理科教育法（実践）C		理科教育法（実践）C	

保健体育	身体教育方法論	2	身体教育方法論	2
	保健体育科教育法（実践）A	6	保健体育科教育法（実践）A	2
	保健体育科教育法（実践）B		保健体育科教育法（実践）B	
	保健体育科教育法（実践）C		保健体育科教育法（実践）C	
情報			情報科教育法Ⅰ	2
			情報科教育法Ⅱ	2
農業			農業教育Ⅰ	2
			農業教育Ⅱ	2
工業			工業教育	4
英語	英語科教育法（基礎）	2	英語科教育法（基礎）	2
	英語科教育法（実践）A	6	英語科教育法（実践）A	2
	英語科教育法（実践）B		英語科教育法（実践）B	
	英語科教育法（実践）C		英語科教育法（実践）C	

③「教科に関する専門的事項」

次の表5は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、各教科別にその免許状を取得するために必要な「教科に関する専門的事項」と、その最低修得単位数を示すものである。「教科に関する専門的事項」は、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の各免許種における必要単位と併せて、中学一種免許では28単位、高校一種免許では24単位を修得することが必要となる（表2参照）。「教科に関する専門的事項」は、各教科とも、その開設されている学部において、免許法の定めるところによる、「教科に関する専門的事項」として認定されている科目でなければならない。なお、本表は、本学において取得できない免許教科を除いたものである。

「教科に関する専門的事項」は、各科目に含めることが必要な事項毎に、一般的包括的な内容（当該教科に関する科目の学問領域をおおまかに網羅しており、特定の領域の偏りが無いもの）を含む科目を修得する必要がある。一般的包括的な内容は、複数の科目を修得することで満たされる場合もある。どの科目がそれに該当する科目であるかをよく確認して履修をすすめること。

各科目の開講時期、曜日、時限等は、所属学部・研究科等の教務担当係又は開設学部で確認すること。教職課程の認定科目は、年度毎に科目名・担当教員により認定される。そのため、どの科目が教職関係の科目として認定されているかの情報については、自身の履修する（した）年度の便覧等を参照すること。

表5 「教科に関する専門的事項」の単位の修得方法

教科名	中学校教諭一種免許状		高等学校教諭一種免許状	
	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1
	国文学(国文学史を含む。)	1	国文学(国文学史を含む。)	1
	漢文学	1	漢文学	1
	書道(書写を中心とする。)*備考ニ参照	1		
社会	日本史・外国史	1		
	地理学(地誌を含む。)	1		
	「法学、政治学」	1		
	「社会学、経済学」	1		
	「哲学、倫理学、宗教学」	1		

地理歴史			日本史	1
			外国史	1
			人文地理学・自然地理学	1
			地誌	1
公民			「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	1
			「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	1
			「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1
数学	代数学	1	代数学	1
	幾何学	1	幾何学	1
	解析学	1	解析学	1
	「確率論、統計学」	1	「確率論、統計学」	1
	コンピュータ	1	コンピュータ	1
理科	物理学	1	物理学	1
	化学	1	化学	1
	生物学	1	生物学	1
	地学	1	地学	1
	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	1	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	1
保健体育	体育実技	1	体育実技	1
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	1	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	1
	生理学(運動生理学を含む。)	1	生理学(運動生理学を含む。)	1
	衛生学・公衆衛生学	1	衛生学・公衆衛生学	1
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1
英語	英語学	1	英語学	1
	英語文学	1	英語文学	1
	英語コミュニケーション	1	英語コミュニケーション	1
	異文化理解	1	異文化理解	1
情報			情報社会(職業に関する内容を含む)・情報倫理	1
			コンピュータ・情報処理	1
			情報システム	1
			情報通信ネットワーク	1
			マルチメディア表現・マルチメディア技術	1
農業			農業の関係科目	1
			職業指導	1
工業			工業の関係科目	1
			職業指導	1

〔備考〕

- イ 「 」内のものは、科目群であって、そのうち1科目以上修得するものとする。
- ロ (……を含む。) とあるものは、必ず含まなければならない。
- ハ 「・」とあるものは、そこに記された科目全部を修得しなければならない。
- ニ 国語において、書道（書写を中心とする。）の単位は、高等学校教諭一種免許状を取得する際には必要な単位として算入できないので、注意すること。
- ホ 理科及び情報において、教育職員免許法施行規則の一部改正により令和6年度から「教科に関する専門的事項」の科目の区分及び名称が上表のとおり変更されているが、本学における開講科目及び単位の修得方法は令和5年度以前から変更はない。なお、情報において、令和5年度以前に修得した「情報社会・情報倫理」及び「情報と職業」の単位の取り扱いについては、該当する授業科目の開講学部に問い合わせること。

④「大学が独自に設定する科目」

「大学が独自に設定する科目」については、最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位が算入される。

一方で、「大学が独自に設定する科目」としてのみ単位を充てることができる科目として、表6の「社会教育論Ⅰ」が開講されている。

表6 「大学が独自に設定する科目」

科目名	担当教員	単位	開講時期	曜日 時限	開設学部	開講場所	備考
社会教育論Ⅰ	李 正 連	2	A1	月 3-4	教育学部	駒場	この科目は、中学校教諭及び高等学校教諭の免許状を申請する場合に「大学が独自に設定する科目」としてのみ算入することができる。 ※学部2年生から履修可

(3) 旧課程で修得した科目の新課程における認定について

①旧課程における「教職に関する科目」について

旧課程における「教職に関する科目」として修得済みの科目は、新課程における区分「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」の同名称の認定科目として認定される。

例:旧課程「教育心理Ⅰ」は新課程認定科目「教育心理Ⅰ」（「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」）として認定

旧課程「教師論」は新課程認定科目「教師論Ⅰ」又は「教師論Ⅱ」（「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」）として認定

②旧課程における「各教科の指導法」について

旧課程において修得済みの「各教科の指導法」（「各教科教育法」）は、新課程における「各教科教育法（基礎）」もしくは「各教科教育法（実践）」に認定することが可能である。

例:旧課程「国語科教育法」は新課程「国語科教育法（基礎）」又は「国語科教育法（実践）」として認定
旧課程「身体教育方法論」は新課程「身体教育方法論」又は「保健体育科教育法（実践）」として認定

ただし、社会科系科目の指導法については、2019（平成 31）年度より、中学校及び高等学校の内容を兼ねた科目（「社会科・地理歴史科教育法」、「社会科・公民科教育法」）として開講するため、旧課程において修得した「社会科教育法」（中学校）、「地理歴史科教育法」（高等学校）及び「公民科教育法」（高等学校）の認定については、以下のとおり扱う。

- ・旧課程「社会科教育法」は新課程「社会科・地理歴史科教育法（基礎）」、「社会科・地理歴史科教育法（実践）」、「社会科・公民科教育法（基礎）」又は「社会科・公民科教育法（実践）」として認定。ただし、中学校「社会科の指導法」にかかる部分についてのみ有効
- ・旧課程「地理歴史科教育法」は新課程「社会科・地理歴史科教育法（基礎）」又は「社会科・地理歴史科教育法（実践）」として認定。ただし、高等学校「地理歴史科の指導法」にかかる部分についてのみ有効
- ・旧課程「公民科教育法」は新課程「社会科・公民科教育法（基礎）」または「社会科・公民科教育法（実践）」として認定。ただし、高等学校「公民科の指導法」にかかる部分についてのみ有効

③旧課程における「教科に関する科目」について

旧課程において修得した「教科に関する科目」は、新課程における同名称の「教科に関する専門的事項」の科目として認定される。

(4) 経過措置による旧課程適用者：2018(平成30)年度以前に学部に入学者、2026(令和8)年度も学部
に引き続き在籍している者、または、2018(平成30)年度以前に大学院に入学者、2026(令和8)年度も
大学院に引き続き在籍し、教職課程を2018(平成30)年度以前より年度毎に継続的に履修している者
の単位修得

○教職に関する科目

旧教育職員免許法施行規則第6条には、免許状の種類ごと（中学校教諭一種及び高等学校教諭一種）に
修得すべき「教職に関する科目」と最低修得単位数が、次のように掲げられている。

なお、次の表7に掲げる「教職に関する科目」（各教科の指導法に関する科目を除く。）は各教科共通で
あり、2つ以上の教科の免許状を取得しようとする場合でも、これらは1回修得すればよい。

教職課程の認定科目は、年度毎に科目名・担当教員により認定される。そのため、どの科目が教職関係
の科目として認定されているかの情報については、自身の履修する（した）年度の便覧を参照すること。

表7 「教職に関する科目」の単位の修得方法

	教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	免許状の種類	
			中一種	高一種
必	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）		
		進路選択に資する各種の機会の提供等		
必	教育の基礎理論に関する科目 〔注意〕(1) 参照	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		
修	教育課程及び指導法に関する科目 〔注意〕(1) 参照	教育課程の意義及び編成の方法	1 2	6 〔注意〕 (1) 参照
		各教科の指導法〔注意〕(2) 参照		
		道徳の指導法〔注意〕(3) 参照		
		特別活動の指導法		
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		
修	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 〔注意〕(1) 参照	生徒指導の理論及び方法	4	4
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
		進路指導の理論及び方法		
修	教 職 実 践 演 習 (総 合 演 習)	〔注意〕(4) 参照	2	2
修	教 育 実 習	〔注意〕(5) 参照	5	3
最低所要単位数			3 1	2 3

【注意】

- (1) 「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程及び指導法に関する科目」及び「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」に関しては、右欄の「左項の各科目に含めることが必要な事項」を全て含んだ科目を開講していない。そのため、「左項の各科目に含めることが必要な事項」ごとに対応した開講科目を履修し、全ての事項を充足するように単位を修得すること。特に、高等学校教諭一種免許状修得に必要な「教育課程及び指導法に関する科目」の単位数は、法令では6単位と定められているが、本学では1科目2単位での開講が基本であるため、最低でも8単位を修得することになるので注意すること。
- (2) 「各教科の指導法」は取得する免許教科に対応した指導法の科目を必ず履修すること。また、取得する免許教科と異なる教科の指導法の科目は必要単位に算入することができないので注意すること。
- (3) 「道徳の指導法」は、中学校教諭の免許状の授与を受ける場合に必須である。高等学校教諭の免許状の授与を受ける場合にあっては、「教科又は教職に関する科目」（前掲表1参照）として算入できる。
- (4) 2010（平成22）年度学部入学者からは、「総合演習」に代わり「教職実践演習」が適用され、必修である。「教職実践演習」の詳細は後述の「4. 教育実習・介護等体験・教職実践演習・学校体験活動について」の頁を参照すること。なお、経過措置として、2010（平成22）年3月以前の学部入学者及び大学院学生は、2013（平成25）年3月までに「総合演習」を修得していれば、「教職実践演習」を修得する必要はないが、不明な点があれば所属学部・研究科等の教務担当係に相談すること。
- (5) 教育実習において5単位を修得し、高等学校教諭一種免許状を取得する場合には、余剰の2単位については「教科又は教職に関する科目」（前掲表1参照）に算入することができる。

「教職に関する科目」の開設科目は次の表8を参照すること。「教職に関する科目」は、教養学部前期課程1年次より履修することができる（教養学部前期課程在籍時に履修する場合、持出し専門科目として開講される後期課程各学部の専門科目を履修することになる）。

各科目の開講内容（開講時期、曜日、時限等）は、変更になる場合がある。履修登録の期間は所属部局の日程によるので、所属学部窓口で確認すること。

表8 「教職に関する科目」

（教職に関する科目のうち「各教科の指導法」については、後掲の表9を参照）

教育職員免許法上の 認定科目		科目名	担当教員	単 位	開講 時期	曜日 時限	開設学部	開講 場所	前期課程 学生履修
教職の意義等 に関する科目	教職の意義及び教員の 役割、教員の職務内容 （研修、サービス及び身分 保障等を含む。）、進路 選択に資する各種の 機会の提供等	教 師 論 I	鈴木悠太	2	A1A2	月4	教育学部	駒場	可
		教 職 論	浅井幸子	2	S2	火3-4	教育学部	本郷	不可
		教 師 論 II	高井良健一	2	8-9月	集中	教育学部	駒場	可
教育の基礎理 論に関する科 目	教育の理念並びに教 育に関する歴史及び 思想	教育哲学概説（教育思想論）	山名 淳 平石晃樹	2	A1A2	木4	教育学部	本郷	不可
		教 育 学 概 論	今年度は開講無し （「教育哲学概説（教育思想論）」 と隔年開講）			教育学部	本郷	原則2年次 から可	
		教 育 原 理 I	関根宏朗	2	S1S2	水5	教育学部	駒場	可
		教 育 原 理 II	山名 淳	2	8-9月	集中	教育学部	本郷	可

	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育心理Ⅰ	清河幸子	2	S1S2	金5	教育学部	駒場	可	
		教育心理Ⅱ	児玉佳一	2	A1A2	金2	教育学部	本郷	可	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育社会学概論	中村高康	2	S1S2	金3	教育学部	本郷	不可
			教育と社会	中村知世	2	S1S2	水4	教育学部	駒場	可
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程Ⅰ	岩田一正	2	S1S2	水5	教育学部	駒場	可	
		教育課程論	上野正道	2	A2	集中	教育学部	本郷	不可	
		教育課程Ⅱ	富士原紀絵	2	8-9月	集中	教育学部	本郷	可	
	道徳の指導法	道徳教育の理論と実践	西野真由美	2	S1S2	月5	教育学部	駒場	可	
		道徳と教育	平石晃樹	2	S1S2	火4	教育学部	本郷	不可	
		道徳教育法	藤井佳世	2	8-9月	集中	教育学部	本郷	可	
	特別活動の指導法	特別活動論	高野慎太郎	2	8-9月	集中	教育学部	駒場	可	
		特別活動の指導法	林尚示	2	8-9月	集中	教育学部	本郷	可	
		特別活動の指導法	林尚示	2	A1A2	火4	教育学部	本郷	可	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法Ⅱ	黒田友紀	2	2-3月	集中	教育学部	本郷	可	
		教育方法論	藤江康彦	2	8-9月	集中	教育学部	本郷	不可	
		教育の方法Ⅰ	渡辺貴裕	2	A1	月5-6	教育学部	駒場	可	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	進路指導・生徒指導	鈴木雅博	2	A1A2	月5	教育学部	駒場	可
			生徒指導・進路指導	山本宏樹	2	A1	金2-3	教育学部	本郷	可
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談Ⅰ	新井素子	2	S1S2	火2	教育学部	駒場	可
教育相談Ⅱ			北原祐理	2	A1	木4-5	教育学部	本郷	可	
教育実習	教育実習Ⅰ	能智正博 橋野晶寛	3	集中		教育学部		不可		
	教育実習Ⅱ		5					不可		
教職実践演習	教職実践演習（中・高）	能智正博 橋野晶寛	2	A2	金5-6	教育学部	本郷	不可		

表9 「各教科の指導法」

教育職員免許法上の 認定科目	科目名	担当教員	単位	開講 時期	曜日 時限	開設学部	開講 場所	前期課程 学生履修
国語科の指導法	国語科教育法(基礎)	中村ともえ	2	S1S2	金2	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	国語科教育法(実践)A	頓所 本一	2	8-9月	集中	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	国語科教育法(実践)B	江頭双美子	2	8-9月	集中	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	国語科教育法(実践)C	齋藤 知也	2	S1S2	木5	教養学部	駒場	不可
	国語科教育法(実践)C	齋藤 知也	2	A1A2	未定	教養学部	駒場	原則2年次 から可
社会科の指導法 ※2	社会科・地理歴史科 教育法(基礎)	堀田 諭	2	S1S2	金3	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)A	堀田 諭	2	A1A2	金3	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)A	橋本 渉	2	A1A2	火4	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)B	戸田 善治	2	S1S2	月5	教養学部	駒場	不可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)B	戸田 善治	2	A1A2	月5	教養学部	駒場	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)B	秋本 弘章	2	S1S2	木4	教養学部	駒場	不可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)B	秋本 弘章	2	A1A2	木4	教養学部	駒場	原則2年次 から可
	社会科・公民科 教育法(基礎)	鈴木 隆弘	2	S1S2	集中	教養学部	駒場	不可
	社会科・公民科 教育法(実践)	村野 光則	2	S1S2	水5	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	社会科・公民科 教育法(実践)	村野 光則	2	A1A2	水5	教育学部	本郷	原則2年次 から可
地理歴史科の指導法	社会科・地理歴史科 教育法(基礎)	堀田 諭	2	S1S2	金3	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)A	堀田 諭	2	A1A2	金3	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)A	橋本 渉	2	A1A2	火4	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)B	戸田 善治	2	S1S2	月5	教養学部	駒場	不可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)B	戸田 善治	2	A1A2	月5	教養学部	駒場	原則2年次 から可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)B	秋本 弘章	2	S1S2	木4	教養学部	駒場	不可
	社会科・地理歴史科 教育法(実践)B	秋本 弘章	2	A1A2	木4	教養学部	駒場	原則2年次 から可
公民科の指導法	社会科・公民科 教育法(基礎)	鈴木 隆弘	2	S1S2	集中	教養学部	駒場	不可
	社会科・公民科 教育法(実践)	村野 光則	2	S1S2	水5	教育学部	本郷	原則2年次 から可
	社会科・公民科 教育法(実践)	村野 光則	2	A1A2	水5	教育学部	本郷	原則2年次 から可

数学科の指導法	数学科教育法(基礎)	家本 繁	2	8-9月	集中	教育学部	本郷	原則2年次から可
	数学科教育法(実践)A	中筋 麻貴	2	S1S2	火2	教育学部	本郷	原則2年次から可
	数学科教育法(実践)B	西脇 佳子 清野 堯明	2	8-9月	集中	教育学部	附属	原則2年次から可
	数学科教育法(実践)C	傍士 輝彦	2	S1S2	集中	教養学部	駒場	不可
	数学科教育法(実践)C	傍士 輝彦	2	A1A2	集中	教養学部	駒場	原則2年次から可
理科の指導法	理科教育法(基礎)	松浦 執	2	A1A2	未定	教養学部	駒場	原則2年次から可
	理科教育法(実践)A	對比 地 覚	2	8-9月	集中	教育学部	本郷	原則2年次から可
	理科教育法(実践)B	興治 文子	2	A1A2	未定	教養学部	駒場	原則2年次から可
	理科教育法(実践)C	荒井 恵里子	2	S1S2	水4	教育学部	本郷	原則2年次から可
保健体育科の指導法	身体教育方法論	上岡 洋晴	2	S1	火1-2	教育学部	本郷	不可
	保健体育科教育法(実践)A	青木 秀憲	2	A2	火1-2	教育学部	本郷	原則2年次から可
	保健体育科教育法(実践)B	※本年度開講無し						
	保健体育科教育法(実践)C	青木 秀憲 上岡 洋晴	2	S2	火1-2	教育学部	本郷	原則2年次から可
英語科の指導法	英語科教育法(基礎)	奥 聡 一郎	2	A1	未定	教養学部	駒場	原則2年次から可
	英語科教育法(実践)A	奥 聡 一郎	2	S2	火3-4	教養学部	駒場	不可
	英語科教育法(実践)A	奥 聡 一郎	2	S1	火3-4	教育学部	本郷	原則2年次から可
	英語科教育法(実践)B	高橋 和子	2	S1S2	金3	教育学部	本郷	原則2年次から可
	英語科教育法(実践)C	戸上 和正	2	8-9月	集中	教育学部	附属	原則2年次から可
情報科の指導法	情報科教育法Ⅰ	辰己 丈夫	2	S1S2	月5	理学部	本郷	可
	情報科教育法Ⅱ	辰己 丈夫	2	A1A2	月5	理学部	本郷	可
農業科の指導法	農業教育Ⅰ	磯部 祥子 樋口 洋平	2	A1A2	火2	農学部	本郷	不可
	農業教育Ⅱ	青木 直大	2	S1S2	火4	農学部	本郷	不可
工業科の指導法	工業教育	工学部担当係に 問合わせること	4	工学部担当係に 問合わせること		工学部	本郷	原則2年次から可

※1 「各教科の指導法」は、それぞれの教科においてのみ教職科目として単位が認められるので、注意すること。

例えば、「英語科の指導法」であれば、英語以外の教科で「教科又は教職に関する科目」(前掲表1参照)として単位を利用することはできない。

※2 「社会科の指導法」としての認定のためには、「社会科・地理歴史科教育法」及び「社会科・公民科教育法」を組み合わせて履修することが必要となる(平成30年度以前に「社会科教育法」を修得済の者を除く)。

※3 旧課程適用者は基礎、実践いずれかの授業科目を履修する。

○教科に関する科目

次の表10は、各教科別にその免許状を取得するために必要な「教科に関する科目」と、その最低修得単位数を示すものである。これは、各教科とも、その開設されている学部において、免許法の定めるところによる、「教科に関する科目」と認定されているものでなければならない。また、「教科に関する科目」それぞれについて、一般的包括的な内容（当該教科に関する科目の学問領域をおおまかに網羅しており、特定の領域の偏りが無いもの）を含む科目を履修する必要がある。一般的包括的内容は、複数の科目を履修することで満たされる場合もある。

「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した科目の単位は、「教科又は教職に関する科目」に算入することができる。ただし、「教科に関する科目」は、取得しようとする免許教科の科目として認定されている単位に限る。不明なこと等があるときは所属学部・研究科等の教務担当係で相談すること。

各科目の開講時期、曜日、時限等は、所属学部・研究科等の教務担当係又は開設学部で確認すること。教職課程の認定科目は、年度毎に科目名・担当教員により認定される。そのため、どの科目が教職関係の科目として認定されているかの情報については、自身の履修する（した）年度の便覧等を参照すること。

表10 「教科に関する科目」の単位の修得方法

教科名	中学校教諭一種免許状		高等学校教諭一種免許状			
	教科に関する科目	最低修得単位数	教科に関する科目	最低修得単位数		
国語	必修	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1単位以上	必修	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1単位以上
		国文学(国文学史を含む。)	1単位以上		国文学(国文学史を含む。)	1単位以上
		漢文学	1単位以上		漢文学	1単位以上
		書道(書写を中心とする。) ※備考ニ参照	1単位以上			
	合計	20	合計	20		
社会	必修	日本史及び外国史	1単位以上			
		地理学(地誌を含む。)	1単位以上			
		「法律学、政治学」	1単位以上			
		「社会学、経済学」	1単位以上			
		「哲学、倫理学、宗教学」	1単位以上			
合計	20					
地理歴史				必修	日本史	1単位以上
					外国史	1単位以上
					人文地理学及び 自然地理学	1単位以上
					地誌	1単位以上
					合計	20

公民				必修	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	1単位以上
					「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	1単位以上
					「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1単位以上
				合計		20
数学	必修	代数学	1単位以上	必修	代数学	1単位以上
		幾何学	1単位以上		幾何学	1単位以上
		解析学	1単位以上		解析学	1単位以上
		「確率論、統計学」	1単位以上		「確率論、統計学」	1単位以上
		コンピュータ	1単位以上		コンピュータ	1単位以上
	合計	20	合計	20		
理科	必修	物理学	1単位以上	必修	物理学	1単位以上
		物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	1単位以上			
		化学	1単位以上		化学	1単位以上
		化学実験(コンピュータ活用を含む。)	1単位以上			
		生物学	1単位以上		生物学	1単位以上
		生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	1単位以上			
		地学	1単位以上		地学	1単位以上
	地学実験(コンピュータ活用を含む。)	1単位以上		「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	1単位以上	
合計	20	合計	20			
保健体育	必修	体育実技	1単位以上	必修	体育実技	1単位以上
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	1単位以上		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	1単位以上
		生理学(運動生理学を含む。)	1単位以上		生理学(運動生理学を含む。)	1単位以上
		衛生学及び公衆衛生学	1単位以上		衛生学及び公衆衛生学	1単位以上
		学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1単位以上		学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1単位以上
	合計	20	合計	20		

保健	必修	生理学及び栄養学	1単位以上	必修	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	1単位以上
		衛生学及び公衆衛生学	1単位以上		衛生学及び公衆衛生学	1単位以上
		学校保健 (小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1単位以上		学校保健 (小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1単位以上
	合計		20	合計		20
英語	必修	英語学	1単位以上	必修	英語学	1単位以上
		英米文学	1単位以上		英米文学	1単位以上
		英語コミュニケーション	1単位以上		英語コミュニケーション	1単位以上
		異文化理解	1単位以上		異文化理解	1単位以上
合計		20	合計		20	
情報	必修			必修	情報社会及び情報倫理	1単位以上
					コンピュータ及び 情報処理(実習を含む。)	1単位以上
					情報システム (実習を含む。)	1単位以上
					情報通信ネットワーク(実習を含む。)	1単位以上
					マルチメディア表現及び 技術(実習を含む。)	1単位以上
					情報と職業	1単位以上
合計		20	合計		20	
農業	必修			必修	農業の関係科目	1単位以上
					職業指導	1単位以上
合計		20	合計		20	
工業	必修			必修	工業の関係科目	1単位以上
					職業指導	1単位以上
合計		20	合計		20	

【備考】

- イ 「 」内のものは、科目群であって、そのうち1科目以上修得するものとする。
- ロ (……を含む。)とあるものは、必ず含まなければならない。
- ハ 「及び」とあるものは、そこに記された科目全部を修得しなければならない。
- ニ 国語において、書道(書写を中心とする。)の単位は、高等学校教諭一種免許状を取得する際には必要な単位として算入できないので、注意すること。

○教科又は教職に関する科目

「教職に関する科目」と「教科に関する科目」の他に、「教科又は教職に関する科目」という科目区分がある（前掲表1参照）。

この「教科又は教職に関する科目」には、最低修得単位数を超えて修得した「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」の単位を充てることができる。

一方で、「教科又は教職に関する科目」としてのみ単位を充てることができる科目として、表11の授業科目が開講されている。この科目は「教職に関する科目に準ずる科目」として位置づけられ、修得した単位は「教科又は教職に関する科目」としてのみ、必要単位数に算入することができる。

表11 「教科又は教職に関する科目」

科目名	担当教員	単位	開講時期	曜日 時限	開設学部	開講 場所	備 考
社会教育論Ⅰ	李 正 連	2	A1	月3-4	教育 学部	駒場	この科目は、中学校教諭及び高等学校教諭の免許状を申請する場合に「教科又は教職に関する科目」としてのみ算入することができる。 ※学部2年生から履修可
特別支援教育総論Ⅰ	堤 英 俊	1	8-9月	集中	教育 学部	本郷	〃 ※前期課程学生履修可
特別支援教育総論Ⅱ	星 加 良 司 飯野由里子 池 野 絵 美 大 内 紀 彦 崔 栄 繁 森 和 宏	1	A1	金5	教育 学部	駒場	〃 ※前期課程学生履修可
総合的な学習の時間の 指導法	浅 川 俊 彦	1	S1	水5	教育 学部	本郷	〃 ※前期課程学生履修可
総合的な学習の時間の 指導法	浅 川 俊 彦	1	S2	水5	教育 学部	本郷	〃 ※前期課程学生履修可
総合的な学習の時間の 指導法	浅 川 俊 彦	1	A1	水5	教育 学部	本郷	〃 ※前期課程学生履修可

3. 中学校・高等学校教諭専修免許状を取得する場合の単位修得について

大学院修士課程を修了し、修士の学位を有する者が、中学校又は高等学校教諭一種免許状を取得するために必要な科目を学部において修得しており（〔注意〕(1)参照）、さらに大学院修士課程において開設される科目（新課程適用者は「大学が独自に設定する科目」24単位以上、旧課程適用者は「教科又は教職に関する科目」24単位以上）を修得している場合には、中学校・高等学校教諭専修免許状を取得できる（〔注意〕(2)参照）。

なお、大学院修士課程において開設される科目の開講時期、曜日、時限等は、所属研究科等又は開設研究科等の教務担当係で確認すること。各研究科等で取得することができる免許状の種類及び免許教科については、「◆教育職員免許関連規則」の頁の別表を参照すること。

〔注意〕

- (1) 学部においてこれらの科目を修得していない者については、大学院修士課程在学中に、各学部の教職関係科目を科目等履修できる場合もあるので、各学部教務担当係に確認すること。
- (2) 取得できる専修免許状の教科は、既に取得している（もしくは免許状取得の条件を満たしている）中学校・高等学校一種免許状と同じ教科に限られる。

◆教育学研究科学校教育高度化専攻における専修免許状取得について

教育学研究科の「学校教育高度化専攻」が開講している科目の一部については、東京大学のその他の中高専修免許状の教職課程において共通して開設しているため、以下の教科の専修免許状取得に必要となる単位に、その修得単位を算入することができる。

「国語」「数学」「理科」「保健体育」「保健」「情報」「農業」「水産」「工業」「英語」「ドイツ語」「フランス語」
「中国語」

なお、上記以外の教育学研究科開講の科目については、東京大学のその他の専修免許状課程において共通して開設していないため、教育学研究科が課程認定を受けている「社会」「地理歴史」「公民」「保健体育」「保健」の教科についてのみ、専修免許状取得に必要な単位に、その修得単位を算入することができる。

教育学研究科学校教育高度化専攻が、東京大学のその他の専修免許状教職課程において共通して開設している科目についての具体的な開講情報は、教育学研究科学生支援チームのウェブサイトを参照すること。

教育学部学生支援チームウェブサイト：

<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/students/certification/#kyoinmenkyo>

4. 教育実習・介護等体験・教職実践演習・学校体験活動について

<教育実習>

教育実習は、教職を志望する学生が、学校現場における実務的経験を通して、教育実践における問題解決能力を形成し、教職の専門領域に関する理解を深めることを目的とし、実習期間の長さによって3単位（教育実習Ⅰ）と5単位（教育実習Ⅱ）に分類される。

教育実習は、2日間の事前指導への出席、教育実習校との事前打合せ参加、教育実習の実施、レポートの提出（実習後1週間以内）、及び7月又は11月（共に予定）に開催される事後指導のまとめの会への出席をもって、単位修得の要件とする。

(1) 教育実習にかかる手続き等の流れ

後掲「一種免許状取得までの一般的な流れ」を参照すること。

(2) 実習参加申込学年

申込時点で、学部後期課程3年以上及び大学院の学生。

学部	申込学年		実施学年	
	3年	4年（本学修士課程進学予定者）	4年	修士1年
大学院	修士1年			修士2年
	修士2年（本学博士課程進学予定者）			博士1年
	博士1年			博士2年
	博士2年			博士3年

(3) 実習実施年度及び参加資格

① 実施年度

申込年度の翌年度に実施する。つまり、2026年度に教育実習の参加申込をした場合、2027年度に実施となる。

② 参加資格：以下の（ア）～（エ）の4つの要件を満たすこと。なお、2027年度以降に実施（2026年度以降に申込）をする教育実習については「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（2026年12月15日施行予定）の規定に基づき、実習実施前に犯罪事実確認が行われる場合があり、特定性犯罪前科があることが確認された者は実習を行うことができない（本学においては、実習実施前の所定の期間に犯罪事実確認に関する「同意書」及び特定性犯罪前科がないことの「誓約書」等の提出を求めることとする予定）。

（ア）前年度に参加申込をしていること。

（イ）参加申込時点で本学に在籍していること。

（ウ）実施年度の指定された期間に必要な書類を提出し、実施する時点で在学しており、かつ、実施する時点までに、実習を行う教科にかかる「各教科の指導法」（旧課程適用者：2単位、新課程適用者：4単位）を修得済であること。

※旧課程・新課程の別によらず、「社会科の指導法」としての認定には、地理歴史分野と公民分野の両方の修得が必要となるため、「社会科・地理歴史科教育法」（2単位）及び「社会科・公民科教育法」（2単位）両方の修得が必要となる（平成30年度以前開講の「社会科教育法」を修得済の者を除く）。

※「各教科の指導法」は、毎年S1・S2タームに開講されるとは限らないため、教育実習が秋期（10月以降開始）の学生においても、極力実施年度の前の年度までに修得しておくこと。

（エ）実習へ行く前年度までに教育職員免許法上の認定科目を次のとおり、修得済であること。（次頁を参照。旧課程と新課程で異なるので注意）

旧課程適用者

「教職の意義及び教員の役割」、「教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）」、「進路選択に資する各種の機会の提供等」、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」、「教育課程の意義及び編成の方法」から3科目6単位を修得済みであること。

参加資格（エ）について、表7 「教職に関する科目」の単位の修得方法から抜粋

	教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	
必	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	※1
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	
		進路選択に資する各種の機会の提供等	
修	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	※2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	※3
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	※4	

上記※1～4の区分のうち、3区分以上に跨って6単位以上修得する必要がある。

（要件を満たしている例：「教師論Ⅰ」「基礎教育学概論」「教育課程Ⅱ」を修得済）

新課程適用者

「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）」、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）」から、3科目6単位を修得済みであること。

参加資格（エ）について、表2 「教科及び教職に関する科目」の単位の修得方法から抜粋

	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	
最低修得単位数	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	※1
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	※2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	※3
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	※4
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	

上記※1～4の区分のうち、3区分以上に跨って6単位以上修得する必要がある。

（要件を満たしている例：「教師論Ⅰ」「基礎教育学概論」「教育課程Ⅱ」を修得済）

(4) 履修登録方法

実習前年の5月中旬以降9月上旬の〆切日【2026年は9月1日（火）17時 ※教育学部附属中等教育学校
が第一志望の場合は6月30日（火）17時】までに、教育学部学生支援チームウェブサイトの「申込フ
ォーム」より必要情報を登録すること（この際、必要に応じて「介護等体験」「教職実践演習」についても同
時に申し込むことができる）。きちんと登録できていれば折り返し、登録完了メールが登録したメールアド
レスに届くので、必ず確認すること（迷惑メールフォルダに入ることがあるので、特に注意すること）。登
録完了メールが送信されてこない場合は、アドレス間違い等のトラブルが想定されるので、教育学部学生
支援チームまで申し出ること。この申込を持って履修登録とし、学務システムによる履修登録は必要ない。

なお、教育実習参加にあたって、持病・障害等のため合理的配慮が必要となる場合は、申込時に教育学
部学生支援チームまで相談すること。

教育学部学生支援チームウェブサイト：<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/students/teacher/>

(5) 実習校への参加申込方法

履修登録と併せて、希望する教育実習校の種類により、以下の参加申込が必要となる。

【母校等で実習を行う場合】

教育実習を行う前年に、あらかじめ希望する実習校の学校長から内諾を得ておく必要があるため、でき
るだけ早く（仮に内諾を得られなかった場合に教育学部附属中等教育学校の実習への申し込みを行うこと
ができるよう、6月30日以前に）実習希望校へ訪問、電話、郵便等にて問い合わせ、内諾を得る手続きを行
うこと（実習校によっては、受付時期が決められている学校もある）。実習校から交付される「内諾書」（様
式は教育学部学生支援チームウェブサイトからダウンロード可、実習校独自の様式がある場合はそちらを
使用して構わない）は、入手でき次第大学宛の内諾書の場合は原本、本人宛の内諾書の場合は写しを速や
かに所属学部・研究科等の教務担当係へ提出すること【2026年は9月1日（火）〆切】。なお、実習校側の
事情により左記の締切までに内諾書が交付されない場合は、所属学部・研究科等の教務担当係へその旨を
事前に連絡のうえ、入手でき次第、速やかに提出すること。

なお、実習校によっては大学を通じた手続きが必要な場合もあるので、そのような場合は早めに教育学
部学生支援チーム教職等担当（TEL：03-5841-3909、E-Mail：kyousyoku.p@gs.mail.u-tokyo.ac.jp）に申し
出ること。

【教育学部附属中等教育学校又は東京都の公立中学校で実習を行う場合】

教育学部学生支援チームのウェブサイトの「申込フォーム」に必要事項を入力すること【2026年は9月
1日（火）17時〆切、教育学部附属中等教育学校が第一志望の場合は6月30日（火）17時〆切】。

教育学部附属中等教育学校と東京都の公立中学校いずれの場合も、内諾書は不要である。実習校が教育
学部附属中等教育学校となるか東京都の公立中学校となるかは、申込者の希望と申込状況を踏まえて決定
され、3月上旬までに本学より通知される。

なお、東京都の公立中学校の場合は、実習を行う区又は市について希望が通らないことがある。

【都立高等学校で実習を行う場合】

母校で実習を行う場合と同様に内諾書を得ること。

【教育学研究科の協定校で実習を行う場合】

詳細については、実習前年の4月頃学生支援チームウェブサイト等により周知される。申込期間が短い
（4月の初旬～中旬）ため、注意すること。面談等による選抜が生じることがある。選抜に漏れた場合は、
母校や教育学部附属中等教育学校等における教育実習に改めて申し込むことができる。

(6) 2027年度教育実習（2026年度申込）実施日程（予定）

①本学への申込

2026年5月中旬～9月1日（火）17時

※教育学部附属中等教育学校を第一志望とする場合は6月30日（火）17時

②実習校への参加申込

実習校から交付される「内諾書」等の本学への提出〆切は、2026年は9月1日（火）

③事前指導

事前指導で使用する書類については、事前に所属学部・研究科等の教務担当係窓口で受領すること。

【受領期間については1月下旬～2月上旬を予定、別途通知】

- (i) 第1日目 2027年2月10日(水)【於：教育学部附属中等教育学校(中野区南台1-15-1)】
第2日目 2027年3月9日(火)【 ” ” 】
- (ii) 教育実習開始1週間ほど前の1日【各実習校に於いて事前打ち合わせ】

④「調査票」の提出

調査票(様式は教育学部学生支援チームウェブサイトからダウンロード、要顔写真)を作成し、所属学部・研究科等の教務担当係へ提出すること【提出期間については教育実習を実施する年度の4月上旬を予定、別途通知】。調査票は、教育実習を実施する年度の4月下旬に本学より実習校に送付する。

⑤健康診断【於：保健センター】

2027年3月下旬～4月中旬(日程・場所等は2027年3月中旬頃までに通知する)

※検査項目…身体計測、胸部X線、問診・血圧

なお、実習校から求められた場合は追加項目(聴力、視力、麻疹・風疹抗体)の検査を行う。

⑥教育実習に対応した保険「学研災付帯賠償責任保険(Bコース)」への加入(所属部局窓口)

教育実習実施年度、実習開始2週間前までに所属部局窓口にて加入手続きを行う。

※加入には保険料210円が必要となる(保険料は改定される場合がある)。

⑦教育実習

実習期間については、実習校の指示に従うこと。

概ね2027年5月～11月までの間の2週間又は3～4週間。

実習後、1週間以内に教育実習レポート「教育実習から学んだこと」(2000字程度、A4縦に横書、PC等利用可)を、PDFファイル形式で教育学部学生支援チーム教職等担当(kyousyoku.p@gs.mail.u-tokyo.ac.jp)に電子メールにより提出すること。

⑧まとめの会【於：教育学部附属中等教育学校】(※教育実習生全員が出席必須)

6月末頃までに教育実習を終了した実習生(A班) …2027年7月中旬(予定)

7月のまとめの会以降に教育実習を終了した実習生(B班) …2027年11月下旬(予定)

(7)注意事項

①教育実習の受け入れ諾否は、実習校での会議に基づいて、最終的に学校長が決定するものである。安易に辞退や変更をするような教育実習の申込をせず、実習計画を綿密に立て、教職に対する関心や意欲を各自で十分に確認してから申込をすること。

②取得を希望する免許状の学校種により、実習期間と単位数が異なるので注意すること。

(i) 中学校教諭一種免許状……………3～4週間(「教育実習Ⅱ」5単位)

(ii) 高等学校教諭一種免許状……………2週間(「教育実習Ⅰ」3単位)

※中学校及び高等学校教諭一種免許状を併せて取得希望の場合は、3～4週間(「教育実習Ⅱ」5単位)の実習期間で申請すること。

※高校教諭を希望する場合でも、教員採用試験にあたり中学校と高等学校両方の免許状を求める教育委員会や学校があるので、事前に確認のうえ、実習期間(単位数)を決めること。

③内諾書の交付を受けた後、教育実習の受け入れに関する正式な依頼文書を、本学教育学部長名で各実習校長あてに、成績報告票・出勤簿・健康診断結果などの必要書類と共に、教育実習を実施する年度の4月下旬に本学より送付する。

④教育実習の単位を修得するためには、2日間の事前指導への出席、教育実習校との事前打合せ参加、教育実習の実施、レポートの提出(実習後1週間以内)、事後指導のまとめの会への出席が全て必要となる。

⑤実習校によっては、研究授業に大学の教員の参加を求める場合がある。実習校から教員の参加依頼があった際には、教育学部学生支援チーム教職等担当(kyousyoku.p@gs.mail.u-tokyo.ac.jp)に電子メールにて申し出ること。

⑥当然のことながら、教育実習後は、感謝の意を込め、お世話になった方々へのお礼状を送付すること。

※教育実習にかかる上記の日程については変更となる可能性もあるので、常に掲示・ウェブサイトを確認しておくこと。

<介護等体験>

介護等体験は、中学校教育職員免許状の取得に必要となる。義務教育に従事しようとする教員を目指す者（本学では中学校教諭免許状を取得しようとする者）に対して、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせ、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を目的として、平成10年度入学者から義務付けられたものである。（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号））

介護等体験期間は、本学の場合、特別支援学校における介護等体験2日間、社会福祉施設における介護等体験5日間の合計7日間であり、2日間の体験は概ね6月～翌2月頃のいずれかの時期に、5日間の体験は概ね8月～翌1月頃のいずれかの時期に実施される（学生の申し出に基づき、教育実習期間等のやむを得ない都合と体験時期が重複しないように調整される）。

介護等体験が終了すると、各体験施設から介護等体験証明書が交付される。教育職員免許状の授与を申請する際には、この介護等体験証明書を各教育委員会に提出しなければならない。なお、介護等体験証明書の再発行は行われていないので、大事に保管しておくこと。

(1) 介護等体験にかかる手続き等の流れ

後掲「一種免許状取得までの一般的な流れ」を参照すること。

(2) 体験参加申込学年

		申込学年	実施学年
学部	前期課程	2年（進学内定者）	3年
	後期課程	3年	4年
		4年（本学修士課程進学予定者）	修士1年
大学院		修士1年	修士2年
		修士2年（本学博士課程進学予定者）	博士1年
		博士1年	博士2年
		博士2年	博士3年

(3) 実習実施年度及び参加資格

①実施年度

申込年度の翌年度に実施する。つまり、2026年度に介護等体験の参加申込をした場合、2027年度に実施となる。

②参加資格：以下の4つの要件を満たすこと。

(ア) 前年度に参加申込をしていること。

(イ) 参加申込時点で本学に在籍していること。

なお、教養学部前期課程2年次に申し込んだ後期課程進学内定者が進学内定を取り消された場合には、介護等体験に参加できない。

(ウ) 前年度冬に本郷キャンパスで実施される「介護等体験講習会」に参加していること。

(エ) 実施年度の指定された期間に必要な手続きを行い、実施する時点で在学していること。

(4) 参加申込方法

実習前年の5月中旬以降9月上旬の〆切日【2026年は9月1日（火）17時】までに、教育学部学生支援チームウェブサイトの「申込フォーム」より必要情報を登録すること（この際、必要に応じて「教育実習」「教職実践演習」についても同時に申し込むことができる）。きちんと登録できていれば折り返し、登録完了メールが登録したメールアドレスに届くので、必ず確認すること（迷惑メールフォルダに入ることがあるので、特に注意すること）。登録完了メールが送信されていない場合は、アドレス間違い等のトラブルが

想定されるので、教育学部学生支援チームまで申し出ること。なお、介護等体験は単位が付与される授業ではないため、履修登録は必要ない。

教育学部学生支援チームウェブサイト：<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/students/teacher/>

(5) 2027年度実施介護等体験（2026年度申込）実施日程（予定）

①申込

2026年5月中旬～9月1日（火）17時

②介護等体験実施前年度冬開催の「介護等体験講習会」に参加

詳細については、事前に通知する。

③必要書類の提出、保険への加入

介護等体験実施年度に、所属学部・研究科等の教務担当係の窓口において以下の手続きが必要となる。【手続期間については介護等体験を実施する年度の4月上旬を予定、別途通知】

(i) 介護等体験可能日程の申請

※申込者にメールにより通知されるウェブページから登録すること。

(ii) 介護等体験費用振り込みと、その控の提出

社会福祉施設（5日間）における介護等体験：11,000円（1日2,200円×5日分）

※様式は教育学部学生支援チームウェブサイトからダウンロード、控はA4白紙に貼付のうえ提出のこと。

※期間内に金融機関で振り込むこと。なお、上記の介護等体験費用額は改定される場合がある。

また、振り込み後に体験辞退の申し出があっても返金できないので、留意すること。

※特別支援学校（2日間）における介護等体験費用は当日の交通費などの実費のみとなる。

(iii) 介護等体験に対応した保険「学研災付帯賠償責任保険（Bコース）」への加入（所属部局窓口）

※加入には保険料210円が必要となる（保険料は改定される場合がある）。

④健康診断【於：保健センター】

2027年3月下旬～4月中旬（日程・場所等は2027年3月中旬頃までに通知する）

※検査項目…身体計測、胸部X線、問診・血圧

⑤介護等体験

特別支援学校（2日間）の体験施設・日程は、例年早ければ5月中頃に、社会福祉施設（5日間）の体験施設・日程は例年6月上旬頃に割り当てが決定し、通知される。施設・日程は、学生により異なる。

社会福祉施設（5日間）の体験施設・日程決定後、「介護等体験希望学生個人票」（様式は教育学部学生支援チームウェブサイトからダウンロード、要顔写真）を作成し、所属学部・研究科等の教務担当係へ提出すること。

体験にあたっては、「介護等体験マニュアルノート」（購入方法については別途連絡）を持参すること。2日間、5日間共に、最終日に「介護等体験証明書」に施設から記入・押印をしてもらうこと。また、5日間の体験が終了した後に、「介護等体験自己評価票」を作成すること。「介護等体験証明書」「介護等体験自己評価票」は、教育学部学生支援チームウェブサイトから様式をダウンロードすること。

⑥「介護等体験証明書」及び「社会福祉施設における介護等体験自己評価票」の提出

5日間の方の介護等体験が終了してから一週間以内に、「介護等体験自己評価票」（様式は教育学部学生支援チームウェブサイトからダウンロード）を作成のうえ、Excelファイル形式で教育学部学生支援チーム教職等担当（kyousyoku.p@gs.mail.u-tokyo.ac.jp）に電子メールにより提出すること。また、2日間・5日間の介護等体験がそれぞれ終了した後に、速やかに教育学部学生支援チーム窓口「介護等体験証明書」の写しを提出すること（電子メールでの提出も可）。原本は各自で大事に保管すること（証明書の再発行は行われていない）。

(6) 注意事項

- ①介護等体験の受入れは、東京都社会福祉協議会と各社会福祉施設が共に尽力する連絡調整のもとに決定されるものである。安易に辞退することがないように、教職に対する関心・意欲を各自で十分に確認してから申込をすること。
 - ②介護等体験において知り得た施設利用者のプライバシーに関する情報については、決して他に漏らさないこと。
 - ③施設利用者にとって生活の場、就労及び生活訓練の場であることを理解し、利用者の人権や尊厳を傷つけないよう格段の注意を心掛けること。
 - ④介護等体験においては、受入れ施設の担当者の指示に従って体験すること。
 - ⑤やむを得ない事情により体験日に施設へ行けない等の場合は、直接施設に連絡するだけでなく、必ず教育学部学生支援チーム教職等担当（TEL：03-5841-3909、E-Mail：kyousyoku.p@gs.mail.u-tokyo.ac.jp）にも連絡し指示を受けること。
 - ⑥施設によっては、健康診断書とは別に細菌検査結果書の提出を求められる場合がある。細菌検査は、保健センターで受けることができる（有料）ので、割り当てられた体験施設が細菌検査結果書の提出を求めている場合には、あらかじめ保健センターに相談すること。細菌検査は、検査を受けてから結果が出るまで時間がかかるため、余裕を持って早めに対応すること。
 - ⑦細菌検査結果書の提出を求められる施設の場合、指定日までに提出しないと介護等体験に参加できないので注意すること。
 - ⑧当然のことながら、介護等体験終了後は、感謝の意を込め、お世話になった方々へのお礼状を送付すること。
- ※介護等体験にかかる上記の日程については変更となる可能性もあるので、常に掲示・ウェブサイトを確認しておくこと。

【教育実習・介護等体験にかかる対応基準】

教育実習・介護等体験は、多くの学内外の方々のご協力により実施されるものである。訪れる場所はそれぞれの方の職場であり、プロフェッショナルの現場である。ついては、教育実習生・介護等体験生は、社会人としての常識ある振る舞いが求められ、教育実習校や介護等体験施設にご迷惑をお掛けすることは決して許されない。以下に、教育実習・介護等体験における手続き等に不備があった場合の本学の対応基準を具体的に挙げている。事前に熟読のうえ、これらの不備を生じさせることのないよう、社会人としての自覚と緊張感を持って、教育実習・介護等体験に臨みたい。

◆教育実習

	事象	取扱(原則)	取扱(例外)
事前・事後	前年度の申込期日遅れ	教育実習を実施できない。	申込期日遅れにやむを得ない理由がある場合には、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。 指定日までに理由書の提出が無い場合、理由に正当性が無いと判断された場合には、教育実習を実施できない。
	事前指導・事後指導(まとめの会)の遅刻・欠席	教育実習を実施できない。(事後指導の場合は、教育実習の単位が付与されない。)	遅刻・欠席にやむを得ない理由がある場合には、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。 指定日までに理由書の提出が無い場合、理由に正当性が無いと判断された場合には、教育実習を実施できない。正当性があると判断された場合には、別途代替措置を講ずる。
	書類提出期日遅れ	教育実習を実施できない。	やむを得ない理由がある場合には、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。 指定日までに理由書の提出が無い場合、理由に正当性が無いと判断された場合には、教育実習を実施できない。
	提出物不備(忘れ)		なお、提出不備により実習校に迷惑を掛けた場合は、理由書提出の有無にかかわらず、教育実習を実施できない。
実習当日	【母校・公立学校実習の場合】	実習校のご指導による。ただし、実習校から本学に、教育実習において実習校にご迷惑を掛けた等のご報告があった場合には、教育実習の単位が付与されない場合がある。	
	【附属中等教育学校の場合】 遅刻・欠席(事前連絡あり)	教育実習の単位が付与されない。	やむを得ない理由がある場合には、まず実習校と教育学部学生支援チームに事前連絡すること。追って、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。 理由に正当性が無いと判断された場合、事前の連絡が無い場合、指定日までに理由書の提出が無い場合には、教育実習の単位が付与されない。

◆介護等体験

	事象	取扱(原則)	取扱(例外)
事前準備	前年度の申込期日遅れ	介護等体験に参加できない。	申込期日遅れにやむを得ない理由がある場合には、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。 指定日までに理由書の提出が無い場合、理由に正当性が無いと判断された場合には、介護等体験に参加できない。
	前年度実施の介護等体験講習会遅刻・欠席	介護等体験に参加できない。	遅刻・欠席にやむを得ない理由がある場合には、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。 指定日までに理由書の提出が無い場合、理由に正当性が無いと判断された場合には、介護等体験に参加できない。正当性があると判断された場合には、別途代替措置を講ずる。
	体験日程決定後に、当該日程の都合がつかなくなった	介護等体験に参加できない。	都合がつかなくなったことについてやむを得ない理由がある場合には、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。その後、本学より体験施設に日程変更について交渉するが、日程変更が可能かどうかは体験施設のご事情による。体験施設のご事情が許さない場合には、介護等体験に参加できない。
	書類提出期日遅れ	介護等体験に参加できない。	やむを得ない理由がある場合には、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。 指定日までに理由書の提出が無い場合、理由に正当性が無いと判断された場合には、介護等体験に参加できない。
	提出物不備(忘れ)		なお、細菌検査の結果提出遅れ等、提出不備により体験施設に迷惑を掛けた場合は、理由書提出の有無にかかわらず、介護等体験に参加できない。
介護等体験当日	遅刻・欠席	体験中止となる。	やむを得ない理由がある場合には、まず体験施設と教育学部学生支援チームに事前連絡すること。追って、指定日までに教育学部学生支援チーム宛、理由書を提出すること。併せて、その裏づけとなるもの(病気の場合は診断書等)を提出すること。 理由に正当性が無いと判断された場合、事前の連絡が無い場合、指定日までに理由書の提出が無い場合には、体験中止となる。 なお、理由に正当性があっても、体験施設の判断や体験日時等の事情により、体験中止となることがある。

<教職実践演習>

教職実践演習は、教職課程における「集大成」として位置づけられるものであり、教育職員免許状の取得に必要な科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するために実施する。

(1) 履修対象者

- ①平成22年4月以降に入学した学部4年生。
- ②平成22年4月より前に学部に入学者で、平成25年3月までに「教職に関する科目」の「総合演習」を修得しなかった学部4年生。
- ③平成25年3月までに「教職に関する科目」の「総合演習」を修得しなかった大学院学生。

(2) 履修資格

- (ア) 指定された期間内に参加申込をしていること。
- (イ) 参加申込時点で本学に在籍していること。
- (ウ) 教職実践演習を履修する年度末までに、教育職員免許状の取得に必要な単位をすべて修得する見込みであること。ただし、一部の単位が未修得となる場合でも、その後の詳細な修得計画が立っていれば履修を認める場合がある。
- (エ) 教職実践演習を履修する年度末までに教育実習を終えていること。
- (オ) 授業開講時に在学していること。

(3) 履修申込方法

授業実施前年の5月中旬以降、授業実施年5月上旬の〆切日【2026年は5月8日（金）17時】までに、教育学部学生支援チームウェブサイトの「申込フォーム」より必要情報を登録すること。きちんと登録できていれば折り返し、登録完了メールが登録したメールアドレスに届くので、必ず確認すること（迷惑メールフォルダに入ることがあるので、特に注意すること）。登録完了メールが送信されてこない場合は、アドレス間違い等のトラブルが想定されるので、教育学部学生支援チームまで申し出ること。なお、この申込を持って履修登録とし、学務システムによる履修登録は必要ない。

教育学部学生支援チームウェブサイト：<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/students/teacher/>

(4) 履修カルテの作成について

「履修カルテ」とは、それぞれの学生が教職関係科目を履修し始めた時点から作成を始め、自身の学習内容、理解度等を把握するためのものである。学部4年次以降に履修する「教職実践演習」においては、受講時にこの履修カルテの提出が必要となる。作成にあたっては、印刷して手書きするのではなく、電子ファイルのまま作成すること。

「教職実践演習」は、学生のこれまでの教職課程の履修歴を把握し、それを踏まえて教員が指導することを基本とする科目である。このため、教職実践演習の履修対象者で、教育職員免許状の取得を希望し、教職関係科目を履修している者は、所定様式による「履修カルテ」を必ず作成すること。「履修カルテ」の様式は、教育学部学生支援チームのウェブサイトからダウンロードできる。

(5) 教職実践演習実施日程

第1回目の授業は、本郷キャンパスで2026年12月4日（金）5・6限となる予定である。以降の授業は、原則として金曜5・6限の実施を予定しているが、授業回によっては場所や曜日・開始時間が異なる場合があるので、注意すること。詳細は、第1回目の授業の際に説明する。

(6) 注意事項

- ①教職実践演習の目的をよく理解し、教職科目の履修状況や修得の見込みを各自で十分確認したうえで申込をすること。

②申込手続きを終えた後であっても、履修資格に該当しないと判断したときや、教職実践演習の履修者として不適格であると判断したときには、教職実践演習の履修を認めない場合がある。

※教職実践演習にかかる上記の日程については変更となる可能性もあるので、常に掲示・ウェブサイトを確認しておくこと。

＜学校体験活動＞（選択科目）

学校体験活動は、学校現場において就業体験を行い、教育実習・教員採用試験前に学校教育の実際を体験的に学ぶものである。

具体的には、授業実施の補助、学校行事や部活動への参加、事務作業の補助、放課後児童クラブや放課後教室及び土曜授業の補助等を、教育実習よりも長期間（ただし、一日当たりの時間数は少ないことを想定）にわたり体験する。

活動の期間や内容等により1単位のプログラム（「学校体験活動Ⅰ」）または2単位のプログラム（「学校体験活動Ⅰ」+「学校体験活動Ⅱ」）に分類され、修得した単位は、中学校教諭の免許状では2単位まで、高等学校教諭の免許状では1単位まで教育実習の単位に代えることができる。（なお、余剰単位は「大学が独自に設定する科目」の単位に含めることができる。）

学校体験活動は、本学及び受入校における事前指導への出席、学校体験活動の実施、毎回の活動後の自己評価シートの提出、事後指導への出席及び年度末の報告会への出席をもって、単位修得の要件とする。

(1) 学校体験活動にかかる手続き等の流れ

後掲「一種免許状取得までの一般的な流れ」を参照すること。

(2) 参加学年

学部後期課程3年以上及び大学院の学生。

(3) 参加資格

以下の4つの要件を満たすこと。

(ア) 参加申込時点で本学に在籍していること。

(イ) 実施年度（セメスター）の所定の期限までに参加申込を行い、選考に合格していること。

(ウ) 教育実習の実施に先だって学校体験活動の履修を開始すること。

(エ) 実施年度の指定された期間に必要な書類を提出し、実施時点で在学しており、かつ、実施する時点までに教育職員免許法上の認定科目「教育の基礎的理解に関する科目」のうち下記の※1～4の区分から2区分以上に跨って4単位以上修得済であること。

（要件を満たしている例：「教師論Ⅰ」「教育課程Ⅱ」を修得済）

※1 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

※2 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）

※3 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）

※4 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）

(4) 履修登録方法

実施年度の所定の期間に教育学部学生支援チームウェブサイトの「申込フォーム」より必要情報を登録すること。きちんと登録できていれば折り返し、登録完了メールが登録したメールアドレスに届くので、必ず確認すること（迷惑メールフォルダに入ることがあるので、特に注意すること）。登録完了メールが届

5. 免許状授与・申請手続等について

(1) 授与・申請手続きについて

免許状の授与を受けようとする者は、住所地の都道府県教育委員会に申請することとなる。本学の申請方法には、本学が在学生の免許状を一括して東京都に申請する「一括申請」（年度末3月の卒業（修了）時に交付）と、学生個人が住所地の都道府県教育委員会に直接申請する「個人申請」がある。

【一括申請】

年度末3月の卒業（修了）時に免許状の授与を希望する場合には、東京都教育委員会に対して、本学を通して免許状授与の申請をすることができ、これを「教育職員免許状大学一括申請」という。申込受付は例年7月頃、所属学部・研究科等の教務担当係で行われるので、掲示・ウェブサイト等を確認しておくこと。

ただし、「教育職員免許状大学一括申請」には、申請資格要件があるため、申請の可否や手続き期間等も含めた詳細については、事前に所属学部・研究科等の教務担当係に問い合わせ確認すること。

「教育職員免許状大学一括申請」を行った者は、所定の手続きを不備なく行い、東京都教育委員会の審査に合格した場合に、3月の卒業（修了）日以降に所属学部・研究科等において免許状が交付される。

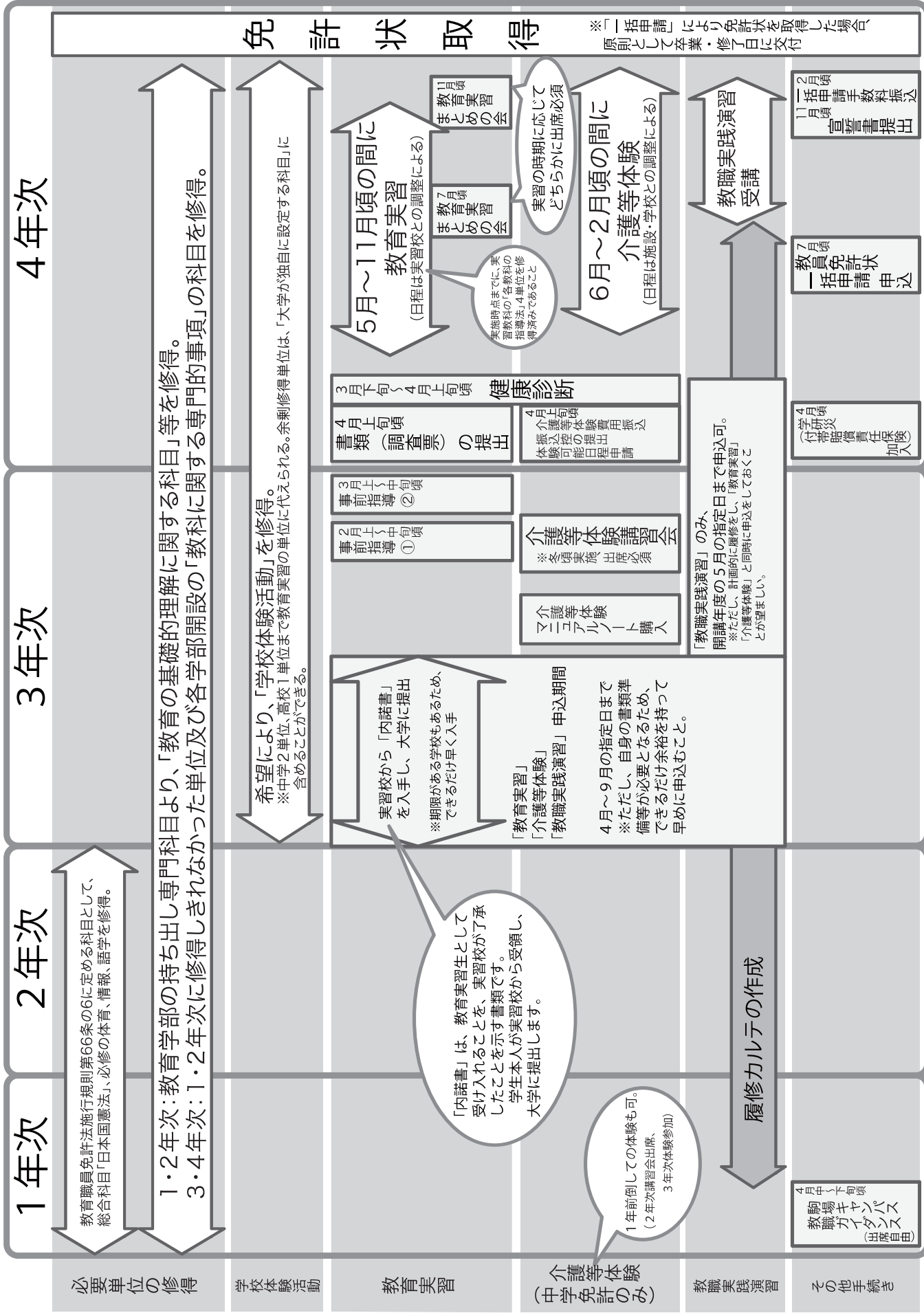
【個人申請】

学生個人が、住所地の都道府県教育委員会に直接申請をする。申請の手続きは、都道府県教育委員会によって異なり、免許状の交付までに時間がかかることや、受付停止期間を設けている場合も多いので、事前に関係するウェブサイトを確認、また、教育委員会の担当窓口へ相談するなどし、十分に確認しておくこと。

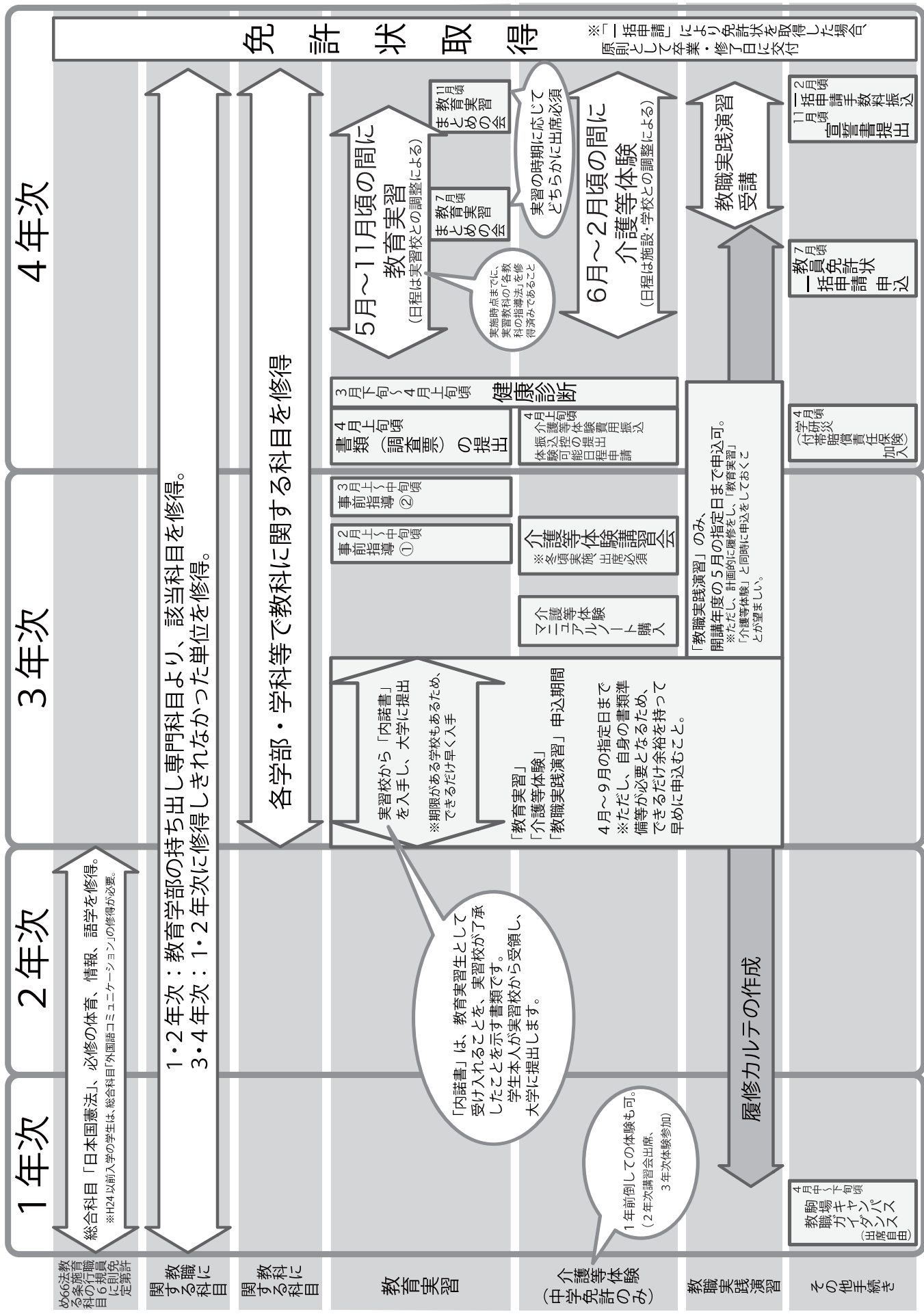
(2) 証明書について

免許状の授与を受けようとするにあたって、「学力に関する証明書」（教免法上の認定科目の修得状況等を証明する書類）の発行を各部局の担当係に依頼する必要がある。部局や発行時期により、証明書の発行まで時間がかかる場合があるため、あらかじめ確認しておくこと。また、他大学等で教育職員免許状にかかる単位を修得している場合は、あらかじめ当該大学等において「学力に関する証明書」を取得しておくことが望ましい。

6-1. 一種免許状取得までの一般的な流れ(新課程)



6-2. 一種免許状取得までの一般的な流れ(旧課程)



7. 教育職員免許状関係Q&A

【① 免許状の取得・申請】

Q①-1：東京大学で取得できる免許状の種類を教えてください。

A①-1：詳細については、「◆教育職員免許関連規則」の頁「(1) 東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則」の別表第1（学部）、別表第2（大学院）をご覧ください。

Q①-2：所属学部・研究科等で取得できない教科の免許状を取得することは可能ですか。

A①-2：可能です。他学部・他研究科等の教職科目を他学部・他研究科履修し、教育職員免許法施行規則第4条及び第5条において定められた最低修得単位数を満たした場合、可能となります。ただし、この場合、所属学部・研究科等のカリキュラムとは別に、単位を修得する必要があります。

Q①-3：他大学で修得した単位と、東京大学で修得した単位を合わせて免許状を取得することはできますか。また、一括申請の対象となりますか。

A①-3：他大学で修得した単位と、東京大学で修得した単位を合算し、免許状を取得することは可能です。ただし、免許状申請にあたっては、出身大学が発行する「学力に関する証明書」が必要となります。また、一括申請の対象となりえますが、大学（特に東京都以外の大学）によっては対象外になる可能性があります。詳細については、所属学部・研究科等の教務担当窓口にお問合わせください。

Q①-4：一括申請の場合、免許状はいつ交付されますか。

A①-4：一括申請の場合、原則として卒業・修了日に交付されます。

Q①-5：修士（博士）の学生ですが、一種免許状を取得希望です。一種免許状を取得するための単位を全て修得していますが、一括申請の対象になりますか。

A①-5：原則として、一括申請をする年度の年度末に所要資格を満たす場合は、対象となります。ただし、学生の単位修得状況により認められない場合もあるため、詳細については所属学部・研究科等の教務担当窓口にお問合わせください。

Q①-6：教員免許状を取得するために個人申請をする際は、どこの都道府県教育委員会で申請しても良いですか。

A①-6：住所地の都道府県教育委員会又は、教員として勤務する都道府県教育委員会で申請することになります。

【② 各種手続】

Q②-1：教員免許状を取得するには、どのくらいの費用がかかりますか。

A②-1：取得にかかる費用は、次のとおりです（本便覧発行現在。今後変更となる場合あり）。

(ア) 履修関係にかかる費用（中学校一種免許状取得の場合）

- ① 「社会福祉施設における介護等体験料」：〔 1日2,200円×5日分=11,000円 〕
- ② 「介護等体験マニュアルノート—社会福祉施設—」：〔 1,100円 〕
- ③ 「介護等体験に対応した保険「学研災付帯賠償責任保険（Bコース）」」：〔 210円 〕
- ④ 介護等体験で細菌検査結果書の提出が必要となる場合は、その検査費用：〔 2,000円程度 〕
- ⑤ 教育実習参加にあたり実習校へ実習費等の支払いが必要となる場合は、その費用：〔金額は実習校により異なる。〕

(イ) 免許状申請にかかる費用（令和7年度現在、東京都の場合）

〔 3,300円（一免許状につき。例えば、中高英語の免許状を申請する場合、免許状は2枚となるので、3,300円×2=6,600円となります。） 〕

※ 教育実習及び介護等体験における、学校までの交通費及び校外学習等の実費等は、自己負担となります。

【③ 単位・履修】

Q③-1：(一種・専修) 新課程における「大学が独自に設定する科目」、旧課程における「教科又は教職に関する科目」とは、どのような科目が該当し、どのように必要な単位を満たせばよいですか。

A③-1：一種免許では、新課程における「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」、旧課程における「教職に関する科目」と「教科に関する科目」の必要修得単位数を超えて修得した単位をそれぞれ「大学が独自に設定する科目」、「教科又は教職に関する科目」として充てることができます。また、「大学が独自に設定する科目」「教科又は教職に関する科目」としてのみ認定されている科目もあり、その科目の修得単位も充てることができます。専修免許では、専修免許の科目として認定されている科目から24単位以上を修得してください。

Q③-2：(一種) 学部後期課程(修士課程・博士課程)の学生ですが、教養学部前期課程開設の科目の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」を履修することができますか。

A③-2：教養学部前期課程開設科目は、教養学部前期課程所属の学生以外は履修できません。当該科目を修得していない場合には、所属学部・研究科等の教務担当窓口にご相談ください。

Q③-3：(一種) 修士課程(博士課程)の学生ですが、駒場キャンパスで開講されている教職に関する科目を履修することができますか。

A③-3：上記は、教育学部開設の科目であり、履修することが可能です。

Q③-4：(一種)「各教科の指導法」について、ある教科の「各教科の指導法」が別の教科の「教科又は教職に関する科目」(旧課程)「大学が独自に設定する科目」(新課程)の単位として認められますか。例えば、「国語科」の指導法は、「数学科」の「教科又は教職に関する科目」(「大学が独自に設定する科目」(新課程))の単位として認められますか。

A③-4：別教科の単位は、認められません。

Q③-5：(一種) 現在、教養学部前期課程に在籍していますが、教職科目は履修できますか。

A③-5：前期課程に在籍している学生が履修できる教職科目については、新課程では表3及び表4-1、旧課程では表8及び表9の「前期課程学生履修」の欄を参照してください。また、新課程の「教科に関する専門的事項」、旧課程の「教科に関する科目」は、進学選択決定後(2年A Semester)から履修することになります。

Q③-6：(一種) 基礎科目の「日本国憲法」を教養学部前期課程に在籍していた時に修得していませんが、今後どのような修得方法がありますか。

A③-6：(一種) 法学部で6単位分(「憲法(6単位：駒場キャンパスで開講)」)を履修することになります。この方法で取得することが難しい場合は、教育学部学生支援チームにご相談ください。

Q③-7：(一種) 複数の教科の免許を取得する場合、教科ごとに「教科に関する科目」(旧課程)「教科に関する専門的事項」(新課程)を修得することと思います。一方、「教職に関する科目」(「教科及び教職に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」以外(新課程))についても、取得する教科ごとに全てを修得する必要がありますか。

A③-7：「各教科の指導法」以外の科目については、取得する教科の数に合わせて複数回修得する必要はありません。1度修得したものが、本学で認定を受けている学校種の教科の免許取得に有効です。

Q③-8：(一種・専修) 教職科目は、卒業・修了に必要な単位に含まれますか。

A③-8：卒業・修了に必要な単位については、各学部・研究科等によって異なります。詳しくは、所属学部・研究科等の教務担当窓口にお問合わせください。

Q③-9：【旧課程】(一種)「教職に関する科目」の「教育課程及び指導法に関する科目」について、中学校免許の最低必修単位が12単位となっていますが、各区分の単位をすべて修得すると10単位となります。残りの2単位はどこから取ればよいのでしょうか。

A③-9：5つの区分のうちいずれかを2単位余分に修得し、合計12単位として下さい。

Q③-10：平成31年度から大学院に入学し、新課程が適用されることになりましたが、これまで修得した教職に関する科目や教科に関する科目の単位は有効でしょうか。

A③-10：これまで修得した単位は有効です。ただし、新課程で新たに設置された科目（「総合的な学習の時間の指導法」及び「特別支援教育総論」）があり、修得が必要です。「各教科の指導法」については、必要単位数が増加し、中学一種免許では8単位、高校一種免許では4単位の修得が必要です。また、「各教科教育法（基礎）」「各教科教育法（実践）」が開講される教科（国語、社会、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、英語）については、中学一種免許では基礎2単位と実践6単位（中学校社会科についてはこれによらず、地理歴史分野の「基礎」2単位と「実践」2単位、公民分野の「基礎」2単位と「実践」2単位の合計8単位）、高校一種免許では基礎2単位と実践2単位の修得が必要です。なお、旧課程において修得した「各教科の指導法」の科目は、当該教科の新課程「各教科教育法（基礎）」もしくは「各教科教育法（実践）」に読み替えることができます。（前掲の2.（3）「旧課程で修得した科目の新課程における認定」を参照してください。）

Q③-11：令和2年度入学者です。「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」と「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得済みですが、令和4年度から変更となった事項「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」教育の方法及び技術「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」はさらに修得する必要がありますか。

A③-11：令和3年度までの事項「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、令和4年度より「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に変更されましたが、経過措置により、令和3年度までに修得した「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」とみなされます。

また、令和3年度までの事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、令和4年度より「教育の方法及び技術」に変更され、新たに、事項「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が加わりました。「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は令和4年度以降入学の学部生及び令和4年度以降に新たに科目等履修生となった者（大学院生で一種免許を取得するために学部科目を履修する者）に適用されます。令和3年度以前の入学者は、以下①②に該当する場合、経過措置により、改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目を修得すれば、改正後の「教育の方法及び技術」および「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の両方の科目を修得したとみなすことができるので、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目を新たに修得する必要はありません。また、修得をしても免許状取得の必要単位には算入されません。

① 令和4年3月31日時点で在学している者で、卒業するまでに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目を修得する者。ここで言う「在学している者」には、科目等履修生（大学院生で一種免許を取得するために学部科目を履修する者）として在籍する場合も含まれる。この場合、大学院の修了の時期に関わらず、令和3年度を起点として教職課程を修了するまで年度毎の教職課程科目の継続した履修が必要。

② 令和4年3月31日時点で、既に改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目を修得した者。

Q③-12：大学院での教職科目として認定されている授業科目は、一種免許の単位として認められますか。

A③-12：認められません。一種免許の課程は学部、専修免許の課程は修士課程にそれぞれ設置されており、大学院の教職科目として認定されている授業科目は専修免許取得のための単位としてのみ有効です。ただし、大学院生が、一種免許の取得のために、学部科目を他学部履修することは可能です。

【④ 教育実習】

Q④-1：高等学校一種免許状取得のため、教育実習Ⅰ（2週間3単位）の教育実習を行いました。中学の免許も取得することにしました。改めて教育実習Ⅱ（3～4週間5単位）を取得する必要がありますか。

A④-1：教育実習Ⅱ（3～4週間5単位）の教育実習を取得する必要はありません。再度、教育実習Ⅰ（2週間3単位）を取得することで足りる。

Q④-2：中学校（高校）教員志望ですが、教育実習は高校（中学）に行っても問題ありませんか。

A④-2：問題はありますが、免許状取得にあたっては、可能な限り志望する学校種で実習を行うことが望ましいです。

Q④-3：既に、ある教科で本学における教育実習を修得しています。本学で認定を受けている別の教科で免許状を取得する際に、その教育実習の単位は認められますか。

A④-3：認められます。参考として、上記Q③-7も併せてご覧ください。

Q④-4：教育実習の参加資格のひとつに、実施する時点までに、実習を行う教科にかかる「各教科の指導法」を修得済（旧課程：2単位、新課程：4単位）であることとありますが、実習を行う教科と別の教科の「各教科の指導法」の単位修得により教育実習を実施することはできますか。

A④-4：できません。必ず教育実習を実施する教科の「各教科の指導法」を修得してください。なお、「社会科の指導法」としての認定には、地理歴史分野と公民分野の両方の修得が必要となりますので、「社会科・地理歴史科教育法」及び「社会科・公民科教育法」の両方を修得してください（平成30年以前開講の「社会科教育法」を修得済の者を除く）。

Q④-5：教育実習を行う年度に、休学（留学）することになりました。単位は付与されますか。

A④-5：教育実習の参加資格に、「・・・実施する時点で在学しており、・・・」とあるため、少なくとも教育実習を実施する期間中は在学していなければなりません。また、単位が付与されるには、単位が付与される際に在学している必要があります（休学期間中に単位は付与されません）。

Q④-6：教育実習中に欠席せざるをえない授業の扱いはどうなりますか。

A④-6：個別に、授業担当教員に相談してください。また、所属学部・研究科等の教務担当窓口において「教育実習期間証明書」を発行することができるので、必要に応じて申請してください。

Q④-7：教育実習を行いました、S1S2タームの成績表に表記されていません。

A④-7：教育実習は、教育実習実施年度の年度末に単位が付与されます。

Q④-8：教育実習の実習校は、どのように決まるのでしょうか。

A④-8：実習校は、学生の希望により、主に母校、東京大学教育学部附属中等教育学校、東京都公立学校のいずれかとなります。学校によりそれぞれ手続方法が異なるため、「4. 教育実習・介護等体験・教職実践演習・学校体験活動について」頁の「<教育実習> (5) 実習校への参加申込方法」を参照してください。

Q④-9：「教育実習事前指導」や教育実習事後指導の「まとめの会」に出席できませんが、教育実習を行うことはできますか。

A④-9：できません。

Q④-10：教育実習を申し込みましたが、辞退したいです。

A④-10：安易な気持ちでの申込や辞退は基本的には認められませんが、諸事情によりやむなく辞退をする場合は、所属学部・研究科等の教務担当窓口にご相談ください。

【⑤ 介護等体験】

Q⑤-1：介護等体験は、高等学校一種免許状取得には必要となりますか。

A⑤-1：必要ありません。小学校一種免許状と中学校一種免許状取得の際には必要となります。ただし、近年は、教員採用において中学、高校両方の免許状取得を求められることが増えてきているので、出来る限り中学高校両方の免許状を取得しておくことが望ましいといえます。

Q⑤-2：介護等体験中に欠席となる授業の扱いはどうなりますか。

A⑤-2：個別に、授業担当教員に相談してください。その際に、所属学部・研究科等の教務担当窓口において、「介護等体験期間証明書」を発行することができるので、必要があれば申請してください。

Q⑤-3：介護等体験における2日間と5日間の介護等体験先の違いは何ですか。

A⑤-3：2日間の方は、東京都が運営している特別支援学校における体験となります。5日間の方は東京都社会福祉協議会の福祉施設（老人ホームや障害者支援施設など）における体験となります。

Q⑤-4：介護等体験の日程が決定した後、日程の変更はできますか。

A⑤-4：原則として、日程の変更はできません。

Q⑤-5:介護等体験(2日間・5日間)が終了した後、それぞれの体験先に押印していただいた「介護等体験証明書」はどうすれば良いですか。

A⑤-5:2日間・5日間の介護等体験がそれぞれ終了した後、教育学部学生支援チーム窓口に写しをご提出ください(電子メールでの提出も可)。原本は各自で大切に保管してください。免許状を申請する際に必要となります。なお、施設による証明書の再発行は行っておりませんので、絶対に紛失しないでください。

Q⑤-6:介護等体験を行う年度に、休学(留学)することになりました。体験は可能ですか。

A⑤-6:介護等体験を実施する時点で在学していれば、可能です。あらかじめ、体験可能期間について学生に申し出てもらい、体験日程の調整を行っています。ただし、体験施設の都合により、必ずしも希望が通るとは限りませんので、ご承知おきください。

Q⑤-7:「介護等体験講習会」に出席できませんが、介護等体験に参加できますか。

A⑤-7:「介護等体験講習会」は参加必須のため、欠席した場合は、介護等体験に参加できません。

Q⑤-8:介護等体験を申し込みましたが、辞退したいです。

A⑤-8:介護等体験は、準備の段階から学外の施設の方が関係しているため、途中で辞退をすると、多くの人に多大な迷惑を掛けることとなります。そのため、安易な気持ちでの申込や辞退は認められません。しかし、やむをえない事情により辞退をする場合は、所属学部・研究科等の教務担当窓口にご相談ください。

【⑥ 教職実践演習】

Q⑥-1:教職実践演習を履修する年度に、休学(留学)することになりました。単位は付与されますか。

A⑥-1:教職実践演習の参加資格に、「授業開講時に在学していること。」とあるため、授業開講時に在学していなければ、単位は付与されません。休学(留学)が授業と重複しなければ、修得可能ですが、単位が付与されるには、単位が付与される際に在学している必要があります(休学期間中に単位は付与されません)。

Q⑥-2:教職実践演習の詳細について教えてください。

A⑥-2:学務システム(UTAS)のシラバスをご参照ください。

Q⑥-3:年度末までに、教育職員免許状の取得に必要な単位をすべて修得する見込みがありませんが、教職実践演習を受講できますか。

A⑥-3:教職実践演習は、教職課程における「集大成」として位置づけられるものであるため、原則として受講できません。詳細については、「4.教育実習・介護等体験・教職実践演習・学校体験活動について」頁の「<教職実践演習>(2)履修資格」をご参照ください。

Q⑥-4:教職実践演習を申し込みましたが、辞退したいです。

A⑥-4:安易な気持ちでの申込や辞退は基本的には認められませんが、諸事情によりやむなく辞退する場合は、所属学部・研究科等の教務担当窓口にお申し出ください。

【⑦平成31年4月1日施行の教育職員免許法の適用範囲】

Q⑦-1:平成31年4月1日より教育職員免許法及び同施行規則が施行されましたが、新課程が適用されるのは、何年度入学者からですか。

A⑦-1:新課程は、平成31年度以降に学部または大学院に新たに入学した者に適用されます。なお、学部から大学院に間を置かずに進学した場合も、新たに入学した者と見なされます。

Q⑦-2:平成31年4月1日以降で旧課程が適用されるのは、どのような場合ですか。

A⑦-2:以下に示す、新課程適用チェック表を活用してください。

●新課程適用チェック表

<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/students/teacher/wp/wp-content/uploads/2024/01/checksheet.pdf>

8. 2026(令和8)年度「教科に関する専門的事項」として認定される科目について

2026(令和8)年度に開講される「日本史学特殊講義」「東洋史学特殊講義」「西洋史学特殊講義」のうち、「教科に関する専門的事項」として認定される開講科目名は下表のとおりである。

下表に記載のない類似名称科目は修得しても「教科に関する専門的事項」として認定されないので注意すること。

認定科目名	開講科目名
日本史学 特殊講義	日本史学特殊講義Ⅰ
	日本史学特殊講義Ⅱ
	日本史学特殊講義Ⅲ
	日本史学特殊講義Ⅳ
	日本史学特殊講義Ⅴ
	日本史学特殊講義Ⅵ
	日本史学特殊講義Ⅶ
東洋史学 特殊講義	東洋史学特殊講義Ⅰ
	東洋史学特殊講義Ⅱ
	東洋史学特殊講義Ⅲ
	東洋史学特殊講義Ⅶ

認定科目名	開講科目名
西洋史学 特殊講義	西洋史学特殊講義Ⅰ
	西洋史学特殊講義Ⅱ
	西洋史学特殊講義Ⅲ
	西洋史学特殊講義Ⅳ
	西洋史学特殊講義Ⅴ
	西洋史学特殊講義Ⅵ
	西洋史学特殊講義Ⅶ
	西洋史学特殊講義Ⅷ
	西洋史学特殊講義Ⅸ
	西洋史学特殊講義Ⅹ
	西洋史学特殊講義Ⅺ
	西洋史学特殊講義Ⅻ
	西洋史学特殊講義Ⅼ
	西洋史学特殊講義Ⅾ
	西洋史学特殊講義ⅰ

◆ 附属図書館サービス案内

東京大学には、本郷地区キャンパスの総合図書館、駒場地区キャンパスの駒場図書館、柏地区キャンパスの柏図書館という3つの拠点図書館があり、加えて各学部・研究科や研究所等にそれぞれ設置された27の部局図書館があります。これら30の図書館・室が一体となってサービスを提供しているのが「東京大学附属図書館」です。

本郷地区キャンパスの総合図書館は、所蔵資料数や建物面積等でも附属図書館の中で最大規模です。多くの図書・雑誌を擁し、大閲覧室やグループ学習に利用できるプロジェクトボックス、閲覧個室や個人用防音ブース、教育用計算機システム（ECCS）端末などもある本館と、グループワークやディスカッションなど会話をしながら学習・研究が行える別館ライブラリープラザ（LP）から構成されています。

駒場図書館は前期課程の学生にとって最も身近な図書館であり、駒場地区キャンパスでの多彩な講義や学習に即した幅広い分野の学習用図書と自習環境を提供しています。柏図書館は柏地区キャンパスの中心的な図書館であるとともに、自然科学系雑誌のバックナンバー40万冊以上が収納された自動書庫を備えています。

部局図書館はそれぞれの学部・研究所等の特色を反映した個性豊かな図書館・室です。利用の際は、附属図書館ウェブサイト「図書館一覧」のページから各図書館・室の案内をご確認ください。

- ・ 附属図書館ホームページ <https://www.lib.u-tokyo.ac.jp/>

以下は、附属図書館全体のサービス案内です。

1. 図書館利用のための登録

学部学生・大学院学生は、学務システム（UTAS）に連絡先が登録されていれば図書館利用のための登録手続きは不要です。研究生等これに該当しない方は学生証を持参し、所属部局の図書館で手続きを行ってください。

2. 資料の検索

東京大学OPACでは、各図書館が所蔵する図書や雑誌の他、利用可能な電子ブック、電子ジャーナルを検索することができます。また、利用できるデータベースも多数ありますので、確認してみてください。

- ・ 東京大学OPAC <https://opac.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/>
- ・ データベース一覧 <https://www.lib.u-tokyo.ac.jp/ja/library/literacy/database>
- ・ E-journal & E-book Portal <https://vs2ga4mq9g.search.serialssolutions.com/>（電子ジャーナルと電子ブックのみを検索）

学外から電子ジャーナル、電子ブック、データベースを利用する場合は、EZproxyをご利用ください。（本学所属者限定。UTokyo Accountでサインインしてください。）

- ・ 学外からの利用 <https://www.lib.u-tokyo.ac.jp/ja/library/literacy/user-guide/campus/offcampus>

3. 資料やコピー取り寄せサービス等

東京大学OPACのMyOPACは、図書館を利用する方の個人専用ページです。

MyOPACにログインすると、学内の異なるキャンパスにある資料の取り寄せ（無料）、雑誌論文のコピーの取り寄せ（有料）、学外の大学図書館等からの資料やコピーの取り寄せ（有料）、貸出期間の延長、購入希望図書のリクエスト、検索結果のブックマーク等、様々な図書館サービスを利用することができます。

- ・ MyOPAC https://opac.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/opac/opac_search/?loginMode=disp

4. 図書館への調査質問・レファレンスサービス

各図書館では、利用案内に加え、必要な資料や情報を得るための支援サービスを行っています。質問は各図書館の窓口でも、ウェブ上（ASKサービス）でも受け付けています。

- ・ ASKサービス <https://opac.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/opac/ask/>

5. 他大学の図書館の利用

他大学の図書館の利用には、事前連絡や紹介状の持参が必要となる場合があります。所属部局の図書館にお問い合わせください。

6. 東京大学の研究成果の公開

東京大学の研究成果（学術論文、学位論文、研究報告書等）を蓄積・保存し、広く発信することを目的としたサービスです。

- ・ UTokyo Repository <https://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/>

7. 東京大学のデジタルコレクション（デジタルアーカイブ）

貴重図書や特色ある文庫などをデジタル化し、ウェブ上で公開しています。

- ・ 附属図書館コレクション一覧 <https://www.lib.u-tokyo.ac.jp/ja/library/contents/collection>
- ・ 東京大学デジタルアーカイブポータル <https://da.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/>（学内横断検索）

8. 講習会への参加

図書館では、文献の探し方、データベースの使い方を学ぶ講習会を開催しています。レポートのための文献探し、各専門分野のデータベースの使い方など、図書館員や専門の講師がご案内します。

- ・ Literacy（リテラシー）講習会 <https://www.lib.u-tokyo.ac.jp/ja/library/literacy/training>

◆ 教育活動における情報システムの利用案内

1. はじめに

ここでは、教育活動において利用できる情報システムについて説明します。利用を開始するには utelecon(東京大学における情報システムの総合案内サイト)ポータルサイトの学生向けスタートアップサイト <https://utelecon.adm.u-tokyo.ac.jp/oc/> にアクセスしてください。

以下に、各システムの概況を示します。

2. UTokyo Account

UTokyo Account は、大学の情報サービスを利用するために提供される統合的なアカウントです。1234567890@utac.u-tokyo.ac.jp というような形式となっていて、先頭の 10 桁の数字 (共通 ID) は入学時に割り当てられ、生涯変わりません。UTokyo Account で学生向けシステムやサービス (証明書自動発行機など) が利用できます。(共通 ID は学生証の右下に書かれた数字列の下 10 桁です。) メールアドレスを登録しておけばパスワードを忘れてしまった場合、オンラインでリセットすることができます。重要なアカウントですのでセキュリティ対策として多要素認証 (MFA) の設定が必須となっています。

https://utelecon.adm.u-tokyo.ac.jp/utokyo_account/

手続きはオンラインで完了できるようになっていますが、万一、どうしてもアクセスできなくなってしまった場合には、身分証をもって所属部局の学務窓口にご相談ください。

3. UTAS と UTOL

UTAS (UTokyo Academic affairs System) は履修登録や成績確認など学生への情報サービスの提供をしています。休講・補講・教室変更に関する情報を掲出しているのので、普段からこまめに確認するようにしてください。また、登録している電話番号・メールアドレス・住所などの個人情報に変更があったときは、すみやかに更新してください。

UTOL (UTokyo Learning Management System) は授業教材の配布・授業課題の提出などに使用するシステムです。教材の追加や課題の出題等があったときに、メール等で通知を受け取ることができます。使い方については以下のウェブページを参照してください。

<https://utelecon.adm.u-tokyo.ac.jp/utol/>

4. 教育用計算機システム (ECCS) と ECCS クラウドメール

2026 年 4 月より、教育用計算機システム (ECCS) は、ChromeOS 端末により構成された新しいシステム (ECCS2026) が本稼働いたします。700 台以上の Chromebook 端末を、本郷、駒場、柏の各キャンパスに分散して配置しています。これらの端末では、ChromeOS 上で動作するアプリケーションの他、仮想デスクトップ環境 (Windows 365 Frontline) に接続し (要予約)、MS Office、MATLAB 等のアプリケーションソフトや、プログラミング言語が利用できます。

UTokyo Account をお持ちの学生は、後述する ECCS クラウドメールアドレスで ECCS2026 端末にログインして利用することができます。(従来あった利用権の申請は不要となりました。)

この他、BYOD 端末(個人利用の持ち込み PC 等)を充電でき、接続して利用できるモニターやキーボードなどの機器が 1000 セット以上あります。

ECCS 端末は駒場情報教育棟、浅野の情報基盤センター、駒場図書館、総合図書館、柏図書館の他、各学部・研究科が管理する演習室等にも設置されています。駒場情報教育棟、駒場図書館、総合図書館では utelecon 相談員による対面サポートも受けることができます。

詳しくは、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://utelecon.adm.u-tokyo.ac.jp/eccs/>

学生の教育・研究活動のために ECCS クラウドメールのアドレスが与えられます。ECCS クラウドメールは、Gmail (Google Workspace for Education) を使用しています。メールアドレスのドメインは

@g.ecc.u-tokyo.ac.jp で、ローカルパート (@ より前の部分) は各自で変更可能です。詳しくは以下のウェブサイトを参照してください。

<https://utelecon.adm.u-tokyo.ac.jp/google/>

5. その他のサービス

ハイブリッド・オンライン授業や教育・研究活動におけるコミュニケーションのため Zoom や Slack などのサービス、文書作成やデータ処理などのための Microsoft Office、データ分析・データ活用のための MATLAB といったソフトウェア、キャンパス無線 LAN サービスの UTokyo Wi-Fi、学外から学内ネットワークを利用できる UTokyo VPN、学外からの電子ジャーナルアクセス EZproxy サービスなど、すべて UTokyo Account で利用可能です。詳しくは utelecon サイトからご利用ください。

<https://utelecon.adm.u-tokyo.ac.jp/>

6. 問い合わせ先

利用に関する質問：utelecon サポート窓口 <https://utelecon.adm.u-tokyo.ac.jp/support/>

担当部署：情報基盤センター情報メディア教育研究部門 (ECCS, UTOL, ECCS クラウドメールなど)

情報システム本部・本部情報戦略課 (UTokyo Account, UTAS, Zoom, Slack, Microsoft License, UTokyo Wi-Fi, UTokyo VPN など)

◆ 学生関係事務案内

本学において、教務・学生支援等に係る事務の窓口は学部・研究科ごとに置かれていますが、本部事務組織で学生に直接関係の深い課・チームとその仕事の分担は次のとおり（令和8年2月現在）です。

なお、「◆キャリアサポート室」、「◆相談支援研究開発センター総合窓口」、「◆学生相談所」、「◆コミュニケーションサポートルーム」、「◆精神保健支援室」、「◆ピアサポートルーム」及び「◆バリアフリー推進オフィス」については、別途各頁を参照ください。

1. 学務課

総務・企画チーム

学生生活の向上に資するため、「学生生活実態調査」を行い、その調査結果の報告書を東京大学ホームページにて公表しています。

2. 学生支援課

学生生活チーム

学生諸君の課外活動のうち、主として文化活動等に関する部門を担当しています。詳細については、直接窓口でお聞きください。

- (ア) 学生団体の設立・継続及び学外活動の届出並びに活動上の諸申請・相談等に関すること
- (イ) 届出学生団体等による課外文化活動施設の使用に関すること
- (ウ) 学生団体の旅行申込に係る学校長の承認に関すること
- (エ) 全学共用掲示場における掲示・立看板掲出の届出に関すること
- (オ) 五月祭に係る全学協議等に関すること
- (カ) 学生表彰（東京大学総長賞）に関すること
- (キ) 学生の私服（アカデミックガウン）及び「東京大学の歌」に係る調整等に関すること
- (ク) 国立科学博物館・東京国立博物館・国立美術館の協定利用に関すること
- (ケ) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）の全学加入に関すること
- (コ) 学生の自治活動に関すること

体育チーム

学生諸君の課外活動のうち、主として体育活動に関する部門を担当しています。詳細については、直接窓口でお聞きください。

- (ア) 本郷地区の体育施設、検見川総合運動場・検見川セミナーハウス及び保健体育寮（スポーティア）に関すること
 - (イ) 御殿下記念館の使用に関すること
 - (ウ) 運動用具の貸出に関すること
 - (エ) 東京大学運動会に関すること
- ※東京大学運動会ホームページ (<https://services.undou-kai.com>)
- ※「◆運動会」の頁を参照

3. 奨学厚生課

授業料等免除チーム

入学科・授業料免除及び入学科・授業料徴収猶予を担当しています。

詳細については、東京大学ウェブサイトの「教育・学生生活」→「授業料・奨学制度・宿舍等」→「授

業料等の免除」に掲載（前期2月中旬頃、後期7月末頃）します。

奨学チーム

留学生以外の東大独自の奨学金、日本学生支援機構による奨学金、財団等外部団体などによる奨学金を担当しています。

奨学金（奨学制度インデックス）ウェブサイト <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02.html>

厚生チーム

学生宿舎の提供、福利厚生施設の管理に関することを担当しています。

(ア) 学生宿舎（三鷹国際学生宿舎を除く）に関すること

（「◆学生宿舎案内 -三鷹国際学生宿舎を除く-」のページを参照）

(イ) 本郷地区の福利厚生施設（消費生活協同組合、構内専門店）の管理に関すること

（構内で臨時に物品を販売するときは、当チームでの手続が必要です。）

国際厚生チーム

外国人留学生の宿舎等の住居に関することを担当しています。

(ア) 外国人留学生の宿舎入居者選考に関すること

(イ) 東京国際交流館等学外の宿舎への推薦に関すること

国際奨学チーム

海外留学及び私費外国人留学生向けの奨学金制度（東大独自の奨学金、日本学生支援機構による奨学金、財団等外部団体などによる奨学金）を担当しています。

(ア) 学生の海外留学に係る各種奨学金に関すること

ウェブサイト <https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/scholarship-index.html>

(イ) 私費外国人留学生向けの各種奨学金に関すること

ウェブサイト <https://www.u-tokyo.ac.jp/en/prospective-students/privateorg.html>

(ウ) 東京大学外国人留学生支援基金「奨学金給付事業・見舞金支給事業・一時金貸付事業」に関すること

4. 国際教育推進課

グローバル教育センターが担当する国際総合力認定制度、留学・国際教育プログラム、全学交換留学、グローバル教養科目に関する事務、留学生向けイベント等を担当しています。

(ア) 国際総合力認定制度に関すること

(イ) 留学・国際教育プログラム、全学交換留学（USTEP）に関すること

(ウ) グローバル教養科目に関すること

(エ) 学生交流広場の利用に関すること

(オ) 留学生の在留資格に関すること

(カ) 留学生向けイベント情報の提供に関すること

(キ) 国費外国人留学生の受入れ手続きに関すること

(ク) 留学生支援室、日本語教育部門が実施する各種業務（留学生の生活・修学に関する相談、日本語教育

- 等) の支援に関すること
- (ケ) UTokyo Global Unit Courses (UTokyo GUC) に関すること
 - (コ) グローバルリーダー育成プログラム-I に関すること
 - (サ) グローバルリーダー育成プログラム-II (トライリンガル・プログラム) に関すること

国際総合力認定制度 <https://globe.u-tokyo.ac.jp/ja/ggg.html>

Go Global ウェブサイト (海外留学情報)

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/index.html>

グローバル教養科目ウェブサイト <https://globe.u-tokyo.ac.jp/ja/globalliberalarts.html>

東京大学留学生支援ウェブサイト <https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/inbound/ja/>

グローバル教育センター日本語教育部門ウェブサイト <https://globe.u-tokyo.ac.jp/nkc/ja/index.html>

UTokyo Global Unit Courses (UTokyo GUC) ウェブサイト

<https://www.u-tokyo.ac.jp/en/prospective-students/guc.html>

グローバルリーダー育成プログラム-I ウェブサイト <https://globe.u-tokyo.ac.jp/ja/glpi.html>

グローバルリーダー育成プログラム-II (トライリンガル・プログラム) ウェブサイト

<https://globe.u-tokyo.ac.jp/ja/glpii.html>

◆ 入学料免除及び徴収猶予の取扱いについて

(学部通則 第49条の2、3、4 参照)

(大学院学則 第37条第1項 参照)

入学料免除及び徴収猶予の取扱いについては、下記要領により行います。本人からの申請により審査のうえ、決定します。

記

〈入学料免除〉

1. 新入学者（研究生、聴講生及び科目等履修生として入学する者を除く。以下同じ）で次の各号の1に該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる学生は審査のうえ、入学料の全額又は一部が免除される制度があります。
 - (1) 経済的理由により、入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められたとき（大学院入学許可者のみ）。
 - (2) 入学前1年以内において、入学を認められた者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学を認められた者若しくはその者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。
 - (3) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由があるとき。
2. 前項の該当者であって、免除を受けようとする学生は、申請期間に必要な書類を提出してください。
3. その他、学部学生については、入学月から日本学生支援機構給付奨学生に採用された場合に、その採用区分により入学料の全額または一部が免除されます。

〈入学料徴収猶予〉

1. 新入学者で次の各号の1に該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる学生は審査のうえ、入学料の徴収が猶予される制度があります。
 - (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
 - (2) 入学前1年以内において、大学に入学する者の学資負担者が死亡し、又は大学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められるとき。
 - (3) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由があるとき。
2. 前項の該当者であって、徴収猶予を受けようとする学生は、申請期間に必要な書類を提出してください。

○入学料の免除及び徴収猶予の理由が消滅したときは、その許可は取り消されます。

申請時期は春季・秋季入学者とも、各期入学手続期間中です。詳細は、各学部・研究科等・本部奨学厚生課掲示板に掲示するとともに東京大学ウェブサイトの「教育・学生生活」→「授業料・奨学制度・宿舍等」→「授業料等の免除」に掲載（前期2月中旬頃、後期7月末頃）しますので、見落とさないように注意してください。

◆ 授業料免除及び徴収猶予の取扱いについて

(学部通則 第55条、56条、57条、58条 参照)

(大学院学則 第39条第1項 参照)

授業料免除及び徴収猶予の取扱いについては、下記要領により行います。本人からの申請により前期・後期ごとに審査し、決定します。

記

〈授業料免除〉

1. 学生（研究生、聴講生及び科目等履修生を除く。以下同じ。）で、各号の1に該当する者は審査のうえ、前期又は後期ごとに授業料の全額又は一部が免除される制度があります。また、学部学生（留学生除く）で世帯の総所得金額が358万円以下（給与収入600万円以下）（2024年度以前の入学者は218万円以下（給与収入400万円以下））の者は、学力基準及び家計基準による審査のうえ、授業料が全額免除となることもあります。
 - (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められるとき。
 - (2) 次の1に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められるとき。
 - ア、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が風水害等の災害を受けた場合
 - イ、ア、に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合
2. 前項の該当者であって、免除を受けようとする学生は、申請期間に必要な書類を提出してください。
3. 学部学生が、日本学生支援機構給付奨学生（以下「給付奨学生」という。）に採用されている場合には、その採用区分によらず全額免除となります。なお、給付奨学生に採用されていない学部学生が授業料免除を申請する場合は、原則として給付奨学生の採用申請が併せて必要になりますので注意してください。

〈授業料徴収猶予〉

1. 学生で、次の各号の1に該当する者は、授業料の徴収が猶予される制度があります。
 - (1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であるとき。
 - (2) 次の1に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められるとき。
 - ア、学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - イ、ア、に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合
2. 前項の該当者であって、徴収猶予を受けようとする学生は、申請期間に必要な書類を提出してください。

○授業料の免除又は徴収猶予の理由が消滅したときは、その許可は取り消されます。

申請時期等の詳細は、各学部・研究科等・本部奨学厚生課掲示板に掲示するとともに東京大学ウェブサイト「教育・学生生活」→「授業料・奨学制度・宿舍等」→「授業料等の免除」に掲載（前期2月中旬頃、後期7月末頃）しますので、見落とさないように注意してください。

◆ 海外留学について

学生の海外留学を支援するため、以下のようなプログラムや奨学金事業を実施すると共に、広く情報提供も行っています。最新の状況は、必ず各プログラムのウェブサイト等で確認してください。

1. 留学プログラム

(1) 交換留学（大学を通じて応募）

1学期～1年の間、東京大学が学生交流覚書を締結している海外の大学（以下、「協定校」とする）において、科目を履修したり、研究指導を受けたりすることができます。

留学期間中、協定校において授業料は徴収されず、東京大学の授業料を東京大学に納めます。

協定校で取得した単位は、学生が所定の手続きを行い、所属する学部・研究科等（以下「部局」とする）で認められた場合、東京大学の単位として認定されます。

交換留学は、全学レベルで行う全学交換留学制度と部局レベルで行う部局間交換留学制度があります。

(2) 3ヶ月未満の短期留学

東京大学が海外の大学と協力して実施するプログラムのほか、加盟する国際大学連合、海外の有力大学などが実施するプログラムに参加する機会があります。

2. 海外派遣奨学金

東京大学独自の奨学金、日本学生支援機構による奨学金、財団等外部団体による奨学金など、様々な海外派遣用の奨学金制度を取り扱っています。

3. 留学に関する情報提供

東京大学では例年5月に駒場キャンパスで開催する留学フェアや各種説明会の開催のほか、ホームページ、ガイドブック、UTASでの通知等を活用し、積極的に留学関係の情報提供を行っています。

Go Global ウェブサイト

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/index.html>

Go Global ガイドブック

https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/top-sitemap_00001.html

◆ 学生宿舎案内－三鷹国際学生宿舎を除く－

学生宿舎

名 称	所 在 地	通学所要時間	定 員	食堂の有無
豊島国際学生宿舎 A棟、B棟 (男性/女性フロアの別あり。A棟の一部に性別を問わず入居可能な居住エリアあり。)	東京都豊島区西巣鴨2-31-7 〒170-0001 問合せ先 奨学厚生課厚生チーム 03(5841)2554、2545	45分	500人	無

・上記の学生宿舎の入居者募集及び入居資格の詳細については、次のウェブサイトをご覧ください。奨学厚生課厚生チームまで直接お問い合わせください。

東京大学ウェブサイト <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/index.html>

> 教育・学生生活 → 授業料・奨学制度・宿舎等 → 学生宿舎

奨学厚生課厚生チーム 電話：03(5841)2554、2545

E-mail：kousei.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

・三鷹国際学生宿舎の詳細については、次のウェブサイトをご覧ください。教養学部等事務部学生支援課厚生チームまで直接お問い合わせください。

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部ウェブサイト

<https://www.c.u-tokyo.ac.jp/campuslife/index.html>

> 在学生の方 → 学生生活支援 → (住居について) → 学生宿舎

◆ インターナショナル・ビレッジ

・目白台インターナショナル・ビレッジ

入居対象は学生・研究者と幅広く、入居申請を毎月行うことができる宿舎です。目白台ビレッジでは、独立型居室の全フロアとシェア型居室のフロアの一部が、公的な各種証明書(*)に記載された性別を問わず誰でも入居可能なオールジェンダーフロアとなっています。

*) 公的な各種証明書：パスポート、在留カード、マイナンバーカード、運転免許証等

詳細は東京大学ハウジングオフィスの以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/housing-office/ja/housing/shukusha/mejirodai.html>

・追分インターナショナル・ビレッジ

大学院博士課程学生と研究者を対象とした宿舎で、入居申請を毎月行うことができます。

詳細は東京大学ハウジングオフィスの以下のウェブサイトをご覧ください。

https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/housing-office/ja/housing/shukusha/oiwakevillage_00001.html

◆ 国民年金への加入について

(1) 公的年金と手続

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています（国民皆年金）。20歳になったら加入手続をし、毎月保険料を納める必要があります。保険料は日本年金機構のウェブサイトで確認できます。（<https://www.nenkin.go.jp>）現金、口座振替、クレジットカードによる支払いが可能です。保険料を納めないと、在学中に事故や病気で障害が残っても障害基礎年金が受けられなかったり、将来受け取る老齢基礎年金が減額されたりする場合があります。

(2) 学生納付特例制度

所得の少ない学生は、国民年金保険料の納付が猶予される学生納付特例制度に申請することができます。承認されると、障害等不慮の事態には満額の年金が支給され、特例期間も老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、満額受けるためには追納の必要があります。詳しくは、日本年金機構のウェブサイトを参照してください。申請書もダウンロードできます（本学では学生納付特例の代行事務は行っておりません）。

◆ キャリアサポート室

キャリアサポート室では、学生の進路選択のための意思決定をサポートするために、さまざまな取組を行っています。大学入学をスタートに例えれば、ゴールは単に「卒業すること」、「就職すること」ではありません。「その先で自分は何をやりたいか?」、「どうしたら自分らしく社会に貢献できるか」、「社会の中で活躍できるようになるためには、自分のどこを磨けば良いか?」を主軸にした将来を見据えた進路選択ができるようになることが大切です。その一助となるべく、キャリアサポート室では、3つの柱を中心に活動しています。

1. 就職活動の実務的なサポート

- ・業界研究や説明会等のイベント、自己理解や選考時に役立つワークショップを企画・運営し、就職活動を進めていくうえでの実務的なサポートを行っています。

2. 進路に関する相談

- ・専門のキャリアアドバイザーによるキャリア相談を行っています。

3. OB・OG名簿の情報提供（要予約）やOB・OGと交流できる場の提供

- ・さまざまな分野の第一線で活躍しているOB・OGと学生が交流できる機会を設けています。

キャリアサポート室では、学生一人ひとりの進路について、あるいは志向や適性について、幅広く相談に応じておりますので、どうぞお気軽にご利用ください。

【開 室 時 間】月曜～金曜 9:00～17:00（休日・夏季一斉休業期間・年末年始を除く）

【キャリア相談】月曜～金曜 対面とオンラインにて実施中（要予約）

※最新情報については、当室ホームページにてご確認願います。

【ホームページ】<https://www.careersupport.adm.u-tokyo.ac.jp/>

※キャリア相談他、OBOG名簿閲覧、イベント開催、外部イベント情報、インターンシップ・求人情報、キャリア・就職活動お役立ち情報、国家総合職等公務員情報 など掲載しています。

【場 所】学生支援センター内（本郷）

◆ 相談支援研究開発センター総合窓口

どのようなことでも相談に応じています。お話を伺い、問題解決へ向けての提案、学内外の適切な相談施設へのご紹介をいたします。本学学生、保護者、教職員を対象としています。

ホームページ：<https://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/nsc/>

時間： 火～金曜日 10：00～16：00（休日・夏季一斉休業期間・年末年始を除く）

場所： プレハブ研究A棟1階（第2食堂隣り）

電話： 03-5841-7867・0786

相談方法： 予約なしで直接窓口に来ていただいても構いませんが、相談中などで対応できないこともあります。可能であればWEBサイトから予約されることをお勧めいたします。

対面のほかに、電話やZoomでの相談も可能です。なお、火・木曜日の13時から15時で「いつでもZoom」（相談員は大学職員です。）をオンラインで開設しており、東京大学に所属する学生、教職員が予約なしで利用できます（日本語のみ対応）。「いつでもZoom」の利用にあたっては、大学発行のECCSクラウドメール（g.ecc.u-tokyo.ac.jp）及びZoomアカウントが必要です。

◆ 学生相談所（本郷）

学生相談所は、主に心理的問題を的確に把握し、その対処を専門のカウンセラーと考えていく場所です。また、家族や友人など周りの人への対応についての相談もできます。自殺の危険性が高い場合などをのぞき、個人の秘密はかたく守られますので、どうぞお気軽にご利用ください。

学生相談所では次のようなご相談ができます。

- ・進路・学業：就職か進学か、学習意欲の低下 など
- ・人間関係：教員・家族・友人との関係 など
- ・性格：自信が持てない、人前が出るのが苦手 など
- ・心身の健康：不眠、過食、うつ状態 など
- ・ジェンダーやセクシュアリティ：性自認や性的指向の悩み など

※リラクゼーションやコミュニケーション等についてのワークショップやグループ活動も随時開催しています。詳しくは、ウェブサイトをご確認ください。

- 【開 室 時 間】 月～金曜日 10：00～17：00
(昼休み 13～14 時、休日・夏季一斉休業期間・年末年始を除く)
- 【場 所】 プレハブ研究A棟1階（第2食堂隣り）
- 【電 話】 03-5841-2516
- 【ウェブサイト】 <https://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/scc/>

原則予約制です。予約はウェブサイトからがスムーズです。

※ 最新の情報はウェブサイトをご覧ください。

駒場キャンパス・柏キャンパスにも学生相談所があります。

(駒場学生相談所：03-5454-6186・学生相談所（柏）：04-7136-3714)

◆ コミュニケーション・サポートルーム

コミュニケーション・サポートルームは、人とのコミュニケーションに関する悩み、注意力の問題、他の人と違う考え方・感じ方に関する悩みなどについて相談する窓口です。自分の悩みが発達障害/神経発達症群（自閉スペクトラム症（ASD）や注意欠如・多動症（ADHD）など）に関係があるのではないかという相談にも応じています。お話をうかがい、必要な場合には心理検査などを実施することで、自己理解を深め、困っていることに対する環境調整や工夫などの方策を一緒に考えます。

【開室時間】 月～金曜日 10:00～17:00

（昼休み 13～14時、休日・夏季一斉休業期間・年末年始などを除く）

※ 原則予約制（予約はウェブサイト、電話、来室にて受付）。

【場所】 プレハブ研究A棟2階（第2食堂隣り）

※ 他キャンパスでの相談も行っています

（相談体制は随時変更することがございます。ウェブサイトをご覧ください）。

【電話】 03-5841-0839

【ホームページ】 <https://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/csr/>

◆ 精神保健支援室

精神保健支援室では、学生・教職員の皆様のメンタルヘルス向上のため、啓発活動、相談や学生生活支援、精神科診療など、幅広い活動をしています。保健センター精神科では、精神科医による診療のほか、教員との連携によって、学生のよりよい修学環境の調整にも努めています。大学生・大学院生は、学業面での悩みだけでなく、学校や家庭での対人関係の悩み、進路の悩みなど、様々な悩みを抱えストレスを受けます。人生における変化の大きい、大切な時期であるとともに、精神的不調に出会うことも少なくない時期です。不調に陥った場合は、症状が軽いうちに、早めに対処をすることが回復への近道です。心配な点があれば、気軽にご相談にいらしてください。

【本郷キャンパス】

診察時間： 月～金曜日 9：50～12：50、13：50～15：50

(受付は昼休みを除く 9：15～16：30)

場 所： 本郷保健センター 第2本部棟2階

電 話： 03-5841-2578 ※要予約（予約は電話、来室にて受付）

相談体制は随時変更することがございます。下記ホームページをご覧ください。

【駒場キャンパス】

診察時間： 月～金曜日 9：50～12：50、13：50～15：50

(受付は昼休みを除く 9：15～16：30)

場 所： 駒場保健センター 2階

電 話： 03-5454-6167 ※要予約（予約は電話、来室にて受付）

相談体制は随時変更することがございます。下記ホームページをご覧ください。

【柏キャンパス】

診察時間： 下記ホームページをご覧ください

場 所： 柏保健センター 1階

電 話： 047-136-3040 ※要予約（予約は電話、来室にて受付）

【ホームページ】 <https://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/mhs/>

◆ ピアサポートルーム

ピアサポートとは、仲間による支援のことです。ピアサポートルームは、一定の研修を受けた学生ピアサポーターを組織し、学生による学生を支えるピアサポート活動を全学的に展開しています。

電話： 080-9410-0093 080-3728-2019

ウェブ： <https://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/psr/>

X： @utpsr

Instagram： @ut_psr

note： <https://note.com/utpsr/>

<ピアサポートルームの行う主な活動>

1. 様々な交流イベントの開催（対面・オンライン）
2. note やウェブサイトなどで学生生活に役立つ情報の発信
3. その他東大生に支援を届ける様々な企画

ピアサポートルームの行う活動について、詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

<https://ut-psr.net/>



(学生ピアサポーターの運営するウェブサイト)

<ピアサポーターの募集>

ピアサポートルームでは、一緒にピアサポート活動を行ってくださるピアサポーターを随時募集しています。ご応募いただいた方には、ピアサポーター認定に必要な研修プログラム等をご案内いたします。

【応募条件】 東京大学の学部・大学院に在学中の正規学生であること

【応募方法】 下記ウェブページに記載しています。

<https://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/psr/encourage/>

◆ バリアフリー推進オフィス

バリアフリー推進オフィスは、「東京大学憲章」の精神に基づく全学のバリアフリー化推進のための専門部署です。

障害のある学生が円滑に教育を受けることができるよう、学生の所属する学部・研究科等が行う支援のコーディネートをしています。

障害のある学生の修学上、障害を理由とする不利益が生じないようにするためには、ハード・ソフト両面から適切な支援が必要です。例えば、聞こえない方・聞こえにくい方へは、音声をその場で文字にして伝える「ノートテイク」や「パソコンテイク」などの支援や、補聴援助システムの貸出を行っています。見ええない方・見えにくい方へは、文字の拡大や書籍等の電子データ化、各種支援機器の貸出を行っています。移動が困難な方へは、アクセス可能な教室への変更や、施設バリアフリー化に向けた調整、専用駐車場の確保などを行っています。その他の障害のある方は、困りごとに応じた配慮についての相談ができます。バリアフリー推進オフィスに常駐している専任教員やコーディネーターが一人ひとりの相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

また、バリアフリー推進オフィスでは、障害のある学生の支援を担うサポートスタッフを随時募集しており、パソコンテイク等の各種養成講座やスキルアップ研修等も行っています。興味・関心のある方の来室をお待ちしています。

【本郷支所】

開室時間：平日 9：30～17：00（祝日を除く）

場所：学生支援センター（御殿下記念館北側）モール階（地下1階）

電話：03-5841-1715 / Fax：03-5841-1717

【駒場支所】

開室時間：平日 9：30～17：00（祝日を除く）

場所：教養学部8号館1階111室

電話：03-5465-8944 / Fax：03-5465-8952

【柏分室】

開室時間：毎週火曜日 10：00～16：00（※13：00～14：00は閉室）
（祝日を除く）

場所：新領域基盤棟2階2B5号室

電話：04-7136-5574

※柏分室は、臨時閉室する場合がありますので、開室日については、バリアフリー推進オフィス HP をご参照下さい。

E-mail：spds-staff.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

ホームページ：<https://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/>

◆ 運 動 会

一般財団法人東京大学運動会は、本学における体育及び運動の進歩普及を図ることを目的としています。
詳しくは東京大学運動会ホームページ (<https://services.undou-kai.com>) をご覧下さい。

(事務室及び手続受付：学生支援センター 2階)

1. 会 費

1か年につき

正会員 (学生等)	2,500円
(附属学校生徒)	1,200円
(教職員等)	3,000円
賛助会員 (卒業生及び旧教職員) 御殿下記念館用・保健体育寮用	各3,000円

2. 運動会の事業

ア. 主催行事……駒場運動会、本郷スポーツフェスティバル、球技大会 (野球、サッカー)、
レガッタ大会、スケート講習会、ゴルフ講習会、馬術講習会、
グライダー搭乗会等

イ. 運動用具貸出し (運動会会員証と引換え)

ウ. 体育施設の利用受付……御殿下グラウンド、農学部グラウンド、地震研横テニスコート、
農学部テニスコート

エ. 保健体育寮の利用受付 (利用資格は運動会員及びその同伴者)

※保健体育寮……静岡県 (戸田寮)、長野県 (乗鞍寮・夏期のみ開寮)、

山梨県 (山中寮内藤セミナーハウス・2017年8月から (株) アブルボアが運営)

寮運営費 (戸田、乗鞍寮)	戸田	乗鞍
正会員 (学部学生、大学院生、附属学校生徒)	1泊 2,400円	2,700円
正会員 (教職員)	1泊 2,900円	3,200円
非会員の学部学生、大学院生 (もしくはそれに準ずる者)	1泊 2,900円	3,200円
非会員の教職員 (もしくはそれに準ずる者)	1泊 3,400円	3,800円
賛助会員	1泊 3,400円	3,800円
各会員の同伴者	1泊 3,900円	4,300円
食 費	(戸田寮) 朝食500円、昼食700円 (夏期のみ)、夕食1,000円 (乗鞍寮) 朝食600円、昼食800円、夕食1,100円	

○ 使用料 (戸田寮については、運営費とは別途徴収。但し、学内者で非会員の者は除く。)

賛助会員及び各会員の同伴者のみ 1泊 100円

○ 山中寮内藤セミナーハウスは、運動会員にならなくても学内者であれば利用可能。予約方法等の詳細については以下のHPを参照。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/facility/h08_02_02.html

オ. 御殿下記念館の利用受付

ジムナジウム、温水プール（採暖室あり）、トレーニング室、スポーツ相談室、スタジオ、研修室、ロッカー室、シャワー室、サウナ室等を完備した総合スポーツセンターです。

運 営 費	当 日 券	発行当日1回限り有効	500円
	回 数 券	1年有効（当日券11枚分）	5,000円
	パスカード	6ヵ月有効（学生）	7,000円
		1年有効（ 〃 ）	10,000円

専有利用可（別途特別運営費徴収のこと）

※最新の情報は御殿下記念館ホームページ (<https://taiiku.adm.u-tokyo.ac.jp/goten/>) をご覧ください。

3. 運 動 部

合気道部、ア式蹴球部、アメリカンフットボール部、応援部、空手部、弓術部、競技ダンス部、剣道部、航空部、硬式野球部、ゴルフ部、自転車部、自動車部、柔道部、射撃部、準硬式野球部、少林寺拳法部、水泳部、スキー部、スキー山岳部、スケート部、相撲部、漕艇部、ソフトボール部、体操部、^{たいどう} 剣道部、卓球部、庭球部、軟式庭球部、軟式野球部、馬術部、バスケットボール部、バドミントン部、バレーボール部、ハンドボール部、フットサル部、フェンシング部、ボウリング部、ボクシング部、ホッケー部、ボディビル&ウェイトリフティング部、洋弓部、ヨット部、ラグビー部、ラクロス部、陸上運動部、レスリング部、ワンダーフォーゲル部（以上50音順）及び総務部

◆ 保健・健康推進本部（各地区保健センター）

保健・健康推進本部は、本郷・駒場・柏、各キャンパスの保健センターで、内科（一般内科・トラベルクリニック・ワクチン相談）・精神科・歯科（本郷・駒場）・耳鼻咽喉科（本郷）・女性診療科・整形外科（駒場）・皮膚科（駒場）の外来診療や各種健康相談・診断書の発行を行っています。学生定期健康診断をはじめ、種々の健康診断を実施し、それらの結果については証明書を発行しています。

健康診断には、学生健診Ⅰ（春季のみ）、学生健診Ⅱ（春季・秋季）、新入生の健診などがあります。対象学生は入進学年月日によります。これらの定期健診は学校保健安全法に基づき実施していますので、指定された期間内に必ず受診してください。

各科の診療、健康相談の日程表は本便覧に掲載されています。これらの日程・時間表に変更が生じる場合は、東京大学保健・健康推進本部（保健センター）ホームページ（<https://www.hc.u-tokyo.ac.jp>）に掲載します。

健診日程の変更等直前の情報も同ホームページに掲載されます。

<健康診断結果証明書・診断書について>

1. 本学定期健康診断等に基づいた健康診断結果証明書・健康診断書を発行しています。（概ね健康診断後3週間で発行できます。）

※健康診断を受診した後に長期の休業日がある場合、健康診断の処理に時間がかかり、健康診断結果の開示・健康診断結果証明書の発行開始日が3週間を超えることがあります。

2. 本学定期健康診断を受診していない場合には、健康診断結果証明書・健康診断書の発行を一切行いません。外部の医療機関で健診を受ける場合の健診受診料と証明書・診断書の発行料はともに高額となります。
3. 発行申込みは次年度の4月の最終業務日までです。（例：2026年度の定期健診を受けている場合は2027年4月最終業務日まで）
4. 健康診断書の作成には時間を要する場合がありますため、余裕を持って申し込んでください。

詳しくは保健センターホームページを参照してください。

令和8年度学生定期健康診断

(A) 対象学生

教養学部前期課程新入生健診、学生健診Ⅰ（春季のみ）、学生健診Ⅱ（春季・秋季）、PEAK健診（春季・秋季）があります。

対象学生は入進学年月日によります。

※学生健診Ⅱ（春季）は、受入研究員健診（部局担当者による事前登録が必要）を同時実施します。

● 教養学部前期課程学生	
入進学日	健診種別
～2025年4月	学生健診Ⅱ(春季)
2025年9月	PEAK健診(春季) *新入生健診相当を実施
2026年4月	教養学部前期課程新入生健診
2026年9月	PEAK健診(秋季) *学生健診Ⅱ相当を実施
● 学部後期課程、学部編入生、大学院修士・博士課程学生、専門職学位課程学生	
入進学日	健診種別
～2025年5月	学生健診Ⅱ(春季)
2025年6月～2026年5月	学生健診Ⅰ(春季)
2026年6月～10月*	学生健診Ⅱ(秋季)
2026年11月～	2027年度に実施する学生健診Ⅰ（春季）
*2026年6月～10月の入学者は、2027年度には「学生健診Ⅰ(春季)」の対象となります。	
● 研究生・聴講生等	
入進学日	健診種別
～2026年5月	学生健診Ⅱ(春季)
2026年6月～10月	学生健診Ⅱ(秋季)
2026年11月～	2027年度に実施する学生健診Ⅱ(春季)

(B) 健診項目

*すべての健診で事前にweb問診の入力が必要です。

- 学生健診Ⅰ ①問診 ②血圧測定 ③身長・体重・BMI ④胸部エックス線検査 ⑤心電図検査
⑥血液検査 ⑦尿検査（潜血、糖、蛋白） ⑧腹囲測定 ⑨聴力検査（会話法）
⑩医師診察
- 学生健診Ⅱ ①問診 ②血圧測定 ③身長・体重・BMI ④胸部エックス線検査

(C) 健診会場・日程、予約・web問診方法、当日の持ち物、注意事項等

保健・健康推進本部（保健センター）ホームページ（<https://www.hc.u-tokyo.ac.jp>）に掲載します。

診療と健康相談の時間表

保健センターでは健康診断以外に下記のような診療を行っています。本学学生、教職員であればどなたでも利用可能です。所定の料金がかかりますが健康保険証は必要ありません。体調が思わしくないときや健康上の心配事などがあれば利用してください。各科の診療日時は変更になることがあります。来所の際は事前に各地区保健センター受付に問い合わせるか、保健センターホームページで確認してください。

本郷保健センター (03-5841-2573)

診療科	曜日	受付時間	備考
内科	月～金	10:00～12:20 14:00～15:45	急患対応 9:00～17:00
健康相談	月～金	9:00～13:00 14:00～16:00	
精神科 精神保健相談	月～金	9:15～12:50 13:50～16:30	予約制(初診も予約が必要) [診療時間]9:50～12:50, 13:50～16:00
歯科	月～木	午前・午後 詳細はHPで確認	予約制
耳鼻咽喉科	火・金 月・火・木	10:00～12:20 14:00～15:45	
女性診療科	月・水 (変更の可能性あり)	10:00～12:20 14:00～15:45	第3月曜日午後除く

駒場保健センター (03-5454-6831)

診療科	曜日	受付時間	備考
内科	月～金	10:00～12:20 14:00～15:45	急患対応 9:00～17:00
健康相談	月～金	9:00～13:00 14:00～16:00	
精神科 精神保健相談	月～金	9:15～12:50 13:50～16:30	予約制(初診も予約が必要) [診療時間]9:50～12:50, 13:50～16:00
歯科	月・金	14:00～16:00	予約制
皮膚科	第4水	9:30～11:50	
整形外科	第2・4金	10:00～11:45	
女性診療科	火	10:00～12:20 14:00～15:45	

柏保健センター (047-136-3040)

診療科	曜日	受付時間	備考
内科	月～金	10:00～12:20 14:00～15:45	急患対応 9:00～17:00
健康相談	月～金	9:00～12:30 14:00～16:00	
精神科 精神保健相談	月火木	9:15～12:50 13:50～16:30	予約制(初診も予約が必要) [診療時間]詳細はHPを確認ください。
女性診療科	第2水 (変更の可能性あり)	14:35～15:35	

◆ 東京大学学生自治会中央委員会規約

第1章 総則

第1条 本会は、東京大学学生自治会中央委員会と称する。

第2条 本会は、学生自治の精神に基づき、学問の自由、学生生活の向上のために、全学的な観点から、学生自治会共通の問題を連絡協議し、その解決を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事項に関する事業及び活動を行う。

- 1 各学生自治会の連絡強化
- 2 各学生自治会共通の問題に関する統一の方針の協議確認
- 3 学内諸団体の協調促進
- 4 学外諸団体との提携、連絡、交渉等
- 5 諸資料の蒐集、作成及び頒布
- 6 その他本会の目的達成のために必要な諸活動

第4条 (1) 本会は、本学のすべての学生自治会より選出された委員をもって、これを組織する。(2) 委員は、各学生自治会が、3名宛これを選出する。

但し、3名中1名は、各学生自治会の委員長でなければならない。

委員の選出方法及び任期は、各学生自治会の規約による。

第5条 本会の事務所は、本学構内におく。

第2章 機関及び役員

第6条 本会は、次の機関をおく。

総会、常任委員会

第7条 本会は、次の役員をおく。

議長、副議長

第8条 本会は、必要に応じて各種専門委員会をおくことができる。

第3章 総会

第9条 総会は、本規約に則り、本会の事業及び活動に関して決議し、又、常任委員会の活動を監督、援助する。

第10条 総会は、第4条によって選出された本会委員全員をもって、これを構成する。

第11条 定例総会は、毎月1回開催する。その招集は、議長がこれを行う。

第12条 議長は、次の場合、臨時総会を招集しなければならない。

- 1 常任委員会の要請
- 2 委員5名以上の要請
- 3 議長が特に必要と認める場合

第13条 総会は、過半数の委員の出席をもって成立する。

但し、出席委員の属する学生自治会の数は、すべての学生自治会の3分の2以上でなければならない。

第14条 総会の決議は、出席委員の過半数をもって成立する。

投票権は、各委員一個とする。

第15条 総会の決議は、各学生自治会の自主性を拘束するものではない。

第4章 常任委員会

第16条 常任委員会は、総会の決議に基づき、本会の事業及び活動を行う。

第17条 常任委員会は、第4条により選出された委員3名のうちから、各学生自治会が1名宛選出した常任委員をもって、これを構成する。

第18条 定例常任委員会は、毎週1回、議長が、これを招集する。議長が必要と認めたとき又は委員3名以上の請求があるときは、臨時会を開かねばならない。

第19条 常任委員会は、常任委員の3分の2の出席をもって成立する。

第20条 常任委員会の決定は、出席委員の過半数をもって成立する。

第5章 議長、副議長

第21条 (1)総会は、常任委員のうちから、議長及び副議長を選出しなければならない。

(2)議長及び副議長の任期は6か月とする。

但し、再選されることができる。

(3)議長は、中央委員会を代表し、総会及び常任委員会の会議を主宰する。

(4)副議長は、議長を助け、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

第6章 専門委員会

第22条 専門委員会は、特殊の問題を解決するため、第8条に基づき、総会の決議によって設置される。

第23条 専門委員会は、総会の承認を得て、本学学生の中より、議長が、これを任命する。

第24条 専門委員会は、当該問題が解決したときは、総会の決議によって解散する。

第7章 会計

第25条 本会の会計事務については、常任委員の中から専任委員を設けて、これを行わせる。

第26条 本会の経費は、学生自治会負担金及びその他の収入をもって、これに充てる。各学生自治会の負担金は、総会において負担額を予定し、各学生自治会の承認によって決定する。

第27条 本会の決算は、毎会計年度の終了後、会計監査員の監査を受けなければならない。

会計監査員は、本会委員中、非常任委員の中より2名を互選によって任命する。

第28条 会計委員は、総会に予算を提出し、決算を報告し、その承認をえ、これを全学生に告示しなければならない。

第29条 本会の会計年度は、上半期は、6月1日より11月30日まで、下半期は、12月1日より5月31日までとする。

第8章 附則

第30条 本規約において、学生自治会とは、各学部の学生自治会をいう。

第31条 本規約は、すべての学生自治会の承認によって発効する。

第32条 本規約の改正は、総会の決議と、すべての学生自治会の承認によって行われる。

中央委員会規約に関する覚書

- 1 本規約第3条第2号にいう「協議」とは、討論を意味し、「確認」とは、各委員のその学生自治会への報告にあやまりのないよう、討議の状況を確認することを意味する。
- 2 本規約第14条にいう「出席委員」とは、投票する出席委員の意味であって、委任状による投票は認めない趣旨である。
- 3 本規約第31条及び第32条にいう「学生自治会の承認」とは、各学生自治会の大会の決議若しくは各学生自治会規約において、これと同等の効力を有するものと認めた方法による承認を意味する。

◆ 東京大学におけるハラスメント防止のための倫理と体制の綱領

平成12年7月11日
評 議 会

東京大学は、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント及びその他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）について、教育・研究の場である大学に適した倫理を明らかにするとともに、ハラスメントに対する防止や救済のための学内体制を整えるために、この綱領を定める。

I ハラスメント防止のための倫理

1. セクシュアルハラスメント防止のための倫理

(1) 基本的考え方

大学は、学生・教職員を主たる構成メンバーとするアカデミック・コミュニティである。東京大学は、このコミュニティに属するすべてのメンバーが、個人として尊重され、自律的に活動する権利を持つことを確認する。この権利を侵害するセクシュアルハラスメントを防止し、被害に対する公正な救済を保障することは、より良い教育・研究環境の維持に不可欠である。

学問の府としての大学が、その社会的使命を果たしていくために、教員をはじめとしてその構成員には多くの自由と自律性が保障されている。この自由と自律性は、同時に構成員間に一般社会とは異なる力関係を生み出している。たとえば、教員と学生との間には、教育・指導・評価を与える者とこれを受ける者という関係が存在する。教育のために教員に付託された学生に対するこのような影響力を教員が濫用することになれば、教員に対する学生の信頼を裏切るばかりでなく、社会的に認知されてきた大学における教育・研究の自由や自律性の基礎を失うことになる。教育・研究に携わるすべての大学人は、大学における自由の保障には、自己規律の義務が伴うことを十分認識しなければならない。すなわち、本学のアカデミック・コミュニティに属するすべての構成員は、教育・研究・就業の望ましい環境から恩恵を受ける立場にあるだけでなく、自らもまたそうした環境の維持と向上の一翼を担っていることを深く自覚し行動しなければならない。また、本学の有形無形の教育・研究環境は、開学以来男性を中心とする状況のもとで形成されてきた。しかし今後は、性別を問わずすべてのメンバーが快適に活動できる教育・研究環境を保障するための積極的努力が必要である。

(2) セクシュアルハラスメントの定義と基本的取り組み方

セクシュアルハラスメントは、「他の人を不快にさせる性的言動」と定義される。その態様としては、身体的接触、視線、性的内容の発言など、様々なものが含まれる。また、「性的な言動」には、性的な関心や欲求に基づく言動のほか、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動等も含まれる。「性的な言動」に対し、相手が「不快」と感じれば、基本的にそれはすべてセクシュアルハラスメントである。個人の尊厳を深く傷つけるセクシュアルハラスメントは、人格権の侵害である。

セクシュアルハラスメントは、次の二つに大別される。第一は、相手に教育、研究、指導、助言、採用、就業などの関係で、利益や不利益を与えることのできる立場にある者、特に教員や上司が、その立場を利用して相手に性的対応を求める、いわゆる地位利用型（または対価型）セクシュアルハラスメントである。第二は、「不快な性的言動」によって、教育・研究・就業の環境を害する環境型セクシュアルハラスメントである。これには、性的言動の対象者以外の者が「不快」と感じた場合、あるいは性的言動が特定の相手に向けられたものではない場合（たとえば性的な画像や文書の提示、掲示など）も含まれる。

本学は、このような多様な形態を持つセクシュアルハラスメントを徹底的に防止するための体制を整える。また、セクシュアルハラスメントの被害やこれを原因として生じたと判断されるような、教育上、就業上の不利益に対しては、迅速かつ適切に対処する体制を準備する。ある種のセクシュアルハラスメントの場合には、被害者が不快であることを表明することによって解決も可能であると思われる。しかし、個々人の感じ方の違いなどのために、加害者は被害者が不快と感じていることを認め

ないなど、当事者間での解決が難しい場合も多いと予想される。そこで本学では、個々の状況に柔軟に対応できるような相談体制と苦情処理手続の体制を準備する。

2. アカデミックハラスメント防止のための倫理

(1) 基本的考え方

東京大学は、東京大学憲章の前文で「大学は、人間の可能性の限りない発展に対してたえず開かれた構造をもつべき学術の根源的性格に由来して、その自由と自律性を必要としている」と謳っているように、教育研究の充実発展という社会的使命を果たしていく上で、大学における自由と自律性が重要であることを深く認識している。この自由と自律性は、とりもなおさず、大学というアカデミック・コミュニティの構成員一人ひとりの自由と自律性を基礎として成り立っており、大学にはこれを保障するための様々な制度が存在している。

ところで、自由と自律性がこれほど手厚く保障されている大学では、構成員の間に一般社会とは異なる権力関係が生ずる。教員と学生およびそれに準ずる者との関係を例に取ると、そこには教育・指導・評価を与える者とこれを受ける者という、非対称的な力関係が存在する。教員は学生等に大きな影響力を及ぼす存在である。その権力は、当然のことながら、教育という目的の実現のために各教員に付託されたものである。教育には厳しさが必要だが、それは学生を対等な人格として認め、その人格を尊重することが前提である。教員が学生に与える、教育・指導・評価は、あくまで厳正・中立・公正・公平なものでなければならない。

権力のあるところには常に濫用の危険が存在する。教育・研究のために多くの自由と自律性が保障されている大学においてはなおさらである。東京大学憲章が定めている、「すべての構成員がその個性と能力を十全に発揮しうよう、公正な教育・研究・労働環境の整備」（東京大学憲章 19）を図るためには、こうした権力の濫用を防止するための体制が整備されなくてはならない。

(2) アカデミックハラスメントの定義と基本的取り組み方

アカデミックハラスメントとは、大学の構成員が、教育・研究上の権力を濫用し、他の構成員に対して不適切で不当な言動を行うことにより、その者に、修学・教育・研究ないし職務遂行上の不利益を与え、あるいはその修学・教育・研究ないし職務遂行に差し支えるような精神的・身体的損害を与えることを内容とする人格権侵害をいう。東京大学憲章 19 に定める基本的人権を侵害する行為もこれに含まれる。またアカデミックハラスメントの加害―被害は、狭い形式的意味での教員―学生という身分関係にのみ発生するわけではない。東京大学が構成員全員に保障している「その個性と能力を十全に発揮しうよう、公正な教育・研究・労働環境」を、当事者間の力関係の非対称を背景とする権力の濫用によって破壊したり奪ったりする言動は、広くアカデミックハラスメントに含まれることに留意してほしい。

アカデミックハラスメントの防止と解決には、それぞれの部局の教育・研究現場の実情に即した対応と環境改善に努めることが、なによりも重要である。それゆえ全学的なアカデミックハラスメント防止体制に加えて、各部局が自らの責任においてアカデミックハラスメントの防止と解決のための体制を整えることが喫緊の課題となる。

東京大学は、全学および各部局の総力を挙げて、アカデミックハラスメントの防止と解決にあたっていく決意である。

3. その他のハラスメント防止のための倫理

セクシュアルハラスメント及びアカデミックハラスメント以外にも、所謂パワーハラスメント及び修学・教育・研究ないし職務遂行とは離れた場でのハラスメント（例えば、飲酒の強要、不正行為の強要及び宗教・思想への関与など）が考えられる。

東京大学は、これらのセクシュアルハラスメント及びアカデミックハラスメントには分類されないその他のハラスメントについても、セクシュアルハラスメント及びアカデミックハラスメントと同様の体制において、防止と解決にあたっていく。

II ハラスメント防止・救済のための体制

東京大学では、ハラスメントを防止するためにハラスメント防止委員会を設けるとともに、ハラスメント相談所を設置してハラスメントの苦情相談を受け付ける。それによって、ハラスメントがなされた場合はもちろん、それを原因として、被害者が修学上、就業上その他の不利益を被った場合にも、迅速かつ適切に対処する。

◆ ハラスメント相談所

ハラスメント相談所は、ハラスメントに関する相談を受けています。
その言動がハラスメントかどうか迷う場合でも相談できます。

- 専門の相談員が対応します。
- 責任者に対する対応についてのコンサルテーションも行っています。
- プライバシーは厳守されます。安心してご相談ください。
- 相談は、オンラインフォームより予約をお取りください。
- 所属キャンパスに関わらず、本郷・駒場・柏相談室のどこでも利用できます。

【受付・相談時間】

10:00-12:00, 14:00-17:00

最新の開室スケジュールはウェブサイトでご確認ください。

【電話】 03-5841-2233

【E-Mail】 soudan@har.u-tokyo.ac.jp

【URL】 <https://har.u-tokyo.ac.jp>

※開室予定等は随時変更となる可能性があります。

<ウェブサイト>



【予約・問い合わせ】

QRコードを読み取り、ハラスメント相談所ウェブサイトトップページの
オンラインフォームよりお申し込みください。

◆ 本郷構内の自転車・バイクの利用について

本郷地区キャンパス（浅野キャンパス及び弥生キャンパスを含む）では、良好な歩行空間の確保、自転車・バイクの効率的な整理・整頓等を行うために、平成19年度より本郷地区統一の自転車・バイクの登録制度、平成21年度より利用負担金制度を実施しています。

- 通学等に自転車・バイクを利用する者は、必ず許可申請を行い、ご許可証を購入ください。
- 交通ルールを遵守するとともに、駐輪・駐車場として指定された場所へ駐輪・駐車してください。

【許可証の有効期限】

自転車駐輪許可証及びバイク駐車許可証共に、交付年度の年度末までとする。

【窓口受付時間】 月～金（祝日除く）

10:00-12:00, 13:00-17:00

【E-Mail】 koutsuu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

【URL】 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/campus-life/h13_05.html

【許可証申請・問い合わせ】

規則・手続き等の詳細情報は、QRコードを読み取り、自転車・バイク通学のウェブサイトをご参考ください。

問い合わせ等はウェブサイトのオンラインフォームよりご連絡ください。

<ウェブサイト>



◆ 地震が発生したときの対応

本学では、学内において震度5弱以上の地震が発生したときにとるべき行動の指針を以下のように定めています。地震が発生したら、まずは各自が自分の身の安全を確保し、揺れが収まったら教職員の指示に従い行動するとともに、**安否状況**（《参考1》参照）を必ずお知らせください。

一次避難場所は建物前、二次避難場所は部局ごとに指定されています（《参考2》参照）。自身の部局の避難場所を把握してください。わからない場合は、各部局の事務に問い合わせ願います。

震度5弱以上の地震における初動の行動指針

地震発生・緊急地震速報受信

大半の人が恐怖を覚え 物につかまりたいと感じる揺れ

揺れている間は
基本的に動かない

身の安全を確保
(特に頭部)

可能な場合は
ドアを開けて
脱出口を確保

揺れが収まったら
一次避難場所
へ避難

【避難の判断は、原則的に職員等が行う】
○逃げ遅れ、閉じ込められた人が周囲にいないか確認
※ 障害のある学生・教職員への支援
○負傷者が周囲にいないか 確認
→ 負傷者の救助が手に負えない場合は、建物(号館)担当者に申告
○火災が発生していないか確認
→ 初期消火に手間取るようならば、身の安全のために避難を優先
○在館者の点呼(人数と氏名確認)を、一次避難場所(具体的名称)で行う

二次避難場所
へ避難

○建物(号館)担当者の指示に従う
○勝手にキャンパス内を移動しない
○必要に応じて、再度点呼(移動間にはぐれた者の有無の確認等)

【留意点】

- ・交通機関がストップしたり、学外で火災が発生する危険があるため、基本的には帰宅せず一旦学内に留まってください。
- ・震度6弱以上の地震が発生した場合、本学の応急危険度判定組織が学内の建物の安全性を調査し、判定結果を建物の見やすい場所に掲示することになっています。判定結果が掲示されていない建物にはむやみに立ち入らず、部局災害対策本部の指示に従ってください。
- ・学外で災害に遭遇した場合でも、まず身の安全をはかりましょう。その後落ち着いた段階で必ず大学へ安否状況をお知らせください《参考1 参照》。所属部局等における点呼及び安否確認の方法と連絡先を把握してください。
- ・学外でも部局災害対策本部からの指示があった場合は、それに従ってください。

《参考1》安否確認サービス

- ・居住地もしくは通学地で震度5強以上の地震が発生した場合は、学務システム UTAS に登録しているメールアドレスへ安否確認サービスから自動で安否確認メール(発信元: ut-safety@ems8.e-ansin.com)が送信されます。
- ・メールを受け取った際は、安否状況を必ず回答してください。
- ・メールで回答する場合は、登録したメールアドレスから回答してください。転送されたメールアドレスからの返信による回答は無効となります。適宜学務システム UTAS の登録状況を更新してください。

《参考2》災害時の対応情報

災害時の対応に関する情報をまとめています。事前に確認してください。

【環境安全・安全衛生ポータル】災害時の対応情報

https://univtokyo.sharepoint.com/sites/EHS_portal/SitePages/d/Information_on_Disaster_Response.aspx



《参考3》災害用伝言板

震度6弱程度以上の地震などの災害発生時に、携帯電話等で安否情報を登録することが可能となるサービスです。

- ・災害発生時には、各電話、携帯電話等の各社が災害用伝言板の提供を開始します。携帯電話事業者5社については横断的に検索できるように連携されており、家族や友人などが被災した場合、安否の確認や連絡などに活用できます。災害用伝言板の提供開始は、テレビ・ラジオ・インターネットなどで通知されます。
- ・毎月1日と15日、正月三が日（1月1日～1月3日）、防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）、および防災週間（8月30日～9月5日）に体験サービスを実施しています。実施時間帯詳細については各社webページをご確認ください。

【災害用伝言版へのアクセス】

NTT 東日本・NTT 西日本 《web171》	
https://www.web171.jp/web171app/topRedirect/	
NTTdocomo / ahamo	
http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi	
au	
https://dengon.ezweb.ne.jp/	
SoftBank / Y! Mobile	
http://dengon.softbank.ne.jp/	
楽天モバイル / povo / UQ モバイル	
《web171》を利用してください。	

《参考4》その他の情報

- ・東京都「東京都防災ホームページ」<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>



東京大学 環境安全本部 [防火防災部]
 問合せ先：環境安全課安全企画チーム
 E-mail：kankyoanzenkikaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
 Tel：03-5841-1051 Fax：03-5841-1053

◆ 科学研究行動規範

科学研究 行動規範

Code of Conduct
for Research

科学の健全な発展を目指して
To Promote Responsible Conduct of
Research for the Sound Development
of Science

2021年4月
April, 2021

東京大学
The University of Tokyo



東京大学憲章

1. 学術

【研究の理念】

東京大学は、真理を探究し、知を創造しようとする構成員の多様性により、自主的かつ創造的な研究活動を喜び、世界最高水準の研究を追求する。東京大学は、研究が人類の早期と福祉の発展に資するべきものであることを認識し、研究の方法および内容にたいして厳格である。東京大学は、研究活動を自ら信頼し、これを社会に開放するとともに、適切な第三者からの評価を受け、説明責任を果たす。

東京大学の科学研究における行動規範

1 科学研究は、人類の幸福と社会の発展のために欠かすべからざる活動である。科学研究の成果は公開されることにより研究者相互の厳密な評価と批判にさらされ、それに耐え得ない知識が人類共有の財産として蓄積され活用される。科学研究に携わる者は、この社会の公認のもとで人類社会に貢献する責務を負っており、またそれを果たしている。この科学者コミュニティの一員として、研究活動について透明性と説明性を自らの責任と保証することに、高い倫理観をもって努めることは当然である。

2 科学研究における不正行為は、こうした研究者の基本的な行動規範に背つらねるものである。のみならず、研究者の活動の場である大学に対する社会の信頼を失くす恐れ、ひいては科学の発展を阻害する危険をもち、それは、科学研究の基盤そのものを揺るがし、その健全を脅かす、人類に対する重大な脅威行為である。

それゆえ、科学研究を行うにあたっては、意図、改ざん、濫用を行わないことはもとより、広く社会や科学者コミュニティによる評価と批判を可能とするために、その科学的根拠を透明にしなければならず、科学研究に携わる者は実験・観察等の実施者、共同研究者、研究グループの責任者など立場にかかわらず、説明責任を果たすための具体的な措置をとらねばならない。

3 科学研究に携わる者の責任は、自託された研究費の適正使用の観点からも重要である。大学における科学研究を有形無形に支える無数の人々に負いきれない。十分な説明責任を果たすことにより研究成果の信頼性や再現性を保証していくことは、研究活動や世界の発展であり、それなしには研究の自由はあり得ない。その責任を果たすことによってこそ、東京大学において科学研究に携わる者としての基本的な資格を備えることができる。

科学研究行動規範についてさらに知りたくは、

科学研究行動規範ウェブサイトをご覧ください。

For further details, please visit the university's
"Code of Conduct for Research" website.

東京大学 科学研究行動規範



研究活動の不正行為とは？

研究活動の不正行為：

東京大学の科学研究における行動規範では、研究活動の不正行為を次のように定義しています。本学は、これらの不正行為について、調査・裁定を行う体制を整備しています。

捏造	存在しないデータその他の研究結果等を作成すること
改ざん	研究活動によって得られたデータ、その他の研究結果等を真正でないものに加工すること
濫用	他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該他者の了解もしくは適切な表示なく濫用すること

その他、上記行為の証拠隠滅等の隠蔽行為又は立証妨害行為（証拠又は再検を行うために不可欠な実験記録等の資料又は実験試料等の隠蔽、廃棄及び未整備、立証妨害の意図による虚偽の陳述を含む。）及び上記行為の指示、命令又は強要も不正行為にあたります。

もし不正行為が行われた場合、不正行為を行った者や、不正行為のあった論文の責任者等が、懲戒や、研究費の返還、競争的資金の申請制限などの対象となることがあります。

その他の不適切な行為：

さらに、科学者コミュニティの一員として高い倫理観を求める行動規範の趣旨からは、以下のような行為は不適切であり、決して行ってはなりません。

不適切な著者選択	例) 論文の内容にはほとんど寄与していない者を著者に列入したり、逆に重要な寄与をした者を著者に列入しなかったりすること
虚偽記載	例) 実際には存在しない業績等を申請書、報告書等に記載すること
重複投稿	例) 規定に反し、複数の学術誌等に実質的に同一内容の論文を投稿すること

責任ある研究活動に向けて……

信頼性・客観性の保証：

研究成果の信頼性は、科学の発展の基盤です。研究成果の発表にあたっては、研究方法やデータ処理は適切か、再現性は十分確認されているか、先入見や偏見に促されていないか、慎重に検証しましょう。そのために、他の研究者や学生と相互に信頼なく議論し、チェックし合える環境を作りましょう。論文等に誤りがあった場合、他の研究者への影響が最小限になるよう、速やかに訂正を公表してください。

研究記録・試料の保管：

研究結果は、他の研究者による厳しい評価と批判を経て「真理」として認められます。他の研究者による検証や評価を可能にするために、他者が見てもわかるように実験ノート・研究ノート等を作成して研究の記録を残し、論文等の発表後も記録やデータ、試料等を保存しておくことが必要です。

引用のマナー：

新たな発見は、先行する研究成果のうえに成り立っています。他の研究者の業績に敬意を払い、関連の先行研究を誠実に確認・評価し、自らの研究と先行研究の位置づけを明確にしましょう。適切に引用することは、自らの研究のオリジナリティを明確にすることにもつながります。

研究倫理意識向上のための取組み

研究倫理教育の実施：

本学では、全ての研究者、競争的資金等の選定・管理に関わる者に対して、研究倫理教育の機会を創出しています。様々な教材を提供していますので、定期的に受講してください。

研究倫理ウィークの開催：

本学では、毎年、研究倫理ウィークを定めています。基調講演・パネルディスカッションを行う研究倫理セミナーや、研究倫理教材コンテストを開催してきました。

東京大学の研究者として責任ある研究活動を！

こういうことは研究上の不正行為です

The following are examples of research misconduct

- ◆思ったとおり結果が得られなかったため、事実とは異なる架空の実験結果を作成し、公表した。
Publishing a fabricated and/or manipulated image of experimental results when the expected results are not obtained.
- ◆検閲に合わない実験データを意図的に削除してグラフを作成し、公表した。
Publishing a graph omitting data inconsistent with your hypothesis.
- ◆論文として発表した研究に関する生データや実験・観察ノート等の研究の記録を残さなかった。
Failing to keep records of a study, such as raw data and laboratory notebooks.
- ◆研究室の同僚がミーティングで発表していたアイデアを、自らのアイデアとして公表した。
Presenting an idea originally set out by a colleague at a meeting as your own.
- ◆論文を作成する際、序論や先行研究の要約は重要ではないと考え、他者の論文からそのまま引用した。
Regarding introductions and summaries of previous studies as unimportant parts of the paper.
- ◆インターネットで見つけた他人の文章を切り取りて自分のレポートとして提出した。
Copying and pasting material found on the internet without citation.

知を志す者として / As One Aspiring for Knowledge

東京大学は世界最高水準の知の拠点として社会に貢献することを重要な使命としています。構成員の自発的で創造的な活動により生み出される知は、正当な手段と方法によるものでなければなりません。高い倫理観を持った知的活動の為に、この科学研究行動規範リーフレットを活用ください。

An important mission of the University of Tokyo is to contribute to society as the world's highest level of knowledge base. The wisdom produced by the autonomous and creative activities of its members must be through legitimate means and methods. Please use this leaflet on the Code of Conduct for Research to carry out intellectual activities with high ethical standards.

研究活動における不正行為に関する相談窓口

Consultation on Misconduct in Research Activities

研究推進部研究倫理推進課

Research Ethics Promotion Group

TEL: 03-5841-4304

Mail: kenkyu-kihan.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

科学研究行動規範リーフレット

<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400030733.pdf>



柏地区建物配置図

